
令和二年度産業経済研究委託事業
経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費（企業の組織再編成の実態等に関する調査）

経済産業省委託調査報告書

2021 年 3 月

PwC 税理士法人（経済産業省委託調査受託者）



目次

1. 事業概要	1
1.1. 本調査事業の背景および目的.....	1
1.2. 調査概要	1
1.2.1. 我が国の組織再編成に関する税制の課題の調査および整理・分析.....	1
1.2.2. 諸外国における組織再編成に関する制度および理論的根拠の調査	1
1.2.3. 我が国のスピノフ制度に関する理論的な整理.....	2
1.2.4. 米国におけるスピノフ制度の調査.....	2
1.3. 調査方法	2
1.3.1. 文献調査	2
1.4. 調査従事者	3
2. 調査結果	4
2.1. 調査結果の概要.....	4
2.2. 我が国の組織再編成に関する税制の課題の調査および整理・分析.....	7
2.3. 諸外国における組織再編成に関する制度および理論的根拠の調査	40
2.3.1. 米国	40
2.3.2. 英国	47
2.3.3. ドイツ	52
2.4. 我が国のスピノフ制度に関する理論的な整理	57
2.5. 米国におけるスピノフ制度の調査	78
2.6. 調査文献目録	88

1. 事業概要

1.1. 本調査事業の背景および目的

我が国の組織再編税制は、平成 12 年 12 月に政府税制調査会の「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」を元に考え方が整理されてきた。この基本的考え方においては、税制の基本的な原則によれば、組織再編成によるものであっても、資産が移転する場合にはその資産に係る譲渡益に課税がされるものの、資産を移転する前後でその経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税関係を継続させるものとするという考え方が示されている。

組織再編税制の創設から約 20 年が経過した現在、企業におけるグループ経営の在り方や、株主による株式投資の在り方にも変化が生じてきており、こういった変化を踏まえて、改めて現代の状況に合わせた制度の見直しが必要であるとの指摘もあることから、現行の組織再編税制の考え方について調査した上で、見直すべき課題の整理を行う。

また、令和 2 年 7 月 17 日に閣議決定された成長戦略実行計画においては、「大企業をはじめとする既存企業が「両利き経営」を行いやすくするため、①スタートアップ企業の M&A などによる連携促進や、②スピンオフを含む事業再編の環境整備を図る必要がある。」とされており、さらに、目下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、産業構造の大きな変化を伴うものと考えるべきであり、企業は、事業ポートフォリオの見直し、ノンコア事業の切り出し、両利き経営を一層進める必要がある。」とされている。ここでいうノンコア事業の切り出しにはさまざまな手法があるが、中でもスピンオフは、企業価値向上に有用な手法として、欧米諸国でも広く活用されているところである。したがって、我が国においても、平成 29 年度税制改正によって、組織再編税制に新たに「分割型分割」「株式分配」が追加され、スピンオフを行う際に一定の要件を満たす場合には課税繰延の適用を受けることが可能となったものの、その活用実績は少ないといった問題があるものと認識している。

これらを踏まえ、今後、我が国の組織再編成の在り方を検討するにあたり、組織再編成に関する税制の課題の整理・分析を行うとともに、我が国の企業価値向上に向けてスピンオフの促進を図る観点から、海外(米国)におけるスピンオフに係る制度の調査や活用事例等を調査することを通じて、企業がスピンオフを実行するための課題を明らかにし、我が国におけるスピンオフを促進するための環境整備を図ることを目的に本調査研究を実施した。

1.2. 調査概要

1.2.1. 我が国の組織再編成に関する税制の課題の調査および整理・分析

我が国の組織再編成に関する税制について、論文やレポート等の文献調査を実施し、現行の組織再編税制の抱える課題について整理・分析を行った。具体的には、事業再編にかかる税制の成り立ちやその経緯について、背景および理論的根拠を調査し、組織再編成により移転する資産に対する法人課税の繰延べの考え方、また、組織再編成に係る対象会社株主における課税の繰延べの考え方を中心に、理論的な整理を行った。

1.2.2. 諸外国における組織再編成に関する制度および理論的根拠の調査

上記 1.2.1 の我が国の組織再編成に関する税制の課題の調査に関連し、諸外国(米国、英国、ドイツの 3 か国、以下同じ。)における支配法人グループに関連する税制について、その制度と理論的

な根拠について調査を行った。具体的には、以下の各制度の概要、沿革、適用されるグループの範囲等について立法・判例等に関する資料等の文献調査等を実施した。

- (1) 米国における連結納税制度
- (2) 英国におけるグループリリーフ、コンソーシアムリリーフ制度
- (3) ドイツにおけるオルガンシャフト制度

1.2.3. 我が国のスピノフ制度に関する理論的な整理

我が国の企業価値向上に向けてスピノフの促進を図る観点から、我が国諸制度の創設趣旨も踏まえつつ、スピノフ制度の課題を抽出・整理し、その課題に対応するための制度見直しの在り方について整理を行った。また、スピノフ制度の課題の検討にあたっては、スピノフ実施の狙いや効果についての専門家の論文やレポート等も収集し調査した。

1.2.4. 米国におけるスピノフ制度の調査

上記 1.2.3. の我が国のスピノフ制度に関する課題の調査に関連し、米国におけるスピノフ制度について、その取引の形態、税制の概要、沿革および活用状況についても調査を行った。

なお、米国におけるスピノフ制度の調査については、平成 28 年度産業経済研究委託事業(事業再編関連制度および実態等に関する調査)の調査報告書において記載されている内容の変更の有無に関する調査を行い、加えて制度の詳細な要件について文献調査を実施した。

1.3. 調査方法

1.3.1. 文献調査

各国の立法・判例等に関する資料等の文献調査については、公表されている出版物や論文、各国税務当局のウェブサイトに掲載されている情報に加え、PwC ネットワークにおけるデータベース等も有効に活用しながら、調査すべき文献の収集を行った。参照した文献は巻末の調査文献目録に列挙している。

1.4. 調査従事者

PwC 税理士法人(経済産業省委託調査事業受託者)

高野 公人	パートナー 公認会計士・税理士・米国公認会計士
山岸 哲也	パートナー 公認会計士・税理士・米国公認会計士
小林 秀太	ディレクター ニューヨーク州弁護士
鶴田 将吾	ディレクター 税理士
溝口 豪	ディレクター 公認会計士・税理士
小原 一博	ディレクター 税理士
デーヴィッド コーヘン	シニアマネージャー 英国勅許会計士
木野 明日香	シニアマネージャー 税理士
朝倉 雅彦	シニアマネージャー 公認会計士・税理士
安藤 宏	マネージャー 公認会計士・税理士
石 成宇	アソシエイト
荻田 祥弘	アソシエイト
山口 祥子	アソシエイト

2. 調査結果

2.1. 調査結果の概要

1. 我が国の組織再編成に関する税制の課題の調査および整理・分析

日本の組織再編成は、**2001**年度の組織再編税制の創設当時より、グループ内の組織再編成を中心とした構成で導入されており、法人課税と株主課税の二つの側面に分けた上で、それぞれ組織再編成により移転する資産に対する支配の継続、株式に対する投資の継続が認められるかという点をその課税繰延の根拠としている。その後、組織再編税制は毎年の税制改正によって対象となる取引類型の見直しや、適格要件の見直しが行われており、その時々々の社会ニーズや問題意識を反映させるべく変化を続けているが、組織再編税制導入時の「支配の継続」「投資の継続」といった考え方は現在においても基本的には変わっておらず、あくまでこの考え方に沿う範囲内での制度の調整が図られてきたものと言える。

創設当時においては、我が国における組織再編成はグループ内企業間の再編が中心であったと言えるが、その後はこの傾向が変化して、昨今はグループ外企業に対する **M&A** が中心となっており、事業再編を含めた社会環境の変化に税制が対応できていないとも考えられる。支配の継続という考え方を組織再編税制の軸に据えることで、グループ内の組織再編成を中心とするといった現在の構成を大きく変えにくい側面があるともみられるが、組織再編の前後で経済実態に変更がない場合について課税関係を継続させるといった組織再編税制の趣旨からすれば、必ずしもグループ内の組織再編成に限定するのではなく、支配の継続という考え方を見直すことで、その適用範囲を広げるといったことも可能なのではないかと考えられる。

また、支配関係がないグループ外の組織再編成の場合は共同事業要件を満たすものについては課税繰延の適用があるが、この要件において想定されている事業再編も社会環境とニーズの変化に合わせて見直すといったことも考えられる。

株主の課税については、**2021**年度に措置法として導入されることとなる株式対価 **M&A** において、ようやく非株式対価の交付が認められることとなったが、依然として他の組織再編成では原則的には認められないこととされている。これについても、投資の継続の考え方を再考することによって取り入れうる余地があると考えられる。

2. 諸外国における組織再編成に関する制度および理論的根拠の調査

日本の制度とは異なり、諸外国においては組織再編成の実施直前の時点において一定の支配関係、グループ関係にあることは必ずしも要求されていない。米国、英国、ドイツのいずれも、企業買収の際には全く資本関係がない企業の買収であっても課税繰延の適用が受けられるようになっている。そこで、少し視点を変えて、一定の支配関係があることが求められる制度として各国にはどのようなものがあるかを調査し、「支配関係」に関する諸外国の考え方を見てみることにする。

(1) 米国

米国では、議決権と株式価値総額の **80%**以上の支配関係から成る **affiliated group** による連結納税制度があり、グループ内での損益通算が可能となっている。グループ単位での納税申告の根拠としては、実体として一つの事業単位・経済単位として活動しているものについては課税もそれに合わせて行うのが实际的、便宜的、公平であるという考え方によるものである。他方で、立法政策的な見地から制度が変遷してきた経緯があり、必ずしも理論的に一貫していない側面もある。**80%**という割合は組織再編税制における **control** と同じ基準となっており、**80%**の支

配関係があれば概ね一体・自己と同一とみるということが可能となるという一つの閾値として捉えているものと考えられる。

(2) 英国

英国では、普通株式の75%以上の支配関係によるグループ内で事業損失の移転を認めるグループリリーフ制度がある。グループリリーフ制度は、年度ごとに納税者が損失の移転の有無や金額、移転先を選択できるといった柔軟な制度となっており、一定の支配関係を有するグループについての課税はこうあるべきという確固たる理論の元に制定されたものというよりは、困難な経済状況を改善する政策目的から導入されたという側面がある。このために、ベンチャー企業への投資をターゲットとして、複数の株主によって企業が保有されているコンソーシアム形態の場合にも、株主と企業間の損失の移転を認めることとされており、一の企業によって支配される企業グループを単一の単位で見ることによって損益通算を認めるという、一般的なグループ単位課税の理論とは異なる独自の制度となっている。

(3) ドイツ

ドイツでは、議決権の50%超の支配関係のあるグループにおいて、損益移転契約に基づいて子会社の損益を親会社に移転することで、グループ全体の所得を合算し損益通算を図るオルガンシャフトの制度がある。親子会社間の関係を一企業の使用人と被用者とみる考え方や、損益移転契約の締結によって損益が親会社に帰属することを根拠としており、単に支配関係があることだけでなく、実際に損益が移転するという経済実体が伴うことが制度適用の要件とされている。支配関係の要件の割合は50%と比較的低いものの、損益移転契約の締結には株主総会の特別決議(議決権の75%以上の承認)が必要とされており、実務上の制度の活用場面も100%親子間であることが多いとされている。

3. 我が国のスピノフ制度に関する理論的な整理

スピノフは、日本の組織再編税制の創設当時においては、企業グループ内の組織再編、共同事業を営むための組織再編にいずれにも合致しないことから組織再編税制の対象範囲から除かれていた。その後2017年度の税制改正によって組織再編税制に追加されることとなったが、既存の組織再編税制の基本的考え方にある「支配の継続」の考え方に沿った整理が可能な取引のみを課税の繰延べの対象として認めることとしたことから、新たに設立する分割承継法人において独立して事業を行うための分割型分割と、完全子法人株式の全てを株主に分配する株式分配といった非常に限定されたケースのみが対象となっており、残念ながらその活用が進んでいるとは言えない状況にある。

例えば、親子上場の解消を進めるためのスピノフの場合や、事業を切り離して独立させることとするものの、一定期間は引き続き分離元との関係を継続した方が分離がうまくいくと考えられるケースなどは現行の制度では課税の繰延べの適用を受けることができないため、制度の対象範囲や要件の組み立てについて再考の余地がある点も見られる。

スピノフの狙いは、経済状況の変化に機敏に対応し、成長分野にフォーカスしたり、分離事業・非分離事業双方にとってより望ましい体制に変更することで価値向上を目指していくことにあるが、事業上のリスクや不確実性の下では、スピノフによる事業の再編は必ず成功するとは限らない。もとも日本の経営環境下では欧米と比べてスピノフが進んでおらず、税制を整備して様々なニーズに応えられる体制を整えてこそ、企業価値向上のための企業の経済活動の活発化を後押しできるものと考えられる。

4. 米国におけるスピノフ制度の調査

日本とは異なり、米国ではスピノフと呼ばれる事業の分離は盛んに行われている。米国では株主重視の考え方の傾向が強く、企業価値向上のために事業分離を進めざるを得ないといった場面も多いことから、スピノフが積極的に行われる土壌があり、実際にスピノフを行う場面では課税繰延措置である§355の適用を受けることができる形での実施がされている。特に多額の事業価値が動く大型案件では、税務当局のルーリングを取得して株主に対してもそれを説明していくといった実務慣行がとられている。

他方で、スピノフ税制の課税繰延要件は、租税回避スキームに用いられることを懸念して、他のいわゆる資産取得型の組織再編と比較するとかなり厳格なものとなっている。日本の組織再編税制と同様に、米国でも組織再編税制の創設当時はスピノフはその対象範囲に含まれておらず、その後も一旦組織再編税制の中に位置付けられた後に再び対象外とされるなど、税制として安定するまでに時間を要している。適格となるための要件のうちには事実認定によるものあり、実務者にとっては悩ましい点もあるが、そういった困難がありながらも税制の活用はされている。日本のスピノフ税制においては分離対象事業に係る分割承継法人株式や完全子法人株式の全てを分配する必要があるが、これに対して米国の§355においては、事業上の必要性などを説明できることが必須であるものの、一定の期間部分的に分配対象法人の株式を継続保有しながらのスピノフも実施可能とするなど、日本の制度と比べると柔軟性のある制度となっており、日本の制度を見直す上でも参考になる点が大いにありと考えられる。

2.2. 我が国の組織再編成に関する税制の課題の調査および整理・分析

1. 現行税制における我が国の組織再編税制の概要

我が国の組織再編税制は、組織再編が行われた場合に、組織再編の当事者たる法人課税については原則として「時価」により譲渡が行われたものとして、譲渡法人において譲渡損益を認識することとした上で、適格組織再編成に該当する場合には「簿価」で移転したものとすることにより譲渡損益の繰延べを認めている。

また、株主における課税関係については、旧株に係る譲渡損益は原則として課税されるが、組織再編成により交付を受ける対価について株式以外の資産が交付されない場合には、組織再編成の適格・非適格にかかわらず旧株の譲渡損益課税を繰り延べることとしている²。一方で、合併、会社分割といった一定の組織再編成において被合併法人株式等を有する株主については、それが非適格組織再編成に該当する場合には、株主においてみなし配当課税が生じることとされている。

適格組織再編成の要件は、以下の組織再編の類型ごとに規定されており、さらに、それが企業グループ内の組織再編成であるのか、または共同で事業を営むための組織再編成であるのかによって異なる要件設定がされている。

- 合併
- 会社分割(分割型分割、分社型分割)
- 現物出資
- 現物分配
- 株式分配
- 株式交換等(株式交換、全部取得条項付種類株式の取得、株式併合および株式売渡請求)
- 株式移転

企業グループ内の組織再編成については、当事法人間に直接または間接に発行済株式等の100%を保有するといった完全支配関係がある場合と、100%には満たないものの、50%超の支配関係がある場合とで要件に強弱がつけられている³。また、独立して事業を行うための分割型分割または株式分配といった、いわゆるスピノフと呼ばれる組織再編成については、事業の分離という性質上、これらとは別の視点での要件が設けられている。

適格組織再編成の要件

適格組織再編に該当するための具体的な要件は、類型ごとにそれぞれ以下のとおりである。

(1) 合併

① 完全支配関係がある法人間の合併

¹ 非適格の株式交換、株式移転については、時価評価課税

² 2021年度税制改正で創設される株式対価 M&A を促進するための措置(租税特別措置)では、法人が会社法の株式交付制度によって、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の自己株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとされ、自己株式と併せて金銭等の交付を受ける場合(いわゆる混合対価)についても、対価の80%以上が自己株式の価額である場合には、自己株式に対応する部分の譲渡損益の繰り延べが認められる。

³ 「移転資産等の譲渡損益の計上を繰り延べる企業グループ内の組織再編とは、本来、完全に一体と考えられる持分割合が100%の法人間でも行うものとすべきであると考えられますが、現に企業グループとして一体的な経営が行われている単位という点を考慮すれば、50%超100%未満の持分関係にある法人間で行う組織再編成についても、移転する事業に係る主要な資産及び負債を移転していること等の一定の要件を付加することにより、これに含めることができると考えられる。」(改正税法のすべて(平成13年版)(財大蔵財務協会)136ページ)

完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の100%を直接または間接に保有する関係、または一の者によって発行済株式等の100%を直接または間接に保有される法人同士の関係をいうこととされている。したがって、完全支配関係がある法人間で行われる合併とは、合併前に被合併法人と合併法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係がある場合の合併と、合併前に被合併法人と合併法人との間に同一の者による完全支配関係がある場合の当該被合併法人と合併法人との合併の二種類があることになる。

このような完全支配関係がある法人間の合併における適格要件は、以下のとおりとなる。

(i) 対価要件

被合併法人の株主に、合併法人株式等または合併親法人株式等以外の資産が交付されないことが要件とされている。したがって、合併により被合併法人に合併法人等の株式のみが交付される場合のほか、例えば、100%子法人を親法人が吸収合併するケースや、一の法人の100%子法人同士で吸収合併するケースにおいて行われる対価を省略したものと認められる場合の無対価合併⁴についても、「合併法人株式等以外の資産の交付がない」として、対価要件を充足することとされる。

(ii) 完全支配関係の継続

合併前に同一の者による完全支配関係がある場合には、合併後に当該同一の者による完全支配関係の継続が見込まれることが要件とされる⁵。なお、合併前に合併当事者間に100%親子関係がある場合には、被合併法人が消滅するため完全支配関係の継続要件の適用はない。

② 支配関係がある法人間の合併

完全支配関係が100%の株式保有によって成立する関係であるのに対し、支配関係は50%超の株式保有から成る関係である。支配関係がある法人間で行われる合併とは、合併前に被合併法人と合併法人との間にいずれか一方の法人による支配関係がある場合の合併と、合併前に被合併法人と合併法人との間に同一の者による支配関係がある場合の当該被合併法人と合併法人との合併をいうこととされている。

このような支配関係がある法人間の合併における適格要件は、以下のとおりとなる。

(i) 対価要件

被合併法人の株主に、合併法人株式等または合併親法人株式等以外の資産が交付されないことが要件とされている⁶。

(ii) 支配関係の継続

⁴ 無対価合併にあつては、被合併法人および合併法人の株主等の全てについて、被合併法人の株式保有割合と合併法人の保有割合が等しい関係がある場合に限る。（支配関係がある法人間の合併の場合も同様）

⁵ この合併後に合併法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、次の合併の直前までの期間について、完全支配関係が継続することが求められる。（支配関係がある法人間の合併の場合も同様）

⁶ ただし、剰余金の配当の支払いや、合併に反対する株主への買取請求に基づく支払、合併法人が被合併法人株式の2/3以上を有する場合における合併法人以外の株主等に金銭その他の資産の交付はこの要件に抵触しない。

合併前に同一の者による支配関係がある場合には、合併後に当該同一の者による支配関係の継続が見込まれることが要件とされる。なお、合併前に合併当事者間にいずれか一方の法人による支配関係がある場合には、支配関係の継続要件の適用がない点は完全支配関係がある法人間の合併の場合と同様である。

(iii) 従業者引継要件

被合併法人は合併により消滅することになるが、被合併法人の合併直前の従業者の概ね80%以上の者が、合併後も合併法人や合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務に従事することが見込まれていることが求められる⁷。

(iv) 事業継続要件

被合併法人の主要な事業が合併後において、合併法人や合併法人との間に完全支配関係がある法人において引き続き営まれることが見込まれることが要件とされている。

③ 共同事業を営むための合併

上記の①完全支配関係がある法人間の合併、または②支配関係がある法人間の合併のいずれにも該当しない場合であっても、合併法人と被合併法人とが共同で事業を営むための合併と認められる場合には、適格合併として取り扱われる。同様の考え方により、他の組織再編成の類型においても共同事業を営む組織再編の適格要件が設けられている。

共同事業を営むための合併の適格要件は、以下のとおりとなる。なお、(iii)と(iv)については、いずれかを満たしているかにより判定する。

(i) 対価要件

被合併法人の株主に、合併法人株式等または合併親法人株式等以外の資産が交付されないことが要件とされている。

(ii) 事業関連性要件

被合併法人の被合併事業と合併法人の合併事業⁸とが相互に関連するものであることが要件とされている。この場合の「被合併事業」「合併事業」とは、これらの法人が合併前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業をいうこととされている。この事業関連性の判定に当たっては、納税者の予測可能性の向上を図るため、具体的な判定基準が法人税法施行規則において規定されており、施行規則に定める一定の要件⁹の全てに該当するものであれば相互に関連するものに該当するとしている。

(iii) 事業規模要件

⁷ 合併後に行われる適格合併により被合併法人の主要な事業がその適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務に従事することが見込まれているかが要件となっている。事業継続要件についても同様であり、他の組織再編成の類型にも同様の考え方が適用される。

⁸ 新設合併の場合には他の被合併法人の被合併事業。(他の要件も同様)

⁹ 両法人がいずれも実体のある事業を行っている法人であり、双方の事業が同種であったり、取り扱う商品やサービス等に類似性があること等が要件として挙げられている。

被合併事業と合併事業のそれぞれの売上金額、従業者数、被合併法人と合併法人の資本金額、これらに準ずるものの規模の割合が概ね 5 倍を超えないことが要件とされている。

(iv) 特定役員引継要件

合併前の被合併法人の特定役員¹⁰のいずれかと、合併法人の特定役員のいずれかとが合併後に合併法人の特定役員となることが見込まれていることが要件とされている。

(v) 従業者引継要件

②の支配関係がある法人間の合併の場合と同様に、被合併法人の合併直前の従業者の概ね 80%以上の者が、合併後も合併法人や合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務に従事することが見込まれていることが求められる。

(vi) 事業継続要件

本要件も②の支配関係がある法人間の合併の場合と同様、被合併法人の主要な事業が合併後において、合併法人や合併法人との間に完全支配関係がある法人において引き続き営まれることが見込まれることが求められる。

(vii) 株式継続保有要件

合併対価となる合併法人または合併親法人の株式が支配株主に交付される場合には、その全部が支配株主によって継続して保有されることが見込まれることが要件とされている。この支配株主とは、合併の直前に被合併法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合における当該他の者および当該他の者による支配関係があるものをいい、合併法人は除かれている。

(2) 会社分割(分割型分割)

分割型分割とは、次の分割をいうこととされている。

- 分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産の全てが、その分割の日においてその分割法人の株主等に交付される場合、または分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される場合のこれらの分割
- 無対価分割で、その分割の直前において、分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合、または分割法人が分割承継法人の株式を保有していない場合の無対価分割

① 完全支配関係がある法人間の分割

完全支配関係がある法人間で行われる分割とは、分割前¹¹に分割法人と分割承継法人¹²との間にいずれか一方の法人による完全支配関係がある場合の分割と、分割前に分割法人と分割承継法人との間に同一の者による完全支配関係がある場合の分割をいう。この場合の適格要件は以下のとおりとされている。

¹⁰ 社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役またはこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者

¹¹ 単独新設分割の場合は分割後

¹² 複数新設分割の場合は分割法人と他の分割法人

(i) 対価要件

分割対価資産として分割承継法人または分割承継親法人のうちいずれか一の法人の株式以外の資産が交付されないことが要件とされている。また、株式が交付される分割型分割の場合、株式が分割法人の株式保有割合に応じて交付されるものに限られる。

(ii) 完全支配関係の継続

分割直前に分割法人と分割承継法人との間に分割法人による完全支配関係がある場合には、分割後に分割法人による完全支配関係が継続することとされ、分割直前に分割法人と分割承継法人との間に同一の者による完全支配関係がある場合¹³には、分割後に当該同一の者による完全支配関係の継続が見込まれることが要件とされる¹⁴。また、単独新設分割の場合は、単独新設分割後の完全支配関係が継続することが要件とされる。

② 支配関係がある法人間の分割

この場合の適格要件は以下のとおりとされている。

(i) 対価要件

①の完全支配関係がある法人間の分割の場合と同様である。

(ii) 支配関係の継続

①の完全支配関係がある法人間の分割の場合と同様の考え方により、分割直前に分割法人と分割承継法人との間に分割法人による支配関係がある場合には、分割後に分割法人による支配関係が継続すること、また、同一の者による支配関係がある場合には、分割後にその同一の者による支配関係の継続が見込まれることが求められている。単独新設分割の場合には単独新設分割後の支配関係の継続を要件としている点も同様である。

(iii) 主要資産・負債移転要件

分割により、分割事業に係る主要な資産および負債が分割承継法人に移転していることが要件とされている。分割事業に係る資産負債が主要なものであるかどうかは、分割法人が事業を行う上でのこれらの重要性や、資産負債の種類、規模、事業再編計画の内容等を総合的に勘案して判定するものとされている。

(iv) 従業者引継要件

分割法人の分割直前の分割事業に係る従業者の概ね **80%**以上が、分割後も分割承継法人や分割承継法人との間に完全支配関係がある法人の業務に従事することが見込まれていることが要件とされる。

(v) 事業継続要件

¹³ 無対価分割にあつては、分割法人および分割承継法人の株主等の全てについて、分割法人の株式保有割合と分割承継法人の保有割合が等しい関係がある場合に限る。

¹⁴ 分割後に分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、次の合併の直前の時まで完全支配関係が継続することとされる。

分割事業が分割後において、分割承継法人や分割合併法人との間に支配関係がある法人において引き続き営まれることが見込まれることが要件とされている。

③ 共同事業を営むための分割

共同事業を営むための合併の適格要件は、以下のとおりとなる。なお、(iii)と(iv)については、いずれかを満たしているかにより判定する。

(i) 対価要件

①②の分割の場合と同様である。

(ii) 事業関連性要件

分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業¹⁵とが相互に関連するものであることが要件とされている。この場合の分割法人の分割事業とは、分割法人の分割前に行う事業のうち、分割承継法人において行われることとなる事業をいう。また、分割承継法人の分割承継事業とは、分割承継法人の分割前に行う事業のうちのいずれかの事業をいうこととされている。

(iii) 事業規模要件

分割事業と分割承継事業¹⁶のそれぞれの売上金額、従業者数、またはこれらに準ずるものの規模の割合が概ね 5 倍を超えないことが要件とされている。

(iv) 特定役員引継要件

分割前の分割法人の特定役員のいずれかと分割承継法人の特定役員のいずれかとが分割後に分割承継法人の特定役員となることが見込まれていることが要件とされている。

(v) 主要資産・負債移転要件

②の支配関係がある法人間の分割と同様である。

(vi) 従業員引継要件

②の支配関係がある法人間の分割と同様である。

(vii) 事業継続要件

②の支配関係がある法人間の分割と同様である。

(viii) 株式継続保有要件

分割対価として分割承継法人または分割承継親法人の株式が支配株主に交付される場合には、その全部が支配株主により継続して保有されることが見込まれることが要件とされている¹⁷。

¹⁵ 複数新設分割の場合には他の分割法人の分割事業

¹⁶ 分割事業と関連する事業に限られる。

¹⁷ 無対価分割の場合は、支配株主が保有する分割承継法人株式のうち一定の割合。(分社型分割の場合も同様)

④ 新たに設立する分割承継法人において独立して事業を行うための分割型分割

以上の①～③の分割に加えて、分割型分割で単独新設分割であるもののうち、分割法人の分割前に行う事業を新設法人において独立して行うための分割についても、以下の要件を満たすものは適格分割とされる。この分割型分割は、2017年度の税制改正において、いわゆるスピノフと呼ばれる取引の一形態という位置付けで加えられたものである。

(i) 株式按分交付要件

分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式の全てが分割法人の株主に交付されるもので、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されることが要件となっている。

(ii) 非支配要件

分割直前に分割法人と他の者との間に他の者による支配関係がなく、かつ、分割後においても分割承継法人と他の者との間に、他の者による支配関係があることとなることを見込まれていないことが求められている。

(iii) 特定役員引継要件

分割前の分割法人の役員等¹⁸のいずれかが分割後に分割承継法人の特定役員となることを見込まれていることが要件とされている。

(iv) 主要資産・負債移転要件

②③の分割の場合と同様である。

(v) 従業者引継要件

②③の分割の場合と同様である。

(vi) 事業継続要件

②③の分割の場合と同様である。

(3) 会社分割(分社型分割)

分社型分割とは、次の分割をいうこととされている。

- 分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産が、その分割の日においてその分割法人の株主等に交付されない場合の分割(無対価分割を除く。)
- 無対価分割で、その分割の直前において、分割法人が分割承継法人の株式を保有している場合¹⁹の無対価分割

分社型分割についても、分割型分割と同様に、①完全支配関係がある場合、②支配関係がある場合、③共同事業を営むための分割があるが、④独立して事業を行うための分割は分割型分

¹⁸ 重要な使用人を含む。

¹⁹ 分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合を除く。

割に限定されており、分社型分割は存在しない。分社型分割の場合の①～③の適格要件については、③における以下の要件を除き、分割型分割の場合と同様となっている。

(viii) 株式継続保有要件

分割対価として交付される分割承継法人または分割承継親法人の株式の全部が分割法人により継続して保有されることが見込まれることが要件とされている。

(4) 現物出資

組織再編税制の対象となる現物出資は、下記以外の現物出資とされている。

- 外国法人に国内資産等の移転を行うもの²⁰
- 外国法人が内国法人または他の外国法人²¹に国外資産等の移転を行うもの
- 内国法人が外国法人に国外資産等の移転を行うもので、国外資産等の全部または一部がその外国法人の恒久的施設に属しないもの²²
- 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う社債の給付

① 完全支配関係がある法人間の現物出資

現物出資前²³に現物出資法人と被現物出資法人²⁴との間にいずれか一方の法人による完全支配関係がある場合の現物出資と、現物出資前に現物出資法人と被現物出資法人との間に同一の者による完全支配関係がある場合の現物出資をいう。この場合の適格要件は以下のとおりとされている。

(i) 対価要件

現物出資法人に被現物出資法人のみが交付されるものであることが要件となっている。

(ii) 完全支配関係の継続

現物出資の場合にも、完全支配関係の継続が見込まれていることが要件とされている²⁵。現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係があるものはその関係が継続すること、単独新設現物出資の場合には、現物出資後に現物出資法人と被現物出資法人の完全支配関係が継続することが求められる。また、複数新設現物出資で現物出資前に現物出資法人と他の現物出資法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係があるものは、その関係が継続することが要件となる。

② 支配関係がある法人間の現物出資

この場合の適格要件は以下のとおりとされている。

(i) 対価要件

²⁰ 国内資産等の全部が外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとなる現物出資を除く。

²¹ 国外資産等の全部または一部が他の外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとなる現物出資に限る。

²² 特定国外資産の移転を行う現物出資に限る。

²³ 単独新設現物出資の場合は現物出資後

²⁴ 複数新設現物出資の場合は現物出資法人と他の現物出資法人

²⁵ いずれの場合も、現物出資後に適格合併または適格株式分配の実施が見込まれている場合は、その直前までの完全支配関係の継続が求められることとなる。

①の完全支配関係がある法人間の現物出資の場合と同様である。

(ii) 支配関係の継続

①の完全支配関係がある法人間の現物出資の場合と同様に、支配関係の継続が見込まれていることが要件とされる。

(iii) 主要資産・負債移転要件

現物出資により現物出資事業に係る主要な資産および負債が被現物出資法人に移転していることが要件とされている。主要な資産負債の考え方は、分割の場合と同様である。

(iv) 従業者引継要件

現物出資法人の現物出資直前の現物出資事業に係る従業者の概ね 80%以上が、現物出資後も被現物出資法人や被現物出資法人との間に完全支配関係がある法人の業務に従事することが見込まれていることが要件とされる。

(v) 事業継続要件

現物出資事業が現物出資後に、被現物出資法人や被現物出資法人との間に完全支配関係がある法人において引き続き営まれることが見込まれることが要件とされている。

③ 共同事業を営むための現物出資

共同事業を営むための現物出資の適格要件は、以下のとおりとなる。なお、(iii)と(iv)については、いずれかを満たしているかにより判定する。

(i) 対価要件

①②の現物出資の場合と同様である。

(ii) 事業関連性要件

現物出資法人の現物出資事業と被現物出資法人の被現物出資事業とが相互に関連するものであることが要件とされている。現物出資事業、被現物出資事業の考え方は分割の場合と同様である。

(iii) 事業規模要件

現物出資事業と被現物出資事業のそれぞれの売上金額、従業者数、またはこれらに準ずるものの規模の割合が概ね 5 倍を超えないことが要件とされている。

(iv) 特定役員引継要件

現物出資前の現物出資法人の特定役員等のいずれかと被現物出資法人の特定役員のいずれかとが現物出資後に被現物出資法人の特定役員となるが見込まれていることが要件とされている。

(v) 主要資産・負債移転要件

②の支配関係がある法人間の現物出資の場合と同様である。

(vi) 従業者引継要件

②の支配関係がある法人間の現物出資の場合と同様である。

(vii) 事業継続要件

②の支配関係がある法人間の現物出資の場合と同様である。

(viii) 株式継続保有要件

現物出資により交付される被現物出資法人の株式の全部が、現物出資法人により継続して保有されることが見込まれることが要件とされている²⁶。

(5) 現物分配

現物分配とは、法人が株主等に対して以下の事由により金銭以外の資産を交付することをいうこととされている。

- 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配²⁷
- 解散による残余財産の分配
- 自己株式の取得、出資の消却、組織変更

現物分配の場合は、他の組織再編成と異なり、完全支配関係がある法人間の取引のみが適格となりうる。具体的には、上記の現物分配のうち、内国法人を現物分配法人とする現物分配で、その現物分配により資産の移転を受ける者が、現物分配の直前においてその内国法人との間に完全支配関係がある内国法人²⁸のみである場合には、適格現物分配として取り扱われる。

(6) 株式分配

株式分配とは、現物分配²⁹のうち、現物分配直前における現物分配法人の完全子法人の発行済株式等の全部が移転するものをいうこととされている。また、上記(5)の現物分配の対象となる取引と区別するため、現物分配により発行済株式等の移転を受ける者が、現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合は除くこととされている。この株式分配の類型は、分割型分割の④独立して事業を行うための分割型分割とともに、スピノフ取引の一形態として2017年度の税制改正において導入されたものである。

この場合の適格要件は、以下のとおりとなる。

(i) 株式按分交付要件

独立して事業を行うための分割型分割の場合と同様に、株式分配法人の株主の持株数に応じて完全子法人株式が交付されることが要件となっている。

²⁶ 現物出資後に被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、その直前までの保有

²⁷ いずれも株式または出資に係るものに限られ、分割型分割によるものは除かれる。

²⁸ 普通法人または協同組合等に限られる。

²⁹ 剰余金の配当または利益の配当に限られる。

(ii) 非支配要件

株式分配の直前に現物分配法人と他の者との間に他の者による支配関係がなく、かつ、株式分配後においても完全子法人と他の者との間に、他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないことが要件とされている。

(iii) 特定役員継続要件

株式分配前の完全子法人の特定役員の全てが株式分配に伴って退任するものでないことが要件とされている。

(iv) 従業者継続従事要件

株式分配に係る完全子法人の株式分配直前の従業者の概ね 80%以上が完全子法人の業務にも引き続き従事することが見込まれていることが要件とされている。

(v) 事業継続要件

株式分配に係る完全子法人が株式分配前に行う主要な事業が、完全子法人において引き続き営まれることが見込まれていることが要件とされている。

(7) 株式交換等(株式交換、全部取得条項付種類株式の取得、株式併合および株式売渡請求)

株式交換等とは、以下のいずれかによって、対象法人との間に完全支配関係を生じさせる取引である。

- 株式交換
- 全部取得条項付種類株式の取得
- 株式併合
- 株式売渡請求

① 完全支配関係がある法人間の株式交換

完全支配関係がある法人間で行われる株式交換³⁰とは、株式交換前に株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に、株式交換完全親法人による完全支配関係がある場合の株式交換と、株式交換前に株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に同一の者による完全支配関係がある場合の株式交換をいう。この場合の適格要件は以下のとおりとされている。

(i) 対価要件

株式交換完全子法人の株主等に株式交換完全親法人または株式交換完全支配親法人のうち、いずれか一の法人の株式以外の資産が交付されないことが要件とされている。

(ii) 完全支配関係の継続

³⁰ このケースは、全部取得条項付種類株式の取得、株式併合、株式売渡請求によるものではなく、株式交換のみとなる。

株式交換前に株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に、株式交換完全親法人による完全支配関係がある場合には、株式交換後にもその完全支配関係が継続することが見込まれていることが求められている。

また、株式交換前に株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に、同一の者による完全支配関係がある場合には、同一の者と、株式交換完全親法人・株式交換完全子法人との間の完全支配関係が株式交換後においてもそれぞれ継続することが見込まれていることが求められる³¹。

② 支配関係がある法人間の株式交換等

支配関係がある法人間で行われる株式交換等とは、株式交換等の前に株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人との間に、いずれか一方の法人による支配関係がある場合の株式交換等と、株式交換等の前に株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人との間に同一の者による支配関係がある場合の株式交換等をいう。この場合の適格要件は以下のとおりとされている。

(i) 対価要件

株式交換等完全子法人の株主等に株式交換等完全親法人または株式交換完全支配親法人のうちいずれか一方の法人の株式以外の資産が交付されないことが要件とされている。また、以下による金銭その他の資産の交付はこの要件には抵触しないこととされており、スクイーズアウトとしての金銭等の交付が可能となっている。

- 剰余金の配当の支払い
- 反対株主等に対する買取請求の対価の支払い
- 株式交換の直前に株式交換完全親法人が株式交換完全子法人の発行済株式の2/3以上を保有する場合の、株式交換完全親法人以外の株主への交付
- 全部取得条項付種類株式に係る取得の価格の決定の申立てに基づく交付
- 一に満たない端株、または株式の併合により生じる端株の取得の対価としての交付
- 株式売渡請求の対価としての交付

(ii) 支配関係の継続

株式交換等の前に株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人との間に株式交換等完全親法人による支配関係がある場合には、株式交換等の後において、株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人との間にいずれか一方の法人による支配関係が継続することが見込まれていることが求められている。

また、株式交換等の前に株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人との間に、同一の者による支配関係がある場合には、同一の者と、株式交換等完全親法人・株式交換等完全子法人との間の支配関係が株式交換等の後においてもそれぞれ継続することが見込まれていることが求められる。

(ii) 従業者継続従事要件

³¹ 株式交換後に適格合併または適格株式分配の実施が見込まれている場合には、それらに合わせた一定の要件が設けられている。支配関係がある法人間の株式交換の場合にも類似の考え方がある。

株式交換等完全子法人の株式交換等の直前の従業員の概ね 80%以上が、株式交換等完全子法人や株式交換等完全子法人との間に完全支配関係がある法人の業務に引き続き従事することが見込まれていることが要件とされている。

(iii) 事業継続要件

株式交換等完全子法人の株式交換等前に行う主要な事業が、株式交換等完全子法人や株式交換等完全子法人との間に完全支配関係がある法人において引き続き行われることが見込まれていることが要件とされている。

③ 共同事業を営むための株式交換

共同事業を営むための株式交換の適格要件は、以下のとおりとなる。なお、(iii)と(iv)については、いずれかを満たしているかにより判定する。

(i) 対価要件

①の完全支配関係がある法人間の株式交換の場合と同様である。

(ii) 事業関連性要件

株式交換完全子法人の子法人事業³²と株式交換完全親法人の親法人事業とが相互に関連するものであることが要件とされている。

(iii) 事業規模要件

株式交換完全子法人の子法人事業と株式交換完全親法人の親法人事業のそれぞれの売上金額、子法人事業と親法人事業のそれぞれの従業員の数、これらに準ずるものの規模の割合が概ね 5 倍を超えないことが求められている。

(iv) 特定役員継続要件

株式交換前の株式交換完全子法人の特定役員の全てが、株式交換に伴って退任をするものでないことが要件とされている。

(v) 従業者継続従事要件

②の支配関係がある法人間の株式交換等の場合と同様である。

(vi) 事業継続要件

株式交換完全子法人の子法人事業(親法人事業と関連する事業)が株式交換完全子法人や株式交換完全子法人との間に完全支配関係がある法人において引き続き行われることが見込まれていることが要件とされている。

(vii) 株式継続保有要件

株式交換の対価として支配株主に交付される株式交換完全親法人の議決権付株式の全部が、支配株主に継続して保有されることが見込まれていることが求められる。

³² 株式交換完全子法人の株式交換前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業。親法人事業についても同様である。

(viii) 株式交換完全親法人との完全支配関係の継続

株式交換後に株式交換完全親法人と株式交換完全子法人との間に、株式交換完全親法人による完全支配関係が継続することが見込まれていることが求められる³³。

(8) 株式移転

① 完全支配関係がある法人間の株式移転

完全支配関係がある法人間で行われる株式移転とは、株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間に同一の者による完全支配関係がある場合の株式移転と、一の法人のみが株式移転完全子法人となる株式移転をいう。この場合の適格要件は以下のとおりとされている。

(i) 対価要件

株式移転完全子法人の株主に株式移転完全親法人の株式以外の資産が交付されないことが要件とされている。

(ii) 完全支配関係の継続

株式移転前に株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間に同一の者による完全支配関係がある場合は、同一の者と、株式移転完全親法人・株式移転完全子法人・他の株式移転完全子法人との間の完全支配関係が株式移転後にもそれぞれ継続することが見込まれていることが求められる³⁴。

また、一の法人のみが株式移転完全子法人となる株式移転の場合には、株式移転後において、株式移転完全親法人と株式移転完全子法人との間の完全支配関係が継続することが見込まれることが求められる。

② 支配関係がある法人間の株式移転

支配関係がある法人間の株式移転における適格要件は以下のとおりとされている。

(i) 対価要件

①の完全支配関係がある法人間の株式移転の場合と同様である。

(ii) 支配関係の継続

株式移転前に株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間にいずれか一方の法人による支配関係がある場合は、株式移転後に株式移転完全親法人と株式移転完全子法人との間に、株式移転完全親法人による支配関係が継続することが見込まれることが求められる。

³³ 株式交換後に一定の適格合併等の実施が見込まれる場合には一定の要件が設けられている。

³⁴ 株式移転後に適格合併または適格株式分配の実施が見込まれている場合には、それらに合わせた一定の要件が設けられている。加えて、一の法人のみが株式移転完全子法人となる株式移転の場合には、それに加えて株式移転完全子法人が合併法人・分割承継法人・被現物出資法人となる適格合併・適格分割・適格現物出資が見込まれている場合の一定の要件がある。支配関係がある法人間の株式移転の場合にも類似の考え方がある。

また、株式移転前に株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間に同一の者による支配関係がある場合は、同一の者と、株式移転完全親法人・株式移転完全子法人・他の株式移転完全子法人との間の支配関係が株式移転後にもそれぞれ継続することが見込まれていることが求められる。

(ii) 従業者継続従事要件

株式移転完全子法人の株式移転の直前の従業者の概ね 80%以上が株式移転完全子法人や株式移転完全子法人との間に完全支配関係がある法人の業務に引き続き従事することが見込まれていることが要件とされている。

(iii) 事業継続要件

株式移転完全子法人の株式移転前に行う主要な事業が株式移転完全子法人や株式移転完全子法人との間に完全支配関係がある法人において引き続き行われることが見込まれていることが要件とされている。

③ 共同事業を営むための株式移転

共同事業を営むための株式移転の適格要件は、以下のとおりとなる。なお、(iii)と(iv)については、いずれかを満たしているかにより判定する。

(i) 対価要件

①②の株式移転の場合と同様である。

(ii) 事業関連性要件

株式移転完全子法人の子法人事業³⁵と他の株式移転完全子法人の他の子法人事業とが相互に関連するものであることが要件とされている。

(iii) 事業規模要件

株式移転完全子法人の子法人事業と他の株式移転完全子法人の他の子法人事業のそれぞれの売上金額、子法人事業と他の子法人事業のそれぞれの従業者の数、これらに準ずるものの規模の割合が概ね 5 倍を超えないことが求められている。

(iv) 特定役員継続要件

株式移転前の株式移転完全子法人または他の株式移転完全子法人のそれぞれの特定役員の全てが、当該株式移転に伴って退任をするものでないことが要件とされている。

(v) 従業者継続従事要件

②の支配関係がある法人間の株式移転の場合と同様である。

(vi) 事業継続要件

³⁵ 株式移転完全子法人の株式移転前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業。他の子法人事業についても同様である。

株式移転全子法人の子法人事業、または他の株式移転完全子法人の子法人事業で相互に関連する事業が、株式移転完全子法人または他の株式移転完全子法人やこれらと完全支配関係がある法人において引き続き行われることが見込まれていることが要件とされている。

(vii) 株式継続保有要件

株式移転の対価として支配株主に交付される株式移転完全親法人の議決権付株式の全部が、支配株主に継続して保有されることが見込まれていることが求められる。

(viii) 株式移転完全親法人との完全支配関係の継続

株式移転後に株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間に、株式移転完全親法人による完全支配関係が継続することが見込まれていることが求められる³⁶。

以上が、各組織再編成の類型ごとの適格要件である。

法人段階の課税関係

次に、以下では組織再編成を行った場合の原則的な課税関係と適格組織再編成に該当する場合の法人段階の課税関係を説明する。

(1) 合併

① 原則的な取扱い

法人が非適格合併により合併法人に資産負債の移転をしたときは、その時の時価による譲渡をしたものとされ、合併に係る最後事業年度(被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度)³⁷の所得の金額の計算上、益金の額または損金の額に算入されることとなる。

② 適格合併に該当する場合の取扱い

法人が適格合併により合併法人に資産負債の移転をしたときは、適格合併に係る最後事業年度終了の時の帳簿価額による引継ぎをしたものとして取り扱うこととされており、移転資産に係る譲渡損益の課税は繰り延べられる。

合併法人は被合併法人の最後事業年度終了の時の帳簿価額³⁸で合併に係る資産負債を取得することとなる。

被合併法人の未処理欠損金額は合併法人に引き継ぎ可能とされている。ただし、合併法人との間に支配関係がある被合併法人の未処理欠損金額については、その適格合併が

³⁶ この場合にも、株式移転後に一定の適格合併の実施が見込まれる場合には一定の要件が設けられている。

³⁷ 法人が事業年度の中途において合併により解散した場合には、事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間を、法人の事業年度とみなすこととされている。

³⁸ 当該適格合併に基因して譲渡等修正事由が生ずる場合には、帳簿価額修正額に相当する金額を加算した金額

共同で事業を行うためのものである等の一定の要件に該当しない場合には、合併法人への引継が制限される³⁹。

また、企業グループ内の法人間での組織再編成については、共同で事業を行うための組織再編成に比べて適格組織再編成に該当する要件が緩和されているため、移転資産の帳簿価額での引き継ぎによる含み損資産の持ち込みを防止する観点から、支配関係がある法人間の一定の合併(特定適格組織再編成等⁴⁰)に該当するときは、一定期間において生じた特定資産譲渡等損失額について損金の額に算入されないといった制限が課されている⁴¹。

(2) 会社分割(分割型分割)

① 原則的な取扱い

法人が非適格分割により分割承継法人に資産負債の移転をしたときは、分割承継法人にその時の時価による譲渡をしたものとして取り扱われる。

② 適格分割に該当する場合の取扱い

法人が適格分割型分割により分割承継法人に資産負債の移転をしたときは、適格分割型分割の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして取り扱うこととされており、譲渡損益の課税は繰り延べられる。

分割承継法人は分割法人における帳簿価額により分割に係る移転資産負債を取得することになる。

また、合併の場合と同様に、分割の場合においても、適格分割が共同事業を行うための要件を満たさない場合には、分割承継法人に係る欠損金の使用制限や、特定資産譲渡等損失の損金算入制限等の規定がある。

(3) 会社分割(分社型分割)

分割型分割の場合と同様の取扱いとなる。

(4) 現物出資

① 原則的な取扱い

法人が非適格現物出資により被現物出資法人に資産負債の移転をしたときは、被現物出資法人にその時の時価による譲渡をしたものとして取り扱われる。

② 適格現物出資に該当する場合の取扱い

³⁹ みなし共同事業要件を満たさない場合であっても、特定資本関係発生事業年度の直前事業年度末における被合併法人の時価純資産超過額(時価純資産価額－簿価純資産価額)が未処理欠損金額以上であるときは、被合併法人の未処理欠損金額の全額が引継ぎできる。また、未処理欠損金額が時価純資産超過額を上回るときは、時価純資産超過額の範囲で被合併法人の未処理欠損金額の引継ぎが可能とされる。

⁴⁰ 適格合併または非適格合併でグループ税制の適用があるもののうち、共同で事業を行うための適格組織再編成等に該当しないものをいう。

⁴¹ その法人と支配関係のある法人との間に特定組織再編成事業年度開始の日の5年前の日、その合併法人等となる法人の設立の日またはその支配関係法人の設立の日のいずれか遅い日から継続して支配関係があるときは除かれる。

法人が適格現物出資により被現物出資法人に資産負債の移転をしたときは、適格現物出資の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして取り扱うこととされており、譲渡損益の課税は繰り延べられる。

被現物出資法人は現物出資法人における帳簿価額により現物出資に係る移転資産負債を取得することになる。

現物出資の場合においても、被現物出資法人の欠損金の使用制限、特定資産譲渡等損失の損金算入制限等の規定がある。

(5) 現物分配

① 原則的な取扱い

法人が適格現物分配とならない残余財産の全部の分配または引渡しによって、被現物分配法人に資産の移転をしたときは、被現物分配法人等にその時の時価による譲渡をしたものとして取り扱われる。

② 適格現物分配に該当する場合の取扱い

法人が適格現物分配により被現物分配法人に資産の移転をしたときは、適格現物分配の直前の帳簿価額(残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の時の帳簿価額)による譲渡をしたものとして取り扱うこととされており、譲渡損益の課税は繰り延べられる。

被現物分配法人は現物分配法人における帳簿価額により、現物分配に係る移転資産を取得することになる。

現物分配の場合においても、被現物分配法人の欠損金の使用制限、特定資産譲渡等損失の損金算入制限等の規定がある。

(6) 株式分配

① 原則的な取扱い

法人が株式分配により被現物分配法人に子法人株式の移転をしたときは、完全子法人株式の譲渡をしたものとして取り扱われる。

被現物分配法人においては、交付を受けた資産の時価の合計額が、現物分配法人の資本金等の額のうち、その現物分配法人の株式または出資に対応する部分の金額を超える部分の金額は、配当等の額とみなされることになる。また、完全子法人株式の帳簿価額は、株式分配直前の帳簿価額に、みなし配当に相当する金額と、取得費用を加算した金額となる。

② 適格株式分配に該当する場合の取扱い

法人が適格株式分配により被現物分配法人に資産の移転をしたときは、適格株式分配の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして取り扱うこととされており、譲渡損益の課税は繰り延べられる。

また、現物分配法人の資本金等の額から、適格株式分配により交付した完全子法人の株式の帳簿価額に相当する金額を減算する。

被現物分配法人における完全子法人株式の取得価額は、現物分配法人株式の帳簿価額に、現物分配法人の前事業年度末の簿価純資産に対する完全子法人株式の簿価の比を乗じて按分した金額となる。なお、適格現物分配に該当する場合には、みなし配当の額は生じない。

(7) 株式交換等(株式交換、全部取得条項付種類株式の取得、株式併合および株式売渡請求)

① 非適格株式交換等の場合の取扱い

非適格株式交換等の場合には、株式交換等完全子法人が非適格株式交換等の直前の時において有する時価評価資産を時価評価し、非適格株式交換等の日の属する事業年度において、時価評価に係る評価損益を損金の額または益金の額に算入することとされている。

また、株式交換等完全親法人においては、株式交換等完全子法人株式を株式交換等の時の時価にて取得する。

② 適格株式交換等に該当する場合の取扱い

株式交換等完全子法人においては、課税関係は生じない。

株式交換等完全親法人においては、適格株式交換等の直前における株主数が 50 人未満である場合には、株式交換等完全子法人の株主が有していた直前の株式交換等完全子法人の帳簿価額に相当する金額を合計し、これに取得費用を加算した金額が株式交換等完全子法人株式の取得価額となる。一方、適格株式交換等の直前における株主数が 50 人以上である場合には、株式交換完全子法人の前期末時の簿価純資産の金額に、取得費用を加算した金額が株式交換等完全子法人株式の取得価額となる。

(8) 株式移転

① 非適格株式移転の場合の取扱い

非適格株式移転の場合には、株式移転完全子法人が非適格株式移転の直前の時において有する時価評価資産を時価評価し、非適格株式移転の日の属する事業年度において、時価評価に係る評価損益を損金の額または益金の額に算入することとされている。

また、株式移転完全親法人においては、株式移転完全子法人株式を株式移転の時の時価にて取得する。

② 適格株式移転に該当する場合の取扱い

株式移転完全子法人においては、課税関係は生じない。

株式移転完全親法人においては、適格株式移転の直前における株主数が 50 人未満である場合には、株式移転完全子法人の株主が有していた直前の株式移転完全子法人の帳簿価額に相当する金額を合計し、これに取得費用を加算した金額が株式移転完全子法

人株式の取得価額となる。一方、適格株式移転の直前における株主数が 50 人以上である場合には、株式移転完全子法人の前期末時の簿価純資産の金額に、取得費用を加算した金額が株式移転完全子法人株式の取得価額となる。

(9) その他関連規定

上記の取扱いに加えて、組織再編成に係る包括的行為計算の否認規定がある。これは 2001 年度の組織再編税制の導入時に設けられ、組織再編成により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合には、法人の行為または計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより更正処分をすることができると規定されているものである⁴²。

以上が、法人段階の課税関係である。

株主段階の課税関係

合併における被合併法人の株主等、組織再編成に関わる法人の株主における課税関係には、組織再編成によって交換される旧株の譲渡に係る譲渡損益の課税の問題と、みなし配当の認識の有無の問題がある。

前者の株式の譲渡に係る譲渡損益については、原則として時価で譲渡したものとして取り扱われるところ、非株式対価の交付がない組織再編成の場合には、譲渡損益に係る課税が繰り延べられることになる。また、後者のみなし配当の取扱いに関しては、その組織再編成が非適格となる場合には、資本金等の額に対応する部分を超過する部分がみなし配当として取り扱われるが、適格組織再編成に該当する場合には、みなし配当は認識されない。

以下に、組織再編の類型ごとの取扱いを記載する。

(1) 合併

被合併法人株主に、合併対価として合併法人の株式以外の資産が交付される場合には、被合併法人の株式を時価によって譲渡したものとして譲渡損益を認識する。ただし、被合併法人の株主と被合併法人とが完全支配関係にある場合には、譲渡対価の額を譲渡原価の額とし、譲渡損益が生じないこととされている。

一方、合併対価として合併法人の株式のみが交付される場合には、被合併法人の株主は、被合併法人の株式を帳簿価額によって譲渡したものとされ、被合併法人の株式に係る譲渡損益は繰り延べられる。

⁴²「従来、合併や現物出資については、税制上、その問題点が多数指摘されてきましたが、近年の企業組織法制の大幅な緩和に伴って組織再編成の形態や方法は相当多様となっており、組織再編成を利用する複雑、かつ、巧妙な組織再編行為が増加するおそれがあります。

組織再編成を利用した租税回避行為の例として、次のようなものが考えられます。

- (1) 繰越欠損金や含み損のある会社を買収し、その繰越欠損金や含み損を利用するために組織再編成を行う。
- (2) 複数の組織再編成を段階的に組み合わせることにより、課税を受けることなく、実質的な法人の資産譲渡や株主の株式譲渡を行う。
- (3) 相手先法人の税額控除枠や各種実績率を利用する目的で、組織再編成を行う。
- (4) 株式の譲渡損を計上したり、株式の評価を下げるために分割等を行う。

このうち、繰越欠損金や含み損を利用した租税回避行為に対しては、個別に防止規定(法 57③、⑥、62 の 7)が設けられているが、これらの組織再編成を利用した租税回避行為は、上記のようなものにとどまらず、その行為の形態や方法が相当に多様なものとなると考えられることから、これに適正な課税を行うことができるように包括的な組織再編成に係る租税回避防止規定が設けられています(法 132 の 2)。「改正税法のすべて(平成 13 年度版)(財大蔵財務協会 243 ページ)」

非適格合併の場合には、非適格合併の対価として株主等に交付された金銭等の価額の合計額が被合併法人の資本金等の額を超える部分の金額がみなし配当とされる⁴³。

(2) 会社分割(分割型分割)

分割法人の株主に、分割対価として分割承継法人の株式以外の資産が交付される場合には、分割法人の株式のうち分割承継法人に移転した資産および負債に対応する部分について譲渡を行ったものとして譲渡損益を認識する。この場合の譲渡原価の額は、分割法人の株式の分割直前の分割純資産対応帳簿価額とする。ただし、分割法人の株主と分割法人とが完全支配関係にある場合には、譲渡対価および譲渡原価の額は、ともに分割法人の株式の分割直前の分割純資産対応帳簿価額とされ、譲渡損益は繰り延べられる。

一方、分割対価として分割承継法人の株式のみが交付される場合には、分割法人の株主の株式の譲渡に係る譲渡対価と譲渡原価の額は、いずれも分割法人の株式の分割直前の分割純資産対応帳簿価額とされ、譲渡損益は発生しない。

非適格分割の場合には、非適格分割の対価として株主等に交付された金銭等の価額の合計額が非適格分割に係る分割法人の資本金等の額を超える部分の金額がみなし配当とされる。

(3) 会社分割(分社型分割)

適格、非適格にかかわらず分割法人の株主に株式の譲渡損益課税やみなし配当課税は生じない。

(4) 現物出資

適格、非適格にかかわらず現物出資法人の株主に、課税関係は生じない。

(5) 現物分配

適格現物分配により資産の移転を受けた場合には、適格現物分配の直前の帳簿価額によってその資産を取得する。これに伴い生じる収益の額は益金に算入されず、全額を利益積立金額の増加として認識する。

他方で、非適格現物分配により資産の移転を受けた場合には、移転を受けた資産の現物分配時の時価によって取得したものとし、移転資産の分配時の時価相当の配当を受けたものとして、受取配当等の益金不算入の規定を適用することとなる。

(6) 株式分配

株式分配により完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた場合、または完全子法人の株式のみの交付だが、株式分配法人の持株比率とは異なる比率で完全子法人の株式が交付された場合には、その有する現物分配法人の株式の部分譲渡を行ったものとして、譲渡損益を認識する。

⁴³ 合併法人が抱合株式に対し、合併による株式の割当てまたは株式以外の資産の交付をしなかった場合には、被合併法人の他の株主と同一の基準により株式その他の資産の交付を受けたものとみなされるため、非適格合併の場合にはみなし配当の対象とされる。また、被合併法人の株主等に対し合併により株式その他の資産の交付をしなかった場合に、株式交付が省略されたと認められる一定の合併に該当するときは、株主等が株式の交付を受けたものとみなして、みなし配当の対象とされる。(分割型分割の場合も同様)

一方で、株式分配に係る完全子法人の株式以外の資産が交付されず、かつ、株式分配法人の持株比率に応じて完全子法人の株式が交付された場合には、旧株の譲渡対価および譲渡原価の額はいずれもその旧株の株式分配の直前の完全子法人株式対応帳簿価額とされ、旧株の譲渡損益は繰り延べられる。

非適格株式分配の場合には、交付を受けた資産の価額の合計額が、株式分配法人の株式分配直前の資本金等の額に、前事業年度末の簿価純資産に対する完全子法人株式の簿価の比と、現物分配法人に対する持株比率を乗じた金額を超える部分の額は、配当等の額とみなされる。この場合、株式分配は受取配当等の益金不算入制度における剰余金の配当または利益の配当から除かれているため、その全額が課税対象とされる。

(7) 株式交換等(株式交換、全部取得条項付種類株式の取得、株式併合および株式売渡請求)

株式交換の対価として、株式交換完全親法人株式以外の資産が交付された場合には、株式交換完全子法人株式について時価で譲渡したものとして譲渡損益を認識する。

一方で、株式交換完全親法人株式のみが交付される場合には、旧株の譲渡対価および譲渡原価の額はいずれも旧株の株式移転の直前の帳簿価額とされ、譲渡損益は繰り延べられる。

株式交換の場合には、適格、非適格にかかわらず株主においてみなし配当は生じない。

全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理および株式売渡請求における株主課税関係は、いずれの場合も旧株に係る譲渡損益を認識することとなるが、みなし配当は生じない。

(8) 株式移転

株式移転の対価として、株式移転完全親法人株式以外の資産が交付された場合には、株式移転完全子法人株式について時価で譲渡したものとして譲渡損益を認識する。

一方で、株式移転完全親法人株式のみが交付される場合には、旧株の譲渡対価および譲渡原価の額はいずれも旧株の株式交換の直前の帳簿価額とされ、譲渡損益は繰り延べられる。

株式移転の場合には、適格、非適格にかかわらず株主においてみなし配当は生じない。

2. 我が国の組織再編税制の沿革

1997年の独占禁止法改正により、いわゆる純粋持株会社が解禁、さらに、同年の商法改正により、合併に関する法制の見直しが行われ、債権者保護手続が合理化されるとともに、簡易な合併手続きの制度が創設された。また、同年には「銀行持株会社設立のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律」が制定され、いわゆる三角合併方式による合併が認められ、銀行持株会社の設立を円滑にするための措置が講じられている。

1999年には、持株会社の設立を容易にするための制度として、株式交換および株式移転制度の導入を内容とする商法改正が行われた。また、企業が分社を行う場合、従来は営業譲渡または営業の現物出資等により行われていたが、手続が煩瑣であったため、分社化を円滑に行うことができるようにすることを目的に、2000年の商法改正によって会社分割制度が創設された。

こうした周辺制度の改正の中、当時の税制においては、合併が行われた場合に、合併法人が合併により受け入れた資産の評価益を計上したとき⁴⁴は、その評価益のうち、被合併法人の株主に交付されたと考えられる部分については、被合併法人の清算所得として課税し、合併法人に留保されたと考えられる部分については、合併法人において合併差益として課税されることとされていた。また、被合併法人の株主については、交付を受ける株式または金銭等に、利益積立金および合併により引き継がれた資産の含み益から成る部分があれば、みなし配当として取り扱うこととされており、さらに、金銭等の交付を受けた場合には、被合併法人株式に係る譲渡損益が課税の対象とされていた。

また、法人が現物出資により子会社を設立した場合には、株式の保有割合が95%以上であること等の一定の要件⁴⁵を満たすものについて、圧縮記帳により出資資産に対する課税を繰り延べることとし、金銭出資により子会社を設立した上でその後に資産を譲渡する変態現物出資についても、現物出資と同様に、圧縮記帳による課税の繰延べを認めることと取り扱われていた⁴⁶。

1999年度税制改正では、当時の商法に株式交換(旧商法 352 条 1 項)と株式移転(旧商法 364 条 1 項)の制度が新設されることに伴い、税制においても、企業の組織再編成の円滑化に配慮して⁴⁷、株式交換または株式移転に係る完全子法人の株主については、一定の要件を満たすことを条件に、完全子法人の株式に係る譲渡損益について課税の繰延べを認めることとされた。

また、株式交換と「吸収合併＋分社」という取引は、完全親子関係を築くという意味では同じ再編効果を有すると言えるが、当時の税制においては、非株式対価の交付がない場合には株主において被合併法人の株式に係る譲渡損益の課税繰延が認められていたことから、組織再編後の結果が同じであるにもかかわらず課税関係が異なるというのは課税の公平性に反するという見方がなされ、株式交換についても租税特別措置法にて株主における株式譲渡損益に係る課税繰延が認められることとなった。その際、株主課税を繰り延べることを認める要件は、①完全親法人の子法人株式の受入価額が一定金額以下であること⁴⁸と、②株主に交付される株式以外の金銭その他の資産の割合が、交付を受ける資産の時価合計額の5%未満であることといった二要件とされた。

⁴⁴ 合併の場合に、資産負債が会計上簿価移転されていれば税務上もそれが認められていた。

⁴⁵ 次の3要件とされていた。

①子会社等の株式等の保有割合が95%以上であること

②子会社の設立時に、株式等の保有割合が95%未満となることが見込まれていないこと

③子会社が現物出資により受け入れた資産の受入価額を親会社の帳簿価額以下としていること

⁴⁶ 旧法人税基本通達 10-7-1

⁴⁷ 大蔵財務協会編「平成 11 年版改正税法のすべて」142 頁 I 矢野康治

⁴⁸ 子法人の株主数が50人未満の場合は、子法人の旧株主の税務上の簿価合計額以下であること、子法人の株主数が50人以上の場合には、子法人の税務上の簿価純資産価額以下であること

その後、2000 年 5 月の商法改正(会社分割法制の創設)を受けて、税制面でもこれに対応するべく、2001 年度の税制改正⁴⁹において、現行の組織再編税制の基礎となる基本的枠組みが構築されている。この当時より、組織再編税制⁵⁰の要件は、同一グループ内の法人間における組織再編成と、共同で事業を営むものと認められるグループ外の法人間で行われる組織再編成⁵¹という枠組みに基づく構成となり、移転資産に対する「支配の継続」および株主による「投資の継続」といった考え方が採られている。

このようにグループを基準に適格要件が設けられたのは、2000 年の商法改正が企業組織の柔軟かつ迅速な再編を実現することを目的としたものであること、また、組織再編税制の見直しに当たっては、連結納税制度の創設とパッケージで検討されたことに起因すると考えられる⁵²。

2003 年度税制改正では、それまで、組織再編成の後にさらに組織再編成が予定されている場合には、当初の組織再編成は適格組織再編成の要件を満たさないものとされていたことについての見直しが行われ、当初再編の後に見込まれている組織再編成が適格合併である場合には、当初の組織再編成により交付を受ける株式、移転を受ける事業等の全部がそのまま合併法人に引き継がれることとなることから、一定の要件を満たせば、当初の組織再編成を適格組織再編成とするといった要件の緩和が行われている。

2006 年度税制改正では、株式交換と株式移転につき、合併等に係る税制と整合性をもったものとするため、本法の組織再編税制と位置付ける改正が行われている。これは、株式交換が、子法人となる法人の発行済株式の全てを親法人となる法人に取得させる行為であり、株主による任意の行為とは異なり、完全親子関係を創設する組織法上の行為と位置付けられるものであることや、株式交換により親法人は子法人の発行済株式の全部を取得して子法人の事業、資産を実質的に支配することになることから、合併と同様の効果のある行為とみることができるとが理由に挙げられている⁵³。これにより、子法人の有する資産の含み損益に対する時価評価課税は、その株式交換等が適格要件に該当するものであるかどうかによることとされ、共同事業を営むための株式交換についても、株式交換完全子法人の株主による株式交換完全親法人の株式を通じた移転資産に対する支配の継続を認める建付けとなっていると考えられる⁵⁴。

また、子法人の株主に対する課税は、親法人株式以外の資産の交付を受けなかった場合には、子法人株式の簿価譲渡を行ったものとして譲渡損益の計上を繰り延べ、親法人株式以外の資産の交付を受けた場合には、原則どおりその譲渡損益の計上を行うこととし、従前の租税特別措置法において規定されていた、株主課税の繰延べ要件のうち非株式対価に係る要件(株主に交付される株式

⁴⁹ 2001 年度税制改正前の制度をアメリカの税制と比較し、「アメリカでは、現物出資、法人の合併、分割、営業譲渡等について、法人相互間では支配の継続性、株主と法人との関係では投資利益の継続性の考え方を基礎として譲渡所得の不認識、すなわち取得価額の課税繰延が広い範囲で認められてきたのに対し、我が国ではそのような取扱いは認められず、実現した譲渡所得は原則として課税の対象とされてきた」とする記述もある。金子宏「租税法(第 23 版)」(弘文堂 2019 年 489 ページ)

⁵⁰ 当初は合併、分割、現物出資等が対象となる類型であった。

⁵¹ 共同事業を営むための再編については、「企業グループを超えた組織再編が行われている実態が考慮されたもの」と説明されている(改正税法のすべて(平成 13 年版)(財大蔵財務協会)136 ページ)

⁵² 「会社分割に係る税制と連結納税制度は、いずれも、企業の組織再編に関する税制として極めて重要な課題であり、その導入に向け、これらをパッケージとして検討を進める必要がある」(平成 12 年 5 月 16 日政府税制調査会基本問題小委員会法人税制関係資料 63 ページ)

⁵³ 「平成 18 年度税制改正の解説(財務省)」299 ページ

⁵⁴ 長戸貴之「企業支配権移転局面における課税繰延措置に関する一考察 ―株式交付などの株式対価 M&A を題材に―」(学習院大学法学会雑誌 56 巻 1 号(2020.9))140 ページ

以外の金銭その他の資産の割合を5%未満とするもの)は廃止されている⁵⁵。なお、株式交換等が適格要件に該当しない場合であっても、子法人から株主への資産の交付がないことから、合併等の場合とは異なり、みなし配当課税は行わないこととされている。

2007年度税制改正では、合併等対価の柔軟化への対応として会社法上可能となった、いわゆる三角合併について、合併法人との間に直接の100%の資本関係がある親法人の株式であれば、その株式の保有を通じて合併法人に対する実質的な支配が継続できるとの整理がなされ、このような親法人の株式について適格要件を満たす対価として取り扱うこととされている⁵⁶。

また、株式交換または株式移転後に組織再編成が見込まれる場合の適格要件の緩和が行われたほか、共同事業を営むための合併等の適格要件の一つである、いわゆる事業関連性要件の判定について、納税者の予測可能性の向上を図ることを目的として、法人税法施行規則に具体的な判定基準が規定された⁵⁷。

2010年度税制改正では、無対価組織再編成の取り扱いについて、対価の交付の省略があったと認められる場合には、税務上も対価の交付があったものとして取り扱うといったことが法令上明確化されたほか、グループ法人税制の整備に関連して、組織再編税制の一環として適格現物分配に係る規定が創設され、他の適格組織再編と同様に、譲渡損益に係る課税の繰延べが可能とされた⁵⁹。

2017年度税制改正では、これまで非適格組織再編成とされてきたスピノフに関して、企業内の事業部門を分離して独立した企業とするスピノフの必要性が増していることに鑑み、新設分割型のスピノフについて適格分割として整理するとともに、新設分割型と同様の効果がある株式分配によるスピノフについても、組織再編成の一類型として位置付けた上で、適格要件に該当するものについては現物分配法人における完全子法人株式の譲渡損益について課税しないこととし、株主において帳簿価額の付替えをすることとされている。これまでスピノフについては、2001年度税制改正時の、「移転資産に対する支配が再編成後も継続している」と認められる場合について移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べる、といった基本的考え方にそぐわないとして非適格とされてきたが、

⁵⁵「すなわち株式を通じた会社の事業や資産への実質的な支配権の取得に類似性を認め、両者の中立性・税制の整合性を図る等の観点から、それまで基本的に非適格資産(ブート)の交付を認めていなかった合併に合わせる形で、株式交換等に関する課税の特例を廃止し、組織再編税制の再構築を行ったことがうかがえる」(長戸貴之「企業支配権移転局面における課税繰延措置に関する一考察 ―株式交付などの株式対価 M&A を題材に―」(学習院大学法学会雑誌 56 巻 1 号(2020.9)140 ページ))

⁵⁶「親法人の株式であっても合併法人の株式による直接的な支配と同等の状態を創ることはできるものと考えられる」(平成 19 年度税制改正の解説(財務省) 272 ページ)

⁵⁷「三角合併については、内外無差別を原則に、既存の合併と同様の適格要件を満たした場合に課税繰延べが認められますが、この省令は、三角合併も含め、合併に係る適格要件のうち、事業関連性及びその前提となる事業性の具体的な判断基準について、明確化を図ることにより納税者の予見可能性を高める観点から、従来の運用の実態を踏まえて規定することとされたものです。したがって、従来から認められていないもの、例えば事業を行っていないペーパーカンパニーを買収するための合併法人とするような場合には、事業関連性要件を満たさず、課税の繰延べは行われなくなることになります。」(共同事業を営むための組織再編成(三角合併等を含む)に関する Q&A ～事業関連性要件の判定について～(平成 19 年 4 月 国税庁))

⁵⁸これにより、例えば、買収企業と対象企業が同種の事業を営んでいない場合であっても、「当該被合併事業と合併事業とが当該合併後に当該被合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源と当該合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源とを活用して行われることが見込まれている場合」については事業関連性を充足しうることが明らかにされるなど、ある程度柔軟に判断することを明確化したことの意義は大きいと考えらる。長戸貴之「企業支配権移転局面における課税繰延措置に関する一考察 ―株式交付などの株式対価 M&A を題材に―」(学習院大学法学会雑誌 56 巻 1 号(2020.9))142 ページ

⁵⁹「子法人から親法人への現物資産の移転については、合併、分割という方法を用いれば簿価引継ぎとなる一方、配当、残余財産の分配という方法を用いれば譲渡損益課税が行われ、手段によって課税上の取扱いが異なることとなっていたところです。今回の改正の共通項であるグループ法人の実質的な一体性に着目すれば、グループ法人間の現物分配の場合にも、資産の譲渡損益ははまだ実現していないものと考えられることから、現物分配による資産の譲渡損益課税の繰延制度が措置された」(平成 22 年度税制改正の解説(財務省) 210 ページ)

グループ最上位の法人(支配株主のない法人)の実質的な支配者はその法人そのものであり、その法人自身の分割であるスピノフについては、単にその法人が2つに分かれるような分割であれば、移転資産に対する支配が継続しているとして適格性を認めうると整理している⁶⁰点は、注目すべき点であるといえる。

また、同2017年度税制改正においてスキーズアウトの取扱いについても整理がなされた。それまで、スキーズアウトについては、金銭交付型の株式交換や吸収合併は適格組織再編税制としての要件を満たすことができず、対象会社において時価評価課税がされる等がネックとなり、全部取得条項付種類株式や株式併合、株式等売渡請求のいずれかの手法を用いて行われてきた。こういった状況に対し、スキーズアウトの各手法に係る課税関係の統一化を図るべく、金銭を対価とする組織再編に係る適格要件を一部緩和する⁶¹とともに、これまで組織再編税制の枠外であった全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理および株式売渡請求による100%子法人化については、子会社の意思決定を必要とすること、少数株主の個別の意思にかかわらず強制的に子会社株式が取得されることという点において、単なる資産の売買・交換とは異なる共通点を有するものであり、課税上の不整合は望ましくない⁶²として、いずれも組織再編成に係る税制の下に位置付ける見直しが行われている。

このほか、同一グループ内で行われる分割型分割に係る株式継続保有要件について、支配株主と分割法人との間の完全支配関係や支配関係が継続することが見込まれていることを不要とする改正がなされ、また、非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価の対象資産の範囲から、帳簿価額が1,000万円に満たない資産が除外され、いわゆる自己創設のれんについては時価評価の対象外とされることとなった。

2018年度税制改正では、多段階型再編等多様な手法による事業再編の円滑な実施を可能とするため、組織再編税制の適格要件等を見直すこととされ、株式分配型のスピノフの実施を円滑にするために、スピノフの準備段階で行う完全支配関係のあるグループ内での組織再編が税制非適格とならないよう見直されている。これにより、許認可の取得等を目的として、あらかじめ受け皿会社を完全子法人として設立した後、親法人の事業をその受け皿会社に吸収型の組織再編により移管し、その分割承継法人の株式を現物分配するようなスピノフにおける事前の吸収型の組織再編も税制適格要件を満たすこととされている。

また、同年において、自己株式を対価とした株式取得による事業再編の円滑化として、産業競争力強化法に基づく認定制度の認定を受けた事業者が、特別事業再編計画に基づき自己株式を対価とした公開買付けなどを行った場合に、公開買付けなどによる株式の譲渡(任意の株式の交換)につ

⁶⁰ 「『移転資産に対する支配が再編後も継続している』かどうかについて、現行の組織再編税制は、グループ経営の場合には、グループ最上位の法人がグループ法人及びその資産の実質的な支配者であるとの観点に立って判断しているという側面もあり(例えば、適格組織再編成における株式の保有関係に関する要件)、この考え方を踏まえ」と説明されている(平成29年度税制改正の解説(財務省)317ページ)。

⁶¹ 「組織再編成の適格要件のうち対価要件について、組織再編成前に特定の株主が対象会社を支配している場合において、その特定の株主に対象会社が吸収される合併が行われるとき又はその特定の株主の対象会社に対する持株割合が減少しないときは、組織再編成により少数株主に株式以外の対価が交付されたとしても、その特定の株主が株式の所有を通じて対象会社の資産を支配している状態に変わりがないといえるため、移転資産に対する譲渡損益(保有資産に対する評価損益)を計上する必要はないと考えられる」(平成29年度税制改正の解説(財務省)318ページ)

⁶² 「税法上、株式交換により100%子法人化する場合には、適格要件に該当しなければ完全子法人について時価評価課税がされる一方連結納税への欠損金の持込みができないこととされ、適格要件に該当すれば時価評価課税はされない一方連結納税への欠損金の持込みが可能とされていますが、全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による場合には、時価評価課税はされない一方連結納税への欠損金の持込みもできないこととされていました。」(平成29年度税制改正の解説(財務省)318ページ)

いて、交換に応じた株主の株式譲渡損益の計上を繰り延べることとする制度が租税特別措置として創設された⁶³。

2019 年度税制改正では、三角合併等の対価について、その合併法人等の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある法人の株式を対価とする場合にも対価要件を充足することとされた⁶⁴ほか、株式交換後に逆さ合併が行われることが見込まれている場合の株式保有要件や支配関係継続要件については、適格合併の直前の時までの関係が継続することが見込まれていればこの要件に該当することとされた⁶⁵。

2021 年度税制改正では、株式対価 M&A を促進するための措置が創設され、法人が会社法の株式交付制度によって、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとされ、株式交付親会社の株式と併せて金銭等の交付を受ける場合についても、対価の 80%以上が株式交付親会社の株式の価額である場合には、株式交付親会社の株式に対応する部分の株式譲渡損益について課税の繰延べが認められることとなった⁶⁶。

⁶³「法人税法における組織再編税制では、単なる資産ではなく「事業」を移転する場合について、その事業の支配が継続することを要件に、譲渡損益の計上を繰り延べることとされています。そのため、公開買付けなどにより、株主が株式対価での買収に応ずる場合には、その株式の譲渡は、事業の移転とはいえ、法人税法上、譲渡損益の計上繰り延べられる組織再編には該当しません。また、単なる株式の譲渡であっても、「強制的な」株式の譲渡で投資が継続しているものについては、その譲渡損益の計上を繰り延べることとされていますが、今般の措置の対象である公開買付けなどによる株式の譲渡は、「任意」の株式の譲渡に該当します。これらの観点から、法人税法ではなく、租税特別措置法に位置付けることとされました。」(平成 30 年度税制改正の解説(財務省) 535 ページ)

⁶⁴「合併等に際し間接 100% 支配関係がある親法人の株式が交付される場合について、直接 100% 支配関係がある親法人の株式が交付される場合と同様に親法人の株式の保有を通じて移転資産や事業に対する実質的な支配が継続していると考えられることから、対価要件に該当することとされました。」(令和元年度税制改正の解説(財務省) 257 ページ)

⁶⁵「近年の株式交換後に逆さ合併が行われた事例についてみると、許認可等の観点から便宜的に逆さ合併が選択されたものであること、大部分が MBO 案件であることといった実態があり、逆さ合併が行われることのみをもって「組織再編成の前後で経済実態に実質的な変更がない」との適格要件の考え方に合致していないとはいえないと考えられることから、株式交換後に逆さ合併が行われることが見込まれている場合にも適格要件に該当し得ることとされました。」(令和元年度税制改正の解説(財務省) 257 ページ)

⁶⁶「令和3年度税制改正の大綱(令和 2 年 12 月 21 日閣議決定) 42 ページ」

3. 我が国の組織再編税制における課税繰延の根拠

2001 年度税制改正によってその枠組みが構築された当時より、我が国の組織再編税制の基本的な考え方は、資産が移転する場合には、それが組織再編に伴って生じるものであったとしても、移転資産に係る譲渡益に対して課税するのが原則であるが、組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税関係を継続させるというものである。つまり、組織再編成において、移転資産に対する支配が再編成後も継続していると認められるものについては、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べることとし、「移転資産に対する支配の継続」を適格組織再編成に課税しない要件としているところである⁶⁷。

共同事業を営むための組織再編成を適格組織再編成とすることについては、「企業グループを超えた組織再編成が行われている実態が考慮されたことによるもの」⁶⁸と説明されているが、組織再編成の当事者間に 50%以下の持分関係しかない場合であっても、「移転の対価として取得した株式の継続保有等の要件を満たす限り、移転資産に対する支配が継続していると考え、譲渡損益の計上を繰り述べることができる」⁶⁹とされており、組織再編成前に買収企業による対象企業の有する資産への支配が存在しない共同事業を営むための組織再編成では、買収企業ではなく、対象企業の資産への株式を通じた支配を有する対象企業の株主を基準とし、組織再編成後の買収企業株式の保有（株式継続保有要件）を通じて、移転資産に対する支配の継続が認められる⁷⁰ものと考えられていると理解できる。

また、2006 年度税制改正において株式交換・株式移転が本法の組織再編税制の中に位置付けられたが、共同事業を営むための株式交換についても、株式交換完全子法人（対象企業）株主による株式交換完全親法人（買収企業）の株式を通じた移転資産に対する支配の継続を認める建付けとなっていると考えられる⁷¹。

三角組織再編成に対応した 2007 年度税制改正では、「移転資産に対する支配の継続」の概念について、財務省は次のように説明している。「この移転資産に対する支配の継続とは、その営まれる事業に着目すれば、「事業を営んできた当事者が引き続き事業を営む」実態の継続と言い換えることもできます。このような視点で組織再編成の実態等をみると、①持株割合 50%超の支配株主がいる企業グループ内で組織再編成が行われる場合には、組織再編成後もその支配株主が事業を営む実態が継続すると考えることができる。②このような支配株主がいない場合であっても、組織再編成の当事者（事業を営んできた法人）が共同で事業を営むために組織再編成を行う場合で、それぞれの事業の規模に著しい格差がないなどの場合であれば、組織再編成後も両当事者が事業を営む実態が継続すると考えることができる、と整理することができることから、適格合併等の範囲について、①の組織再編成を企業グループ内の組織再編成と、②の組織再編成を共同事業を営むための組織再編成としているところです。なお、②については、その前後で経済実態に実質的な変更がないというためには、事業の継続だけではなく資産を移転した法人の株主がその組織再編成により取得した株式を継続して保有することが必要となります。」⁷²。このことから、組織再編成後に事業を営む実態が継続することを暗黙の前提としているとも捉えられると考えられる。

2017 年度税制改正におけるスピンオフ税制の導入時においては、「グループ最上位の法人（支配株主のない法人）の実質的な支配者はその法人そのものであり、その法人自身の分割であるスピン

⁶⁷ 前掲 政府税調基本的な考え方

⁶⁸ 「改正税法のすべて（平成 13 年版）（財大蔵財務協会）136 ページ」

⁶⁹ 前掲 政府税調基本的な考え方

⁷⁰ 長戸貴之「企業支配権移転局面における課税繰延措置に関する一考察 ―株式交付などの株式対価 M&A を題材に一」（学習院大学法学会雑誌 56 巻 1 号（2020.9）136 ページ）

⁷¹ 同上

⁷² 「平成 19 年度税制改正の解説（財務省）271 ページ」

オフについては、単にその法人が2つに分かれるような分割であれば、移転資産に対する支配が継続しているとして適格性を認めうる」と整理されており、移転資産に対する支配の継続を法人段階での課税繰延の要件としていることがうかがえる。

こうした整理については、グループ内部における支配関係(最上位法人)の継続という視点が重要な役割を果たしたことを示している⁷³とする考えがある一方、「法人の支配者が法人そのもの」という根拠の内容を理解することは容易でないとした上で、組織再編税制が全体として複雑でわかりにくくなってしまったとの指摘が見られるところであり⁷⁴、コングロマリット・ディスカウントの解消等を目的とする、いわば株主目線に立って行われるスピノフについて、法人による移転資産に対する支配が継続している点について疑問が呈されているところである。

また、同年度の税制改正で手当てされたスクイーズアウト税制における対価要件の緩和措置に関しては、「組織再編成前に特定の株主が対象会社を支配している場合において、その特定の株主に対象会社が吸収される合併が行われるとき又はその特定の株主の対象会社に対する持株割合が減少しないときは、組織再編成により少数株主に株式以外の対価が交付されたとしても、その特定の株主が株式の所有を通じて対象会社の資産を支配している状態に変わりがないといえる」⁷⁵としているが、この点について、適格合併等の対価要件について改正がされているが、従来であれば組織再編成の対価は基本的に全て株式でなければならなかったところ、2/3以上を保有している場合には、対価の支払方法は無関係だということになり、2/3以上の支配関係が発生した時点で、実質的には、既に株式を通じた間接的取得は完了済みだと観念していると考えられる⁷⁶といったように、スクイーズアウトにより完全子会社化する前段階であっても、子会社の株式を2/3以上保有している時点で移転資産に対する支配が継続していると観念できるとする意見もある。

株主への課税については、2001年度の組織再編税制導入時における「基本的考え方」において、「株主の投資が継続していると認められるものについては、上記と同様の考え方にに基づきその計上を繰り延べることが考えられる」とし、株主の投資の継続性を課税繰延の根拠としているほか、2018年度税制改正時の解説においては、「強制的な」株式の譲渡で投資が継続しているものについて譲渡損益の課税を繰り延べているとされている⁷⁷。

一方で、みなし配当については、「分割法人や被合併法人において、移転資産の譲渡損益の計上の繰延が認められず、資産の移転が原則どおり時価により処理される場合には、法人が時価による資産の現物出資を行って株式を取得し、その株式を減資の対価として株主に交付した場合と同様に考えて、その法人の利益を原資とする部分があると認められるときは、その部分についてはみなし配当とすべきである。他方、移転資産の譲渡損益の計上の繰延が認められ、資産の移転が帳簿価額により処理される場合には、利益積立金額が新設・吸収法人や合併法人に引き継がれることから、先に述べたとおり、配当とみなされる部分は無いものとするのが適当である。」⁷⁸といった説明がされており、譲渡法人における移転資産の時価譲渡の取扱いと、その株主における取扱いとを連動さ

⁷³ 吉村政徳「平成29年度税制改正による組織再編成への影響」(税務事例研究 160号)5ページ

⁷⁴ 渡辺徹也「組織再編税制に関する平成29年度改正 ―スピノフ税制とスクイーズアウト税制を中心に―」(税務事例研究 162号)

⁷⁵ 前掲 19年税制改正の解説 318ページ

⁷⁶ 長戸貴之「企業支配権移転局面における課税繰延措置に関する一考察 ―株式交付などの株式対価 M&Aを題材に―」(学習院大学法学会雑誌 56巻1号(2020.9))

⁷⁷ 「単なる株式の譲渡であっても、「強制的な」株式の譲渡で投資が継続しているものについては、その譲渡損益の計上を繰り延べることとされていますが、今般の措置の対象である公開買付けなどによる株式の譲渡は、「任意」の株式の譲渡に該当します。これらの観点から、法人税法ではなく、租税特別措置法に位置付けることとされました。」(平成30年度税制改正の解説(財務省)535ページ)

⁷⁸ 前掲 政府税調基本的な考え方

せた制度設計とされていると考えられる⁷⁹。これについては、**2010** 年度税制改正において、適格合併の場合に、被合併法人の資産負債を合併時の帳簿価額により合併法人に引き継ぐという点についての変更はなかったものの、被合併法人の資本金等の額を合併法人に引き継ぐこととし、従前引き継ぐこととされていた利益積立金額は引き継がないこととされているにもかかわらず、みなし配当の取扱いは従前のとおりで改正はなされていない⁸⁰。

⁷⁹ この制度設計については次のような指摘がある。「法人段階での資産の移転に対する課税が、『検討の中心』とされていること、その反面で、株主段階での株式譲渡損益に対する課税繰延は、法人段階と『同様の考え方』に基づくものとされて、背後におかれていること。また、実際、実定法では、株主段階の繰延要件は、適格要件よりも緩やかになっている」（岡村忠生「法人税法講義 第3版」成文堂 2007年 334 ページ）

⁸⁰ この点について、適格合併において被合併法人の課税の履歴を引き継ぐという考え方に、説明困難な部分が生じたと考えられるとの指摘がある。「会社合併実務必携(第四版) 法令出版、朝長英樹ほか共著 138 ページ」

4. 我が国の組織再編税制における課題

前述のとおり、我が国の組織再編税制はグループ内の組織再編成を基軸として制度が組み立てられており、企業グループを超えた組織再編成については共同事業を営むための組織再編成という区分を設けて、グループ内の組織再編成にはない要件を課することによって課税繰延の適用を認めることとしている。しかしながら、他国の組織再編税制と比較してみると、このように組織再編の実行時点においてグループ内の取引であるかどうかということを問題とする制度設計には必ずしもなっていない。そもそも、我が国においてはなぜグループ内の組織再編成であることが、課税繰延という特例的取扱いを認めるべき組織再編成の中心となっているのであろうか。

この点について、組織再編税制の制定当時の政府税制調査会の答申における趣旨説明においては、組織再編に伴って形式的に資産が移転したとしても、その再編の前後で経済実態に変更がないのであれば、税務上も課税関係を継続させ、移転資産に係る譲渡損益を繰り延べることが望ましいと述べられており、経済実態に変更がないと言えるかどうかは、その移転資産に対する支配が継続していると言えるかどうかによって判断するという理論構成をしている。そして、一定の資本関係をもとに組成される企業グループは、グループ全体として一体的に事業活動を行っているものであり、完全に一体と考えられるような企業グループ内での資産の移転であれば、その資産に対する支配は継続しているという考え方を根拠として、100%の完全支配関係のある法人間の組織再編成であれば、非株式対価が用いられる場合を除いて、基本的には追加の要件なしで課税の繰延べを認めることとしているのである。他方で、50%超の支配関係によるグループ内での組織再編成の場合には従業員の引継ぎや事業の継続といった、経済実態に変更がないことを事業の継続といった側面から担保していくような要件が加えられ、さらに、支配関係のない法人間の組織再編成であれば共同で事業を営むためのものと認められる場合に限りて課税の繰延べが認められる。この共同で事業を営むための組織再編成と認められるためには、グループ内の組織再編成の場合に加えて、事業関連性要件、事業規模要件または特定役員引継要件を満たすことが求められている。

このように、グループ内での組織再編成を中心に要件が構成されており、グループ外の企業の買収や組織再編成の場合には追加的な要件の充足が必要とされているのは、課税繰延の根拠を法人による資産に対する支配の継続という点に求めているためであるものと考えられる。このような考え方は、「経済実態に変更がない」ということを資産の移転を行う法人の視点から見た場合には成立しうると思われるが、法人は究極的にはその法人を保有する株主によって支配されていると見た場合には、グループ内での組織再編成である必要はないものと考えられ、実際に米国、英国等の諸外国の制度においては株主からの視点で経済実態に変更がないかどうかを見るような要件設定が見られる。これは、欧米では法人の実質的な所有者は株主であるという考え方が普及しており、また、税制も家族経営の事業や中小企業⁸¹も念頭に置いて設計がされていることとも関連があると思われる。他方で、日本の税制においては、株主は投資家であるという前提で構成がされており、組織再編税制も中小法人ではなく大法人を想定して制定されているという側面がある。

この点については、いずれの考え方を採るべきといった明確で唯一の解があるといったものではなく、税制の目指す方向性や政策的な観点も考慮して日本の税制の在り方を考えていく必要があるものと考えられるが、組織再編税制の導入時から約20年が経過し、グループ内の組織再編成が中心であった導入当時の社会環境から大きく、また急速に変化が進んでいく中で、今一度組織再編税制の在り方を見直すことには重要な意義があると考えられる。

具体的には、以下のような点が問題点として考えられる。

(1) 「支配の継続」の意義

⁸¹「現代税制の現状と課題 組織再編成税制編」P188 朝長 英樹

上記のとおり、日本の組織再編税制は、法人段階での課税関係と株主段階での課税関係に区分した上で、法人段階の課税については、移転資産に対する支配が継続していればその移転資産に係る譲渡損益を繰り延べることにしている。これについては、誰の視点から支配が継続しているかを見るのかによって継続の有無についての判断が異なると考えられる。すなわち、資産が A 社を親会社とする子会社 B 社から他の子法人 C 社に移転された場合、移転資産を直に保有していた B 社から見れば、資産は他の法人 C 社に移転しているのでその支配は絶たれたとも考えられるが、B 社を支配している親法人 A 社の目から見れば、C 社株式の保有を通じてその移転資産に対する支配が継続しているとも考えられる。これをさらに親法人 A 社の株主の目から見た場合、資産が A・B・C 社のグループ外の D 社に移転したとしても、D 社の株式を取得することを通じてその資産に対する支配が移転後も継続しているとする見方もあると考えられる。この「支配の継続」という考え方が現在の組織再編税制の対象範囲に大きな影響を与えていると考えられることから、こうした株主の視点からの考え方が我が国の組織再編税制において採用されない理論的根拠やその妥当性について、改めて検討することが重要と考えられる。

(2) 株主による「投資の継続」という考え方

組織再編税制における株主の課税関係は、投資の継続性が認められる場合には、旧株の譲渡損益に対する課税が繰延べられることとされている。例えば、合併における被合併法人の株主であれば、被合併法人に対する投資が継続していると認められることによって、被合併法人株式の譲渡損益に対する課税が繰り延べられることになる。この「投資の継続」とは、株式を実質的に継続保有していると見ることができる場合に認められるものであり、株主にとっては被合併法人等株式の譲渡対価として取得する合併法人等の株式の保有を通じて投資が継続していることとなるが、譲渡対価として株式以外の資産の交付を僅かでも受ける場合には、その取引全体として投資の継続性が認められないとされている。つまり、株式と株式以外の資産によって譲渡対価の交付を受けた場合には、株式対価による部分は投資が継続していることとすることもできるにもかかわらず、組織再編行為全体について投資の継続が認められず非適格の取扱いを受けることになるが、これが経済実態を表した取扱いであると言えるのかどうか検討が必要と考えられる。また、このような硬直的な取扱いがなされることによって、納税者において組織再編税制に係る課税の取扱いの選択が実質的に可能⁸²となっているという問題についても、制度として適切と言えるかどうか再確認が必要と考えられる。

また、スクイズアウトに関する取引が組織再編税制の中に位置付けられたことによって、強制的な株式の譲渡であれば譲渡損益の課税を繰り延べるという考え方も組織再編税制に関わる株主課税を考える上での一つの要素として見られるようになったが、投資の継続という考え方そのものは、その取引が強制的なものであるかどうか本来関わりがないと言え、課税繰延の根拠をどこに求めるべきだったのかがかえって曖昧となるようにも思われる。強制的な株式の譲渡であることを組織再編税制全体として重要な一要素と考えるべきなのか否かについても改めて検討が必要と考えられる。

(3) 法人課税と株主課税の整理

法人においては支配の継続が認められるかにより資産に係る譲渡損益課税の繰延べの有無が決定され、他方で、株主においては投資の継続が認められることによって株式に係る譲渡損益課税の繰延べの有無が決定される。これらは類似の概念であるものの、取扱いが連動するとは限らず、例えば組織再編成の対価が株式のみである場合、他の要件が充足されないことによって法人段階では課税取引となるものの、株主段階では課税の繰延べが認められるということが

⁸² 非株式対価を交付することによって意図的に非適格組織再編成の取扱いを受けようとする、いわゆる適格外し

ありうる。このように、組織再編成の課税関係において、法人段階と株主段階での課税の取扱いが異なることは他国の税制においても見られる点である。

一方、株主においては、みなし配当課税の問題もある。日本の組織再編税制においては、旧株の発行法人の行う組織再編が適格組織再編に該当するのであれば、株主においてもみなし配当は生じないものとするとしてされており、法人の課税関係と株主のそれとを連動させる形となっている。このような課税関係があるために、非適格の組織再編が行われる場合には、株主自身にとっては金銭等の交付がなかったとしてもみなし配当に対する課税を受けることになり、例えば多数の株主を有する上場会社同士の合併のケースなどでは影響が大きい⁸³。このような取扱いの根拠としては、制度導入当時においては、非適格の組織再編であれば再編取引から生じる利益を原資とする配当相当の部分が生じるが、適格組織再編成の場合は利益積立金額が移転先法人に引き継がれるため、みなし配当は生じないとする考え方であったと考えられる。ただし、2010年度の税制改正以降は利益積立金の引き継ぎはされないこととなったため、みなし配当課税の在り方についても再考の余地があると考えられる。

(4) 事業実態の継続を担保する共同事業要件

グループ外の組織再編成である場合、共同で事業を営むための組織再編成と認められなければ課税の繰延べの適用はない。共同で事業を営むための組織再編成の要件には、事業関連性要件、事業規模要件、特定役員引継要件があり、これらは組織再編の前後で「経済実態に変更がない」ことを示すためのものとして要件に組み込まれている。このうち事業関連性の要件に関しては、もともと事業に関連性が認められるかは主観的な側面がある問題であり、税務取扱いの安定性の観点から要件として適切なのかといった疑問がある⁸⁴。事業規模要件については、売上金額、従業員数、資本金またはこれらに準ずるものの規模の割合が概ね5倍以内であるかどうかで判断することとされているが、シナジーを生み出すための組織再編をする場合に、事業規模が類似していることは必ずしも重要ではなく、イノベーション促進の観点でスタートアップ企業を統合する場合などは規模が大きく異なるケースも十分考えられる。特定役員引継要件についても同様で、役員構成をどうするかは究極的には企業の事業戦略やガバナンスの方針によって変わってくるものであり、適格再編の要件にはなじまないという考え方もあると思われる。

上記(1)から(4)にて述べた点に加えて、スピンオフ税制に関する課題については、後述の2.4. 我が国のスピンオフ制度に関する理論的な整理でも取り上げるが、制度の対象となる取引が非常に限定されており、活用が進んでいないという問題がある。

あくまで過去に構築した理論をもとに、新たな制度を設計していくというアプローチは、制度の考え方の一貫性を保つという意味では重要とも考えられるが、必ずしもそれが望ましい制度の在り方に近づいていくとは限らない。過去の制度が社会環境やニーズに即したものとなっていないのであれば見直すべきであろうし、これまでの理論で整理し切れない部分が出てれば、抜本的に改正しより適切な制度を目指していくということも必要であろう。重要なのは、企業の経済活動の発展のためにどのような組織再編成を促進していきたいのかを検討し、実際に税制としてそれを支援していくことである。

⁸³ 特に、組織再編成の適格性について後になって否認を受けるような場合には、みなし配当が大ききリスクとなり得る。

⁸⁴ 他方で、欠損金や含み損資産の活用のみを目的とする組織再編税制の濫用の防止については、適格要件としてではなく、濫用防止規定として設定していくことが考えられる。

2.3. 諸外国における組織再編成に関する制度および理論的根拠の調査

2.3.1. 米国

1. 米国において支配法人グループが関連する制度

米国の内国歳入法 (Internal Revenue Code)⁸⁵において、法人による一定の支配関係のあるグループが関連する制度としては、§1504(a)に規定される **affiliated group** による連結納税制度がある⁸⁶。その他、当事者間の資本関係の有無によって税務上の取扱いに影響があるものとして代表的なものには、移転価格税制⁸⁷、関係会社間の資産譲渡に係る譲渡損失の繰延と関係会社間取引の損金・益金算入時期のマッチング規定⁸⁸があり、また、グループ単位での計算が求められるものとしてはアーニング・ストリップングルール⁸⁹、税源浸食濫用防止税 (BEAT)⁹⁰、R&D 税額控除⁹¹などがある。

以下では、連結納税制度について調査分析を行った内容について報告する。

2. 米国の連結納税制度の概要

(1) 制度導入の背景・経緯

時期	関連法令	措置(改正)内容
1917 年	Revenue Act 1917	● 超過利潤税 ⁹² における超過累進税率の適用回避を規制するため、歳入法規則 41 号にて、内国歳入庁長官の判断により超過利潤税における連結申告を求める制度として導入
1918 年	Revenue Act 1918	● 法人所得税・超過利潤税において連結納税(強制適用)が法制化
1921 年	Revenue Act 1921	● 法人所得税率の比例税率化・超過利潤税廃止に伴い、選択制の制度に変更
1932-1933 年	Revenue Act 1932/1933	● 連結法人グループ内の損益通算の恩典の代わりに 0.75% または 1%の付加税を課すこととされる
1934 年	Revenue Act 1934	● 例外である鉄道会社を除き、連結納税制度が全面廃止
1940-1942 年	Revenue Act 1940/1942	● 超過利潤税と連結申告制度の復活、法人所得税における連結付加税 2%の賦課
1954 年	Revenue Act 1954	● 法制度が§1501-1504として整備。株式保有要件が 95%以上の持分関係から 80%以上の持分関係に拡大
1964 年	Revenue Act 1964	● 連結付加税の廃止
1966 年		● 財務省規則におけるグループ内取引の損益繰延、投資簿価修正、欠損金控除規程等が概ね現在の形に整備

⁸⁵ U.S.C. Title 26. 本報告書で特に断りのない場合、条文番号引用は全て内国歳入法である。

⁸⁶ § 1501

⁸⁷ § 482

⁸⁸ § 267

⁸⁹ § 163(j)

⁹⁰ § 59A, § 52(a)

⁹¹ § 41, §52(a)

⁹² 超過利潤税とは、戦費調達を行うため、戦時中の所得が平常時の所得を上回る超過分に対して累進税率で課税する制度である。

米国の連結納税制度は、1917年歳入法規則 41 号において導入された連結申告制度を起源とする歴史のある制度である⁹³。本制度は、第一次世界大戦の戦費調達のため導入された超過利潤税 (excess profits tax) における超過累進税率の適用を免れるために複数子会社を設立して所得分割を図る行為を防止するため、グループ単位での申告を強制するものとして導入され、翌年の 1918 年歳入法によって、対象を超過利潤税から法人所得税にも広げる形で成文化された。

その後、1921 年歳入法 240 号において、法人所得税率の比例税率化および超過利潤税の廃止に伴い、強制適用から納税者による選択制の制度に変更されている。また、1932 年・1933 年歳入法においては、連結申告によるグループ内の欠損金利用が急増し税収が減少したことを受け、連結申告を連結法人グループ内での所得と損失の通算が許される特権として捉えた上で、連結法人の申告額に対して 0.75% または 1% の付加税を賦課することとされており、さらに 1934 年歳入法においては、制度の廃止に追い込まれている⁹⁴。

1940 年には、第二次大戦の戦費調達のために超過利潤税が再度導入され、同時に超過利潤税に対する連結納税制度の選択制度も復活することとなった後、1942 年歳入法において、法人所得税に対する連結申告も再度可能となったが、連結申告を選択する場合には、法人所得税に対して 2% の連結付加税の賦課が伴った。

1954 年歳入法において、連結納税の対象となるグループの範囲について、95% 以上の持分関係という範囲から 80% 以上の持分関係という範囲に拡大され、租税債務配分規定も加わって、現在の法制度の骨格となる内国歳入法 §1501～§1504 として整備された。この時点においても連結付加税は依然として課されていたが、1964 年歳入法において、連結申告は特別の優遇措置ではないとの理由により、連結付加税は廃止された。1966 年には、§1501 から §1504 に係る財務省規則が公表され、グループ内取引の繰延、投資簿価修正、繰越欠損金控除規定等が整備され、現在の連結納税制度の原型となっている。

なお、連結納税制度の適用範囲を決定する資本関係の要件については、1918 年においては明確な数値基準を伴わない「実質的全株式の支配」として導入され、その後の改正等を経て現在の要件となっている。資本関係の要件の変遷は、以下の図表に示したとおりである。

年	内容
1918 年	条文上、実質的全株式 (Substantially All) の支配がされていることが要件とされ、具体的な数値基準が提示されていなかった
1921 年	実質的全株式の支配につき、①95% 以上の持分関係がある場合にはこれを充足すること、②70% 超 95% 未満の持分関係がある場合に連結納税申告を行うときは当局の承認を得る必要があることが規定された
1924 年	実質的全株式の保有とは 95% 以上の持分関係をいうことが明示された
1926 年	議決権の対象を各優先株式以外の全株式に変更
1954 年	持分割合を 80% に引き下げ、対象法人の範囲を拡大
1984 年	議決権に加え、価値ベースでの判定を追加 (法人資本価値の 80% を有しない法人の連結を防ぐため)

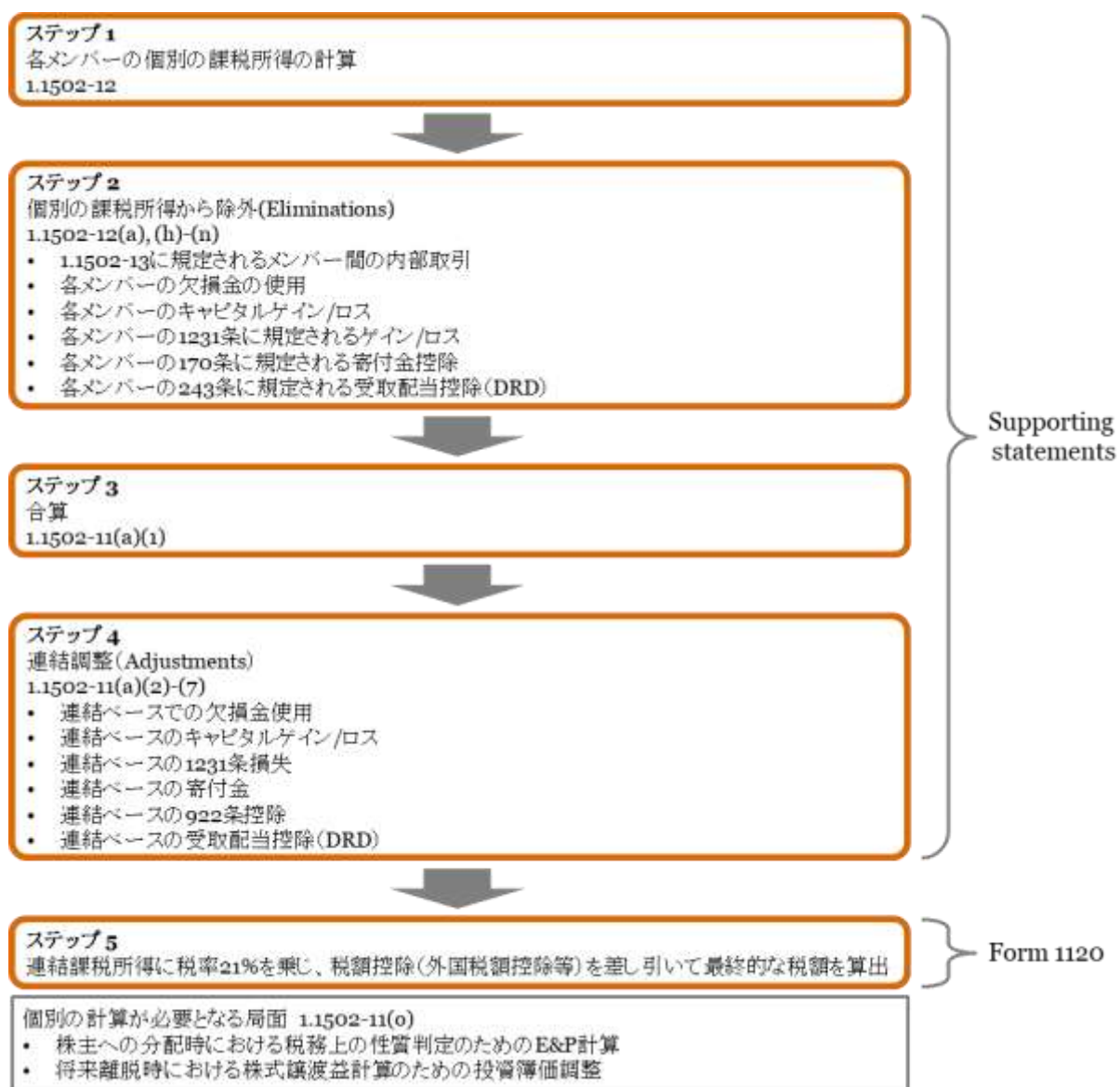
(2) 制度の概要

⁹³ 河本幹正「連結納税に係る税務上の諸問題」税大論叢 35 号 (2004)、秋峯晴男「連結納税制度に関する研究」税大論叢 37 号 (2005 年)、金光明雄「米国における連結納税の理論と制度」環太平洋圏経営研究第 11 号

⁹⁴ ただし、例外的に引き続き連結申告が認められた鉄道会社には、2% の連結付加税が課せられた。

米国の連結納税制度においては、親法人である米国法人による議決権および株式価値総額の80%以上の保有関係のある **affiliated group** が、連結納税による申告を選択することにより、連結親法人がグループ全体の申告納税を行うことが可能となっている。この選択を行うためには、**affiliated group** に含まれる法人の全ての同意が必要とされ、一旦連結納税を選択すると、**affiliated group** が存在しなくなる場合を除いては、IRS の同意がない限り継続適用が必要となっていることから、実質的に取りやめは不可能となる⁹⁵。また、一旦対象法人が **affiliated group** から離脱すると、61 か月経過するまではその **affiliated group** の連結申告に再度加入することはできないこととされており、この取扱いは、連結納税制度を恣意的に中止、再開することにより租税回避を行うことを防ぐための措置となっているといえる。

連結所得の計算は、個社の単体課税所得を計算した上で、内部取引の消去等の所定の調整を行った後、グループの合算所得を算出し、連結ベースでの欠損金適用など連結調整計算を適用して行う。具体的な連結課税所得の計算プロセスは以下のとおりである。



⁹⁵ Treas. Reg. §1.1502-75(c)

連結納税を選択している場合、申告納税手続や税務調査対応は連結親法人が代表して行うが、その一方で、グループに含まれる対象法人各社は納税義務を個別に負うこととされている（連帯納付義務ではない）ことから、IRS はどの対象法人に対しても、連結グループ全体の租税債務の履行を求めることができる⁹⁶。なお、税務上各対象会社に税額を配賦するための一定のルールがあるが、実際の税額負担関係はタックスシェアリングアグリーメント(TSA)に基づいて決定される。

(3) 適用要件

連結納税制度は、**affiliated group** という単位によって選択が可能となっている。**affiliated group** とは、対象法人 (**includible corporation**) である共通親法人 (**common parent corporation**) による株式保有関係を通じた対象法人の連鎖をいう。共通親法人は、1 社以上の他の対象法人の株式を、資本関係の要件を満たす形で直接保有しなければならない。また、共通親法人である場合を除き、対象法人の株式は、1 以上の他の対象法人によって、資本関係の要件を満たす形で保有されていなければならないこととされている⁹⁷。

① 対象法人の範囲

以下を除く全ての法人が対象となる。

- §501 に定める免税法人
- §801 の課税を受ける保険会社
- 外国法人⁹⁸
- 規制投資法人 (**Regulated Investment Companies**、以下「**RIC**」という。)および不動産投資信託 (**Real Estate Investment Trusts**、以下「**REIT**」という。)
- 内国輸出法人 (**Domestic International Sales Corporation**、以下「**DISC**」という)
- S 法人

⁹⁶ Treas. Reg. §1.1502-6(a)

⁹⁷ §1504(a)(1)

⁹⁸ 外国法人も業法上の理由で形式的に設立せざるを得なかった場合等の例外的な場合には対象法人に含むことが可能とされている。

RIC⁹⁹は米国法人課税の対象となる一方でペイスルー課税¹⁰⁰としての扱いを受けること、DISC¹⁰¹は、株主への配当支払時まで課税が繰り延べられていることから、いずれも連結加入を認めると、連結親子間の配当は所得算入されず課税の機会が失われることから、連結対象からは除外されている。

また、対象法人は、税務上の法人(corporation)とされていることから、米国税務上法人として扱われる事業体、例えばチェック・ザ・ボックス選択¹⁰²により法人課税を選択した LLC は対象法人になることができるが、一方で、米国税務上パートナーシップまたは DRE として扱われる事業体は対象法人になることができない。

② 資本関係の要件

affiliated group を構成する株式の保有関係は、議決権の 80% 以上、かつ株式価値の 80% 以上を直接的に保有する関係である¹⁰³。共通親法人が A 社の議決権および株式価値の 80% を保有しており、A 社が B 社の議決権および株式価値の 80% を保有する場合には、共通親法人による B 社の間接保有割合は 64% となるが、共通親会社と A 社、A 社と B 社の直接的な関係はそれぞれ議決権かつ株式価値の 80% 以上となっているため、共通親会社、A 社および B 社はいずれも同一の affiliated group に含まれることとなる。

③ 手続要件

連結納税を適用しようとする初年度の申告において、affiliated group の全対象会社が連結納税参加に同意し、署名した Form 1122 を添付して税務当局に提出することが必要と

⁹⁹ RIC とは、以下の全ての要件を満たす米国内国法人をいう(§ 851(a), (b))。

① 証券取引委員会(SEC)にて投資会社として登録されている
② 一定の選択を申告書上で行っている
③ 年度末において、少なくとも所得の 90% が配当、利子、キャピタルゲインから成る
④ 純投資所得の少なくとも 90% が株主に対して配当、利子、キャピタルゲインの形で分配される
⑤ 毎四半期末において、少なくとも会社の総資産の 50% が現金、現金同等物、証券から成る。また、総資産の 25% 超が同一発行者の証券に投資されていないこと(政府が発行する証券、その他の RIC が発行する証券を除く)
上記要件を満たす RIC は、原則として支払配当を損金算入する(dividends paid deduction)ことができ、この結果、税務上の分類としては法人(corporation)のままペイスルー課税の扱いを受けることができる(§ 852(b)(2)(D))。RIC の所得の大半が受動的所得であり、その大部分を株主に対して分配するため導管(conduit)とみなされることに鑑み、同一の所得について法人とその株主での二重課税を排除するための恩典的性格を有する制度である。このようなペイスルーの取扱いから、連結対象からは除外されている(Hennessey, Yates, Banks & Pellevo, The Consolidated Tax Return, WG&L Federal Treatises, Chapter 2.03)

¹⁰⁰ 支払配当の控除(deduction for dividends paid)が可能(§ 852)

¹⁰¹ DISC とは、米国内国法人で以下の要件の全てを満たす法人をいう(§ 992(a)(1)) : ① 95% 以上の総売上が、適格輸出売上から成ること、② 年度末における総資産の税務上簿価の 95% 以上が、適格輸出資産から成ること、③ 少なくとも 2,500 ドル以上の資本金を有し、株式の種類が一種類のみであること、④ 一定の選択を行っていること。

DISC は、米国国内で製造された製品の輸出を奨励する目的で設立された制度である。DISC 自体は課税の対象とならず、株主は DISC から配当が支払われるまで連邦所得税が繰り延べられる優遇措置を受け(§ 991)、繰り延べられた所得については、利息が課される(§ 995(f)(1))。ただし、DISC の課税所得が 1,000 万ドルを超える金額等(§ 995(b): 受取利息、一定の譲渡益、軍事資産に帰属する所得の 50%、課税所得が 1,000 万ドルを超える金額、株主が C 法人の場合一定の所得、一定の外国投資等)については、課税年度の最終日に株主に対して分配がなされたものとみなされ、課税対象となる(§ 995(b))。仮に DISC が連結グループに入ると、連結親法人に対する配当はグループ内取引として消去されることから、繰り延べた所得が永久に課税されないことになってしまうため、連結対象から除外される(Hennessey, Yates, Banks & Pellevo, The Consolidated Tax Return, WG&L Federal Treatises, Chapter 2.03)

¹⁰² チェック・ザ・ボックス(check-the-box, CTB)選択は、一定の事業体について連邦税法上の取扱いを納税者が自ら選択することを認める制度で、1997 年に米国連邦税法上の事業体の取扱いの判定を簡素化するために施行されたものである。(Treas. Reg. §301.7701-2, 3, 4)

¹⁰³ § 1504(a)(2)

なる¹⁰⁴。また、それ以降毎年の税務申告において Form 851 により affiliated group の対象会社の情報を開示することになる¹⁰⁵。

(4) 制度の理論的根拠・支配割合の考え方

1918 年の法制化時の立法資料によれば、前述した租税回避の防止とともに、「実体として一つの事業単位であるものを、一つの事業単位として課税する原理が、健全であり、公平であり、かつ、納税者と政府の双方にとって便宜であること」が制度趣旨として述べられており、実務家からもその実際性、便宜性、公平性から本制度の導入は支持されていた。

1964 年において、連結納税に対する付加税が廃止された際には、「共通してコントロールされている法人が、租税目的で、単一の経済単位として申告書を作成することは、実情にあっている」との主張がされており、また複数の法人が共通のコントロール下にあって事業活動を一体的に行っている場合に、一つの会社の事業部を通じて事業活動を行っている法人との均衡を図る旨の見解が述べられている。制度趣旨に関する説明の変遷については、以下のとおりである。

1918 年 上院財政委員会報告	「その直接的な効果に関する限りでは、連結は税額を増加させる場合もあれば減少させる場合もあるが、その一般的で恒久的な効果は、他の方法ではうまく防ぐことができない租税回避を防止することにある。」 「当委員会は、連結申告は歳入を減少させるのではなく歳入を保全するのに役立つと信ずるが、連結申告の採用を勧告する理由は、基本的にはそれが租税回避を防止するために働くことまたは歳入効果に基づくものではなく、実体として一つの事業単位であるものを一つの事業単位として課税する原理が、健全であり、公平であり、かつ、納税者と政府の双方にとって便宜であることに基づく。」 ¹⁰⁶
1917 年 アメリカ会計士協会提言	「親子会社間の取引価格は、租税負担軽減だけの目的のために、商業ベースによらず親会社が恣意的に決定することができるから、内部取引関係を操作して税負担の低い会社に多くの利潤を生じさせることができる。・・・このような課税ベース浸食を解決するためには、グループ会社の所得と投資とを一体として課税する方法または親子間内部取引を純粋な商業ベースによって計算する方法のいずれかが必要となるが、連結納税の方が政府と納税者の双方にとって实际的・便宜的、かつ、公正である。」 ¹⁰⁷

¹⁰⁴ Treas. Reg. §1.1502-75(a)(1), (b)(2)

¹⁰⁵ Treas. Reg. §1.1502-75(h)(1)

¹⁰⁶ Sen. Rep. No. 617 (1918)

¹⁰⁷ W. Sanders Davies (A.I.A., President) Suggestions for Assessment of Excess Profits, The Journal of Accountancy, Vol. 25, No.1, 1918

1928 年 上院財政委員会報告	「関係法人グループに対して連結申告書の提出を許可することは、単に、営利企業の法人格から区別されたものとして、事業体 (business entity) を承認するということにすぎない。営利企業の活動によって関係法人グループが全体として純利潤を上げるのでなければ、事業を行う個人は利得を実現していない。全体としての営利企業を承認しないことは、技術的な法律上の区別を行うことであり、現実の事実を承認することに反する。同一株主に所有された複数の法人が法律上の擬制によって個々に独立の主体とされているということのみをもって、その法人が実際には同一個人に所有されて一単位として活動する一つの事業であるという事実が曖昧にされてはならない。」¹⁰⁸
1964 年 下院歳入委員会報告	「付加税の廃止勧告の理由として、①共通してコントロールされている法人が、租税目的で、単一の経済単位として申告書を作成することは、実情にあっている。②共通してコントロールされている法人グループが、租税目的で営業活動を連結することに合意している場合、グループにおいて単に法人が二つ以上存在することによって、なぜ付加税が課されなければならないか、その根拠が明らかではない。③このような追加税は、別個に子会社を作らず、会社の事業部を通じて営業活動している法人においては課税されていない。」¹⁰⁹

他方で、連結納税は立法政策上の問題として議論されてきた側面があることから、制度として必ずしも一貫した法理や原理に基づくものとして整理されていないともいえる。したがって、現行の制度では、グループを全体として扱う連結概念と個々の法人の属性を扱う個社概念とが混在しており¹¹⁰、例えば、申告書提出および納税手続、連結修正、税率・各種税額控除、投資簿価修正等は連結概念、個別課税所得計算、連結税額の個社配賦、繰越欠損金の使用、E&P 計算等は個社概念に基づき制度設計がされている。

なお、affiliated group の範囲に関して、制度の導入当初は実質的全株式の支配が求められていたところ、後に 95%、80%と基準が緩和され現行法の形となっているが、この割合の根拠についての具体的な言及は確認できていない。80%基準への要件緩和がなされた 1954 年の立法資料においては、基準緩和の理由について、「“Present law provides that for corporations to join in the filing of a consolidated return, one must own 95% of the outstanding stock of the other. Your committee has lowered his stock ownership affiliation test to 80 percent. This change will make it possible for a substantially greater number of multicorporate businesses, which in effect operate as economic units, to report their income for tax purposes as a single taxpayer.”」¹¹¹とのコメントがされており、「単一の economic unit を法人税法上単一のものとして扱う」という従前の制度趣旨の延長線上にあることが窺えるものの、対象法人の範囲拡大以外に詳細な議論はなされていない。

¹⁰⁸ Sen. Rep. No. 960 (1928) 連結納税制度の在り方について再度議論が行われた際の報告である。実際には特段の改正には至らなかった。

¹⁰⁹ H.R. No. 749 (1963)

¹¹⁰ 中田信正「連結納税申告書論」中央経済社(1978)

¹¹¹ H.R. Rep. No. 1337, 83rd Cong. 2nd Sess. (1954)

2.3.2. 英国

1. 英国において支配法人グループが関連する制度

英国の法人税法(CTA¹¹² 2010)上、法人による一定の支配関係のあるグループが関連する制度としては、グループリリーフ制度がある。この制度においては、75%以上の持分関係を有するグループ内の一方の法人(surrendering company)から他方の法人(claimant company)に事業損失(trading loss)を移転することにより、グループ会社間の損益通算が認められる。

なお、グループリリーフ制度は法人の事業損失の移転を認めるものであり、キャピタルロスについては移転の対象とされていないが、キャピタルゲイン・ロスに関しては、課税利益法(TCGA¹¹³ 1992)において75%以上の持分関係等を有するグループ内での資産の移転についてキャピタルゲイン・ロスを認識しないこととするグループ税制が設けられており、グループリリーフ制度のようにグループ内でのキャピタルロスの移転が可能となっている¹¹⁴。

以下では、法人税法上のグループリリーフ制度について述べる。

2. 英国のグループリリーフ制度の概要

(1) 制度導入の背景・経緯

時期	関連法令	措置(改正)内容
1967年	Finance Act 1967	● グループリリーフ制度が導入
1973年	Finance Act 1973	● 資本関係の要件に配当請求権、残余財産分配請求権の要件が追加
2000年	Finance Act 2000	● 親会社が英国法人でない兄弟会社、一定の外国法人も対象に追加
2017年	Finance Act 2017	● 繰越損失も一定の場合(振替法人自身で繰越損失が使用できる場合等)を除きグループ内の移転が可能となる

グループリリーフ制度は、1967年に導入された制度であり、法人所得課税の強化の潮流がある中で、その緩和策として取り入れられたものであると言われている。本制度の導入当時において、欧州では米国系企業に対抗すべく競争力強化のために企業の合併・組織再編成や、国際化が活発に進んでいた。英国においても、経済状況の改善のために多様な経済成長政策が進められており、とりわけ金融業中心であった産業の幅を広げ、国内での雇用の確保や経済需要の活性化、外資系企業の誘致などを目指していたことから、グループリリーフ制度の創設にあたっては、こうした一連の経済政策の中で、企業の国際競争力を強化するという政策的目的も影響していたと考えられる。

グループリリーフ制度の導入時より、この特典をベンチャー企業への投資活動にも広げていくという趣旨から、コンソーシアムリリーフの制度も含まれていたが、これも投資奨励といった政策的目的の意味合いが強いと考えられる。

¹¹² Corporation Tax Act

¹¹³ Taxation of Chargeable Gains Act

¹¹⁴ その他、無形資産(Intangible fixed assets)や貸付金(Loan relationship)のグループ内での移転に関しても、75%以上の持株関係を有するグループ内での課税が繰り延べられる制度が存在する。(Chapter 8 of CTA 2009, s765 to s773、CTA 2009, s336)

制度の導入後、1973年には、租税回避目的の形式的なグループ形成を防ぐことを意図して、資本関係の要件に単なる普通株式の保有のみならず、配当請求権・残余財産分配請求権の保有といった経済的な支配関係に関する要件も加えられている。2000年にはグループに含まれる法人の範囲が拡大されており、さらに2006年においては、マーク・アンド・スペンサー社の海外子会社における事業損失をグループリーフ制度において振替不可とされているのはEC条約違反であるとした判決を受けて、非居住者による一定の海外損失もグループリーフ制度の対象とする改正が行われた。

また、グループリーフ制度において、繰越損失の移転は不可とされていたが、2017年の改正により、一定の場合(振替法人自身で繰越損失を使用できない場合等)には振替法人の繰越損失の請求法人への移転も可能となった。

(2) 制度の概要

グループリーフ制度においては、75%以上の持分関係によって構成されるグループに属する振替法人(surrendering company)の事業損失等の全部または一部を、請求法人(claimant company)に移転し、請求法人の利益と相殺することによってグループ内の損益通算を行う制度であり、CTA 2010の97条～188条に規定されている。本制度によって損失を移転するかどうか、移転させる損失の金額、グループ内での損失の移転先となる請求法人の選定は納税者に委ねられており、年度ごとに自由に設定することができることとされている。損失を移転させる場合には、振替法人・請求法人の当事者間で損失の移転に関する書面を交わすことになる。

グループリーフ制度の適用を受ける場合、振替法人と請求法人は、それぞれ自己の課税所得または税務上の損失の金額を計算した上で、移転させることとした損失の金額を振り替えことになる。振替法人において生じた損失のうち、事業損失、キャピタルアローワンス(減価償却費)超過額、営業外金融損失についてはその全額が移転可能となっており、適格寄附金控除額、英国で生じた不動産損失、管理費用、無形資産に係る営業外損失については、振替法人自身の所得と相殺した後の残額のみが移転可能となっている¹¹⁵。

また、グループリーフ制度により移転させることが可能な損失は、振替法人と請求法人の事業年度が重なる部分に限られるため、両社の決算月が異なる場合には、事業年度の重複する期間でそれぞれの課税所得と損失の金額を按分して、移転させる損失の金額の上限を算定する必要がある。

グループリーフ制度における損失振替の計算イメージは以下のとおりである。ここでは、A法人、B法人、C法人がグループリーフ制度上の同一グループに属する法人であり、B法人およびC法人において損失が生じたことから、その損失をA法人に移管するケースを想定している。

¹¹⁵ キャピタルロスを移管する場合は、TCGA 1992 S170によるグループ内の資産移転に関する譲渡損益の繰延べ規定によることとなる。この制度においては、75%以上の持分関係を有するグループ内で行われた資産移転取引に係る譲渡損益を繰り延べるか、または、(グループ内での実際の移転を伴わなくともグループ内で資産の移転があったものとみなして、)資産に係るキャピタルゲイン・ロスをグループ内の他の法人に移転させることができる。

	A 法人 (請求法人) £	B 法人 (振替法人) £	C 法人 (振替法人) £
事業所得(損失)	1,500,000	(300,000)	200,000
営業外金融所得(損失)	400,000	5,000	(500,000)
不動産所得	0	0	10,000
課税資産譲渡益	10,000	0	0
課税所得(損失)	1,910,000	(295,000)	(290,000)
グループリリーフ			
- 営業外金融損失の振替	(290,000)	0	290,000
- 事業損失の振替	(295,000)	295,000	0
差引後課税所得(損失)	1,325,000	0	0

グループリリーフ制度はまた、ある一つの企業によって支配されるグループのみならず、複数の企業によって支配されるコンソーシアムが認められる場合にも同様の取扱いを認めており、これはコンソーシアムリリーフと呼ばれている。具体的には、被支配法人(コンソーシアム法人)の株式の5%以上を保有する複数の法人株主(コンソーシアムメンバー)によって、コンソーシアム法人の75%以上の持分が保有される場合には、各コンソーシアムメンバーとコンソーシアム法人との間での損失の移転が認められる。

コンソーシアムメンバーとコンソーシアム法人は、それぞれ振替法人または請求法人のいずれにもなることができることとされている。コンソーシアムメンバーが請求法人となる場合は、コンソーシアム法人の事業損失等(他の所得と相殺後)のうち、コンソーシアムメンバーの持分(普通株式、配当請求権、残余財産の分配請求権、議決権の保有割合のうち最も低い割合)に相当する金額が振替可能限度となる。逆方向の場合は、コンソーシアム法人の所得のうち、コンソーシアムメンバーの持分に相当する金額が振替可能限度額となる。

なお、グループリリーフの利用を目的として形式的に75%以上の持分関係のグループを形成し、利用後にグループを解消するような租税回避を防止するための規定が設けられている¹¹⁶。

(3) 適用要件

グループリリーフ制度の適用が可能なグループの範囲と、適用要件は以下のとおりである。

¹¹⁶ CTA2010 s154

① グループに含まれる法人の範囲

以下のいずれかの法人であること。

- 税務上の英国居住者
- 英国にて課税される外国法人(英国に恒久的施設を保持している外国法人など)

なお、欧州経済領域(EEA)内の法人でその居住国において利用不可能な損失を有しているなど一定の要件を満たす場合には、振替法人となることが可能とされている。

② 資本関係の要件

普通株式、配当請求権、残余財産分配請求権の全てを 75%以上保有している関係があること

③ 損益振替の要件

振替法人が請求法人に対し、損失の移転に同意する書面を発行すること

コンソーシアムリリーフの場合にも、上記の要件と概ね同様となるが、一部特徴的な点があるためコンソーシアムリリーフの場合の適用要件を以下に示す。

① コンソーシアムメンバー、コンソーシアム法人の範囲

以下のいずれかの法人であること。

- 税務上の英国居住者
- 英国にて課税される外国法人(英国に恒久的施設を保持している外国法人など)
- コンソーシアム法人については、事業会社であること(事業会社の 90%以上の持分を保有する持株会社を通じてコンソーシアムを形成する場合を含む)

なお、欧州経済領域(EEA)内の法人でその居住国において利用不可能な損失を有しているなど一定の要件を満たす場合には、振替法人となることが可能とされている。

② 資本関係の要件

コンソーシアム法人の普通株式持分を 5%以上保有する各株主(コンソーシアムメンバー)による、コンソーシアム法人の普通株式の持分合計が 75%以上であること。

③ 損益振替の要件

振替法人が請求法人に対し、損失の移転に同意する書面を発行すること。コンソーシアムリリーフの場合には、コンソーシアム法人と複数のコンソーシアムメンバーとの間で損失移転のやり取りが行われることから、各移転についてそれぞれ本書面の発行がされることになる。

(4) 制度の理論的根拠・支配割合の考え方

英国においては、グループ内の各法人の個別主体性を尊重しており、グループリリーフ制度においても、法人単位の所得算定を前提とした上で、75%以上の資本関係と経済的持分を有するグループが形成されている場合には、その経済的一体性に着目して、グループ内の損益振替を認めるものとして設計されている。

グループの範囲の基準となっている75%の資本関係については、英国会社法上、特別決議には議決権の75%以上が求められていることから、これを参照して設定された可能性はあるものの、実際の要件は議決権ではなく普通株式の75%(これに加えて配当請求権、残余財産分配請求権の75%)の保有が求められることとされており、特別決議への影響力が限られる場合にもグループリリーフが認められるケースが起こりうる。

なお、組織再編税制においては、株式の交換取引の課税繰延要件において、交換取引の直前または直後に対象会社の普通株式の25%以上を有していることといった資本関係の要件が設けられているが、1962年の本制度の立法当初は、50%超の株式保有が求められていたところ、1977年の濫用禁止規定の導入と同時に、現在の普通株式の25%以上に基準が引き下げられている。要件となっている持分割合の相違、制度導入・改正のタイミング等を見る限り、グループリリーフ制度における資本関係の要件との直接的な関係は認められないと考えられる。

2.3.3. ドイツ

1. ドイツにおいて支配法人グループが関連する制度

ドイツの法人税法において、法人による一定の支配関係のあるグループが関連する制度としては、オルガンシャフトの制度がある。この制度においては、親会社が議決権の 50% 超 (財政的編入) を有する子会社から損益移転を受けることにより、グループ会社間の損益通算が認められる。

また、売上税 (付加価値税) 上のオルガンシャフトという概念もあり、財政的編入、経済的編入、および組織的編入の要件が満たされる場合には、オルガンシャフトが構成されているものとして、親会社と子会社は一の納税義務者として取り扱われ、両法人間の取引は売上税の計算上はないものとされる。法人税法上のオルガンシャフトが納税者の任意選択による制度であるのに対し、売上税法上のオルガンシャフトは強制適用となっている。

なお、ドイツの組織再編税制のうち、合併・分割・事業の現物出資に関しては、課税繰延となる組織再編の要件のうちに当事者間の支配関係に関する要件はない。株式の交換に関しては、株式の移転後に株式の移転を受けた法人が、移転対象法人の議決権の 50% 超を直接保有することが要件に含まれているが、株式の交換直前において支配関係の存在を求めるものではない。

以下では、法人税法上のオルガンシャフト制度について述べる。

2. ドイツのオルガンシャフト制度の概要

(1) 制度導入の背景・経緯

時期	関連法令	措置 (改正) 内容
1902 年～	(明文化以前)	• 所得の恣意的配分による租税回避防止を契機として機関会社の理論が発展
1969 年	法人税法 7a 条	• 法人税法上法制化 (①財政的編入、②経済的編入、③組織的編入の要件に加え、損益移転契約の締結が必要)
1977 年	法人税法 14 条他	• 現行法上の法人税法 14 条として整理
2001 年	同上	• 適用要件の緩和 (法的安定性確保のため②経済的編入、③組織的編入の要件撤廃)

オルガンシャフト制度の起源は、19 世紀末においてグループ全体の所得を恣意的に各領邦に配分することによる営業税の租税回避を防止することを意図したものであると言われている¹¹⁷。

1902 年 5 月 31 日判決 (プロイセン上級行政裁判所) において、親子会社間の一企業の使用者と被用者と考える機関会社 (オルガンシャフト) の理論が採られ、その後も営業税・売上税の観点で、判例上機関会社制度が発展した。

売上税法においては、「完全支配関係」にある親子会社間の資産譲渡は一企業内の内部取引とみなして売上税を不課税とする考え方がとられた。完全支配関係が成立する要件については判例上当初は不明確であったが、子会社の自己責任による意思決定が排除され、親会社・子

¹¹⁷ 手塚貴大「企業結合に対する租税法の制度的対応(1)ドイツ租税法における機関会社制度と組織再編税制を素材として」P.13

会社が一企業内の複数部門であるかのように活動・機能する場合に、経済的一体性があるとされた¹¹⁸。

上記の理論は後に法人税法にも導入され、1927年11月11日の判決において、①財政的編入（議決権の50%超の資本関係による支配）、②経済的編入（子会社が親会社の一事業部門として親会社の事業活動を補完）、③組織的編入（子会社の業務執行に親会社の意思が反映）といったオルガンシャフトの適用要件が示された。その後、損益移転契約の締結についても判例において求められることとなった¹¹⁹。

1936年には営業税法におけるオルガンシャフト制度が法制化されたが、法人税法上のオルガンシャフト制度はそれより30年程経過した1969年において法制化（法人税法7a条）され、その後1977年に現行法の14条～19条として整理されている。また、2001年において法人税上のオルガンシャフトの要件から、②経済的編入、③組織的編入の要件は除外され、緩和が図られている。

(2) 制度の概要

法人税法上のオルガンシャフトは、ドイツの親会社と一定の資本関係を有する子会社が、損益移転契約に基づいて損益を親会社に移転させることにより、グループ（オルガンシャフト）全体の所得について親会社において損益通算する制度であり、ドイツ法人税法14条～19条に規定されている。

オルガンシャフト制度の適用を受ける場合には、親会社・子各社のそれぞれが自己の課税所得・欠損金を計算した上でそれを親会社に移転し、親会社の課税所得・欠損金との相殺を行う。したがって、メンバー間の取引そのものは消去されずに一旦認識されることになる。

また、オルガンシャフトの結成前に発生した親会社の欠損金は存続するが、子会社の欠損金はオルガンシャフトの適用期間中は使用不可となって凍結され、オルガンシャフトの解消後に再度使用可能となる¹²⁰。

親会社・子会社はそれぞれ独立した納税主体として申告納付義務を有するが、子会社から親会社に移転された課税所得は親会社側において申告することとなる。

子会社が少数株主を有する場合、少数株主持分に対応する利益は損益移転契約によって移転される利益からは除かれ、オルガンシャフトの親会社に移転することができない。したがって、少数株主を有する場合には、子会社において所得が発生し納税を行うこととなる。

法人税法上のオルガンシャフト制度における損益通算の計算イメージは以下のとおりである¹²¹。ここでは、親会社A社が議決権の90%を保有している子会社B社との間で損益移転契約を結び、オルガンシャフトを組成するケースを想定している。B社には、議決権の10%を保有する少数株主がいることから、少数株主に帰属する所得についてB社自身が納税を行うことになる。

¹¹⁸ Rosendorff, Richard, Die rechtliche Organisation der onzerne : erweiterter Abdruck eines in dem Zürcherischen Juristenverein zu Zürich und in der Juristischen Gesellschaft zu Frankfurt a. M., Berlin / Wien 1926, S. 109f.

¹¹⁹ 1933年2月18日判決

¹²⁰ ドイツの欠損金は無期限に繰り越しが可能となっている。

¹²¹ 簡略化のため、連帯付加税は考慮していない。

	A 社 (親会社) £	B 社 (子会社) £
(損益移転契約がある場合の決算上の処理)		
事業利益(損失)	(400,000)	200,000
少数株主に対する補償金支払い *200,000 x 10% x (1-15%)		(17,000)
少数株主帰属所得に係る法人税 *200,000 x 10% x 15%		(3,000)
損益移転契約に基づく B 社損益の移転	180,000	(180,000)
決算上の純利益(損失)	(220,000)	0
(オルガンシャフト制度における所得計算)		
決算上の純利益(損失)	(220,000)	0
損益移転金額の戻入	(180,000)	180,000
少数株主に対する補償金支払い		17,000
少数株主帰属所得に係る法人税		3,000
各社の課税所得(損益通算前)	(400,000)	200,000
(上記の内 A 社において課税される所得)	(	180,000)
(上記の内 B 社において課税される所得) ¹²²	(	20,000)
課税所得(損失)通算	180,000	(180,000)
課税所得(損益通算後)	(220,000)	20,000

(3) 適用要件

法人税法上のオルガンシャフト制度は適用要件を満たす親会社・子会社が損益移転契約を締結し、実際に親会社への損益移転を行うことによって可能となる。具体的な適用要件は以下のとおりである。

¹²² 少数株主補償金の 20/17

① 親会社の範囲

ドイツにおける無制限納税義務者たる自然人またはドイツ国内に管理支配地がある資本会社、人合会社、一定の外国法人のドイツ支店であること。

② 子会社の範囲

ドイツに本店登記および管理支配地がある資本会社であること。(EU/EEA 内で設立された法人の場合は、管理支配地がドイツ国内にあること。)

③ 資本関係の要件(財政的編入要件)

親会社は子会社の議決権の 50%超を事業年度の期首から直接保有していること。なお、親会社が議決権の 50%超を保有する中間会社を通じて他の会社の議決権の 50%超を保有する場合にも、財政的編入の関係があると認められる。

④ 損益移転契約の締結

株式法に基づき、子会社の損益の全てを親会社に引き渡すことを約する損益移転契約 (Gewinnabführungsvertrag) があり、最低 5 年間継続して有効であること。なお、損益移転契約の締結にあたっては、親会社・子会社双方において、株主総会における 75%以上の株主の同意が必要とされている。

(4) 制度の理論的根拠・支配割合の考え方

前述のとおり、ドイツのオルガンシャフト制度は法人税に先立ち、営業税や売上税において発達したものである。

初めに、営業税の租税回避行為を防止することを意図して、プロイセン上級行政裁判所が 1902 年 5 月 31 日判決において、親子会社間の関係を一企業の使用者と被用者とする機関会社理論を採用し、そのような使用者・被用者の関係がみられる場合において子会社の所得は親会社に帰属するものとした。また、1927 年 11 月 11 日判決において、ライヒ財政裁判所は、親子間の従属関係は、親会社による財務的、経済的、組織的な子会社への編入が認められ、自己の計算と危険による子会社の行動が排除され、事業において原則的に使用者である親会社の指示に従わなければならない場合に認められる旨に言及した。その後、これらの親会社による子会社への編入に関する前提に加えて、利益拠出契約によって損益の拠出がされることにより子会社の損益が親会社に帰属するという帰属説に発展し、現行法人税法のオルガンシャフト制度はこれを主軸として構成されていると考えられる。法人税法上のオルガンシャフト制度は、租税回避の防止ではなく、企業グループ内の所得の二重課税の排除や損益通算を目的としたものであり、したがって強制適用ではなく納税者にその適用有無の選択権がある。

法制化当初より財政的編入要件は、議決権の 50%超の保有をいうこととされており、業務執行への影響を及ぼし得る状態が求められていたと考えられるが、他方で損益移転契約の締結には全株主(議決権総数)の 75%以上の承認が求められることとされており、仮に親会社が子会社の議決権の 75%未満しか保有していない場合には、この承認が得られず実質的にはオルガンシャフト制度の適用が難しいケースも考えられる。議決権総数の 75%の承認は定款変更や組織変更など、会社の本質に関わる事項の変更を行う場合に必要となる議決権数であり、本要件が他国の制度と比べて比較的緩やかであるともいえる財政的編入要件を補っている側面もあると考えられる。

また、少数株主が存在する場合にも利用は可能となっているが、実務上は100%の親子間やグループによって制度が活用されるケースが大半であり、少数株主が存在するグループでの活用は限定的であると考えられる。

なお、組織再編税制上は、株式の交換取引の課税繰延要件において、取引により対象会社の議決権の50%超を取得するといった資本関係の要件が設けられているが、1969年の組織再編税制立法当初は100%の持分保有が求められていたところ、1992年に適用開始となった旧EU合併指令との整合を図るため、同年の改正によって現在の議決権の50%超に引き下げられている。制度導入・改正のタイミング等を見る限り、オルガンシャフトにおける支配関係の要件との直接的な関係は認められないと考えられる。

2.4. 我が国のスピノフ制度に関する理論的な整理

1. スピノフ(事業分離)の目的と効果

(1) スピノフの意義¹²³

会社の特定の部分が全体的な戦略に適合しなくなることがある。事業分離(売却/スピノフ)によって、企業はコア機能に集中し、株主価値を高めることができる。投資家にとっての価値を高めるためには、成長にフォーカスを当てることは必然になる。これは、買収(acquisition)、または戦略的提携(strategic alliance)により、組織の事業領域の拡大を模索することを意味する可能性がある。しかしながら、事業売却(divestiture)も、株主の利益を押し上げたり、企業の業績の落ち込みを改善したりするのに役立つ可能性がある。実際、多くの株主アクティビストは、価値向上の手段として、企業の一部を売却することを促している。その理由は、一部の企業には、コア機能に貢献しない事業があるためである。景気後退が企業の各事業部門に異なる影響を与えており、1の事業部門が他の事業部門の業績を下回り、全体の企業利得を引き下げている可能性がある。事業を売却またはスピノフすることにより、企業は株主のために、よりフォーカスを絞ったポートフォリオを作り出すことができる。また、適合しない事業の売却により、その事業が、単独、または別の会社の一部として成功する可能性がある。パンデミックによる最近の経済状況の変化により、企業は、積極的かつ批判的に事業ポートフォリオを見直す必要が生じている。企業のあらゆる部分について、企業戦略に沿って、長期的な価値を生み出すという目標に貢献する必要がある。

その一方で、事業売却は、困難が伴う可能性がある。企業は、分離する事業部門を特定し、分離手法を決定し、スタンドアローンの事業モデルとコスト構造を作る、あるいは、売却に備えなければならない。これらの手順は簡単に見えるかもしれないが、ある程度の複雑さが要求され、注意深い計画が必要になる。企業が、全体的な戦略に適合しない事業部門を特定した場合、または、別の事業体として新しい機会を追求する可能性があることを特定した場合、以下の論点が生じる。

- 売却の目的は何か？
- どのような売却手法を検討する必要があるか？
- 主な課題は何か？
- 取引後に注意すべきリスクは何か？

以下では、これらの各論点について掘り下げる。

① 売却の目的は何か？

企業の一部を切り出す理由はさまざまである。場合によっては、経済の変化状況により、特定の事業部門が、持続不可能になった、あるいは、企業の現在の戦略と一致しない可能性がある。企業は、事業売却を通じて、新たな機会を見つけることもできる。繁栄している事業は、親会社の成長を凌駕し、独自路線を歩むことができるかもしれない。企業の個々の部分は、特にそれらの1以上が成功したブランドになった場合、個別事業または別の企業の一部として、より価値があるものとなる可能性がある。または、企業が事業を売却し、残りの事業に再投資したり、買収を含め、成長の機会を追求したりすることもできる。

¹²³ 原典: PwC US, When a piece of your company no longer fits: What boards should know (November 2020)

いずれにせよ、企業の売却の論理的根拠は、戦略的で、明確で、説得力のあるものでなければならない。事業部門を切り出すことで、企業が現在できないことができるようになるか、そしてどのようにそれを実行できるかということが、重要なポイントの一つになる。これは、企業がどのように制限され、非効率的であるかについて、何らかの方法での率直な評価を行うことになる。事業売却により、企業は、より強力な立場に立つはずである。

企業は、事業売却により、例えば以下のような戦略的およびその他の目標を達成できる。

- **評価向上** - 債務の返済、債務契約の履行、運転資金、または単に投資の「キャッシュアウト」のために現金を生み出す
- **コア事業にフォーカスを当てる** - 事業部門を切り離し、企業がコア戦略により集中できるようにする
- **リスクの軽減** - 企業の収益性、またはブランドイメージを考慮して、部門、製品、またはサービス切り離す
- **資金増加** - 買収、多額の設備投資、イノベーション、または本業の成長のための再投資資金を確保する
- **適正な税負担** - 税負担/キャッシュフローへの影響を考慮したストラクチャーを検討する
- **資産と運用の最適化** - ジョイントベンチャーを利用して資産を統合し、シナジーを生み出すか、段階的な売却で事業部門を改善し、後に売却する
- **将来取引の効率的追求** - 買収者の機会を把握し、長期間にわたる価値の流出・取引の悪化を制限する

② どのような売却手法を検討する必要があるか？

企業には、事業部門を売却するための複数のオプションがあり、売却された部門との何らかの関係を維持するか、全ての関係を断ち切るかを選択できる。切り離しのストラクチャー (exit structure) とアプローチに応じて、規制、税金、および報告の要件は大幅に異なる可能性があり、通常は異なるスケジュールとなる。

カーブアウト IPO では、企業は、事業部門/子会社を分離するが、外部投資家に対して、新しい事業体への少数株主持分のみ売り出す。結果として、2つの別々の法的事業体となり、それぞれが独自の財務諸表、経営陣、および取締役会を持つことになる。ただし、親会社は新会社の支配権を保持しているため、親会社は戦略的なサポートとリソースを新会社に提供できる。親会社は、たとえそれがコア事業の一部でないとしても、カーブアウトされた会社を利用し続けることを望む可能性がある。また、親会社は、より多く、あるいは全ての株式を一般に公開することを検討する前に、新しい事業体に対する投資家の欲求を測定したいと思う可能性もある。

スピンオフにより、独自の資本構造を持つ独立した会社が作られるが、新会社株式は通常、親会社の株主に分配される¹²⁴。カーブアウト IPO とは異なり、親会社には支配権がなく、株式は保有しないか、あるいは少数持分を保有する可能性がある。これにより、親会社は戦略的な長期目標に集中することができる。スピンオフによって、親会社の株主が保有する全体的な価値が変わることはないかもしれないが、新たに独立した事業は、資本にアクセスしたり、独自の取引や成長戦略を追求したりする新しい機会を得る可能性がある。さら

¹²⁴ IPO (新規株式公開) との主な違いは、スピンオフの場合、関心のある投資家への株式の発行は公募によって行われないことである。資本市場環境、マーケットの需要予測の不確実性等を考慮し、IPO ではなく、スピンオフを選択した例として、ドイツのシーメンス AG によるシーメンスエナジー AG のスピンオフ (2020 年) がある。スピンオフにより、シーメンスエナジー AG 株式は、株式を購入するという個々の株主の決定なしに、既存のシーメンス AG の株主に分配された (Siemens website の Spin-off に関する FAQ より)。

に、スピンオフは通常、親会社とその株主の両方に対して、税務上非課税のストラクチャーとなるが、親会社は投資の一部を現金化¹²⁵することができる。

スプリットオフは、独自の資本構造を持つ新しいエンティティを作るという点で、スピンオフに似ており、親会社には子会社への支配権はない。スピンオフとの違いは、株主は、基本的に親会社の株式を新会社の株式と交換できることである。株主は、親会社の株式の一部または全部を子会社の株式と交換することにより、スプリットオフに参加するかどうかを選択する¹²⁶。株式の分配方法により、スプリットオフとスピンオフが区別される。スプリットオフは、親会社の1株当たり利益に対して、スピンオフよりも希薄化の影響が少ない可能性がある¹²⁷。親会社株式と新会社株式の交換のモチベーションとして、親会社の株主には、親会社の株式よりわずかに価値のある新会社の株式が提供される場合がある¹²⁸。

親会社は、その事業の一部を拠出して、支配の有無にかかわらず、合併事業(JV)を形成することができる。これらのトランザクションは、パートナーとの相乗効果を得ることができ、また、他のトランザクションが利用できない場合に、他の資産へのアクセスが可能となる。それらは、JVの存続期間にわたって継続的な関与と、JVの構築における重要な財務、運用、および報告に関する考慮が必要となる。

トレードセールは通常、最もクリーンなタイプの売却であり、会社は、子会社/事業部門を、別の会社、プライベートエクイティファーム、またはその他の買い手に完全に売却する。この売却は、他の種類の取引よりも簡単かつ迅速に完了する可能性があるが、子会社/事業部門の売却は、通常課税対象になる。財務諸表を作成する必要性は、主に購入者のデューデリジェンス、資金調達、または報告要件によって決まる。

③ 主な課題は何か？

企業が事業売却が賢明であると判断した場合、最初の問題は、その取引のマーケットがあるか、である。ストラクチャーに関係なく、トランザクションは、スタンドアローンビジネスとして、またはターゲットとして、その事業部門に対する欲求がある場合にのみ意味がある。場合によっては、企業は、市場が適切になるまで取引を延期したいと思う可能性がある。売却の可能性についての議論では、タイミングも重要な考慮事項になる可能性がある。売却の

¹²⁵ 諸外国のスピンオフでは、実務上、様々な現金化の手法が存在する。IPOによる一部株式の売却は典型的な手法である。そのほか、例えば、米国では、親会社から新会社への事業分離の際、対価として株式のほか一部現金を加えたり、子会社との債権債務関係を利用して子会社からIPO資金を還流させたり、子会社株式/債権を機関投資家等が有する親会社社債と交換することによる「現金化」も行われている(米国税務上は、このような取引も、非課税で行える可能性がある)。スピンオフで親会社債務を子会社に移転させることも考えられる。一方、日本の現行税制では、現金対価が含まれる再編や、100%未満子会社のスピンオフは、適格再編ならず、この点において、現金化の手法は限られる。

¹²⁶ 例えば、株主である機関投資家がS&P500等銘柄を投資対象としている場合に、スピンオフにより子会社がS&P500からはずれることで、投資の見直しが必要になるようなケースも想定されるが、スプリットオフであればこの懸念に対処できる可能性がある。

¹²⁷ 「スプリットオフは(スピンオフ同様)事業分離取引なので、親会社の当期利益は減少するが、自社株買いにより親会社の発行済株数も減少するので、親会社のEPSについては株価は必ずしも減少しない。これに対してスピンオフの場合、親会社のEPSおよび株価は減少するが、経済的実態としてはスプリットオフとの優劣はない。もし親会社のEPSないし株価の名目値を維持したい場合には、スピンオフと同時に株式併合(Reverse Stock Split)を行えばよい。」 - (2015)「成長戦略としてのスピンオフ税制改革～コーポレートガバナンスの試金石」P114 - 田村 俊夫

¹²⁸ 「スプリットオフにおいては、子会社株式を完全に手放すために、しばしば親会社株式をプレミアム付きで買収する。たとえば親会社の株価が40ドルで上場子会社の株価が20ドルの場合、親会社株式1株の買収対価を子会社株式2株+αの交換比率で公開買付けを行うのである。そのためにも、事前に子会社を上場しておくことが重要になる。このように有利な交換比率で公開買付けを行った結果、応募が子会社株数を超過すると、親会社株式の買い付け(=子会社株式の配分)はプロラタで行われる。」(2015)「成長戦略としてのスピンオフ税制改革～コーポレートガバナンスの試金石」P115 - 田村 俊夫

手法により、通常、完了するまでの時間も変わる。経済的プレッシャー、市場の懸念、またはより広範な企業関連の問題のために、企業が事業を迅速に分離する必要がある場合、タイミングは重要になる。通常、事業売却にかかる時間は最短で、数か月から1年である。企業が短期間で資本を確保したり、経費を削減したり、その他の財務的または戦略的な動きをしたりする必要がある場合、他の手法は時間がかかりすぎるため、事業売却となる可能性がある。事業売却は、他の手法ほど複雑ではないかもしれないが、それでも、株主価値をいかに最大化するかという、重要な考慮事項がある。事業部門が、特定の購入者、あるいは、幅広い可能性のある購入者に売却される可能性があるのか、そして後者の場合は、どのように、誰に売却するかを検討する必要がある。プライベートエクイティのバイヤーは、企業のバイヤーとは異なる要件や条件を持っている可能性がある。潜在的な購入者が他の企業である場合、それが同じ業界に属しているかどうかを知り、対応を検討する必要がある。これには、他の種類の売却を通じて関係を維持するのではなく、会社が問題の事業を完全に放棄することに抵抗がないかどうかの検討が含まれる可能性もある。カーブアウト IPO、スピンオフ、スプリットオフ、および JV は、ファイナライズに時間がかかる(場合により、1年超)。事業売却同様、事業部門を、親会社の事業・財務インフラから分離する作業がある。しかしながら、新しい事業体の形成には、単なる事業売却にはない、法律、規制、その他の要件がある。そして、業界により、規制当局の承認が必要になる場合があり、時間がかかる場合もある。なお、企業が事業の一部を売却するに際しては、高度な分析が必要であり、事業ポートフォリオ全体の徹底的な評価が必要になる。時間、コスト、実行力は通常重要である。また、適切なリソースがないと、日常業務に影響も出る可能性がある。事業売却には、多くの場合、財務、人事、ITなどの分野にまたがる複数のワークストリームが含まれる。これらのチーム間の調整が重要になる。多くの企業は、事業単位の分離にかかる時間を過小評価している傾向がある。売却の種類によっては、人材の扱いも難しい場合がある。

④ 取引後に注意すべきリスクは何か？

事業売却は、企業が戦略的優先事項をより積極的に追求する機会となる可能性がある。しかし、売却を成功させるということは、取引の詳細を実行し、事業を会社から分離するために必要な法的措置を講じることだけでなく、契約後の数年間の収益性と成長のために、両社を正しい軌道に乗せる必要がある。これは、取引後の変更に関して、適切なバランスを取ることを意味する。新しい事業体と親会社が戦略と運営にわずかな調整を加えるだけの場合、それらは単に以前の統合された会社の縮小版となり、取り残されたコスト(**stranded costs**)と、新しい利点がほとんどないというリスクが生じる。

しかし、2つの事業体が大幅なシフトを行うと、売却プロセスがさらに複雑になり、企業を圧倒し、別々の方向に出発する際に手間がかかる可能性がある。トランザクションが終了した後の新事業体の短期的な課題の1つは、親会社がカバーしていたプロセスと人員を確立および管理するコストである。新事業体が親会社と緊密に統合されていた場合、特に初期の数か月間は、これらの費用が利益の増加を圧迫する可能性がある。事前にコスト軽減計画が実施されている必要があるが、その計画は、親会社から単純にコピーしたり、過度に積極的であるべきではない。これにより、新事業体の運用が妨げられる可能性がある。また、カーブアウト IPO、スピンオフ、スプリットオフ、または JV が、これらの短期的な追加コストを最終的にどのように時間の経過とともに相殺していくのか、株主への説明が求められる。また、売却によって、両社に長期的な価値の機会がどのようにもたらされるかを理解する必要がある。それが不採算事業から撤退することなのか、機能を大幅に強化するのか、企業文化を変えるのか、といったことである。

事業売却は、正しく行われると、関係する全ての企業の株主価値を最大化することができる。売却は、会社の一部を排除するための単なるツールではない。事業の売却を通じて、資本を調達したり、独自の機会を追求できる子会社をカーブアウトしたりすることで、企業の株主に大きな価値を生み出すことができる。

(2) スピンオフの効果に関する諸見解

以下は、欧米のスピンオフ事例等に関するいくつかの文献の要点をまとめたものである。総じて、スピンオフについて、短期的には効果があることが多いものの、特に、長期的な効果については、ケースバイケースである¹²⁹。米国では成功事例と言われるものも一定程度あるが、株価は様々な要因の影響を受けるので、スピンオフの影響を測るのは難しい側面もある。

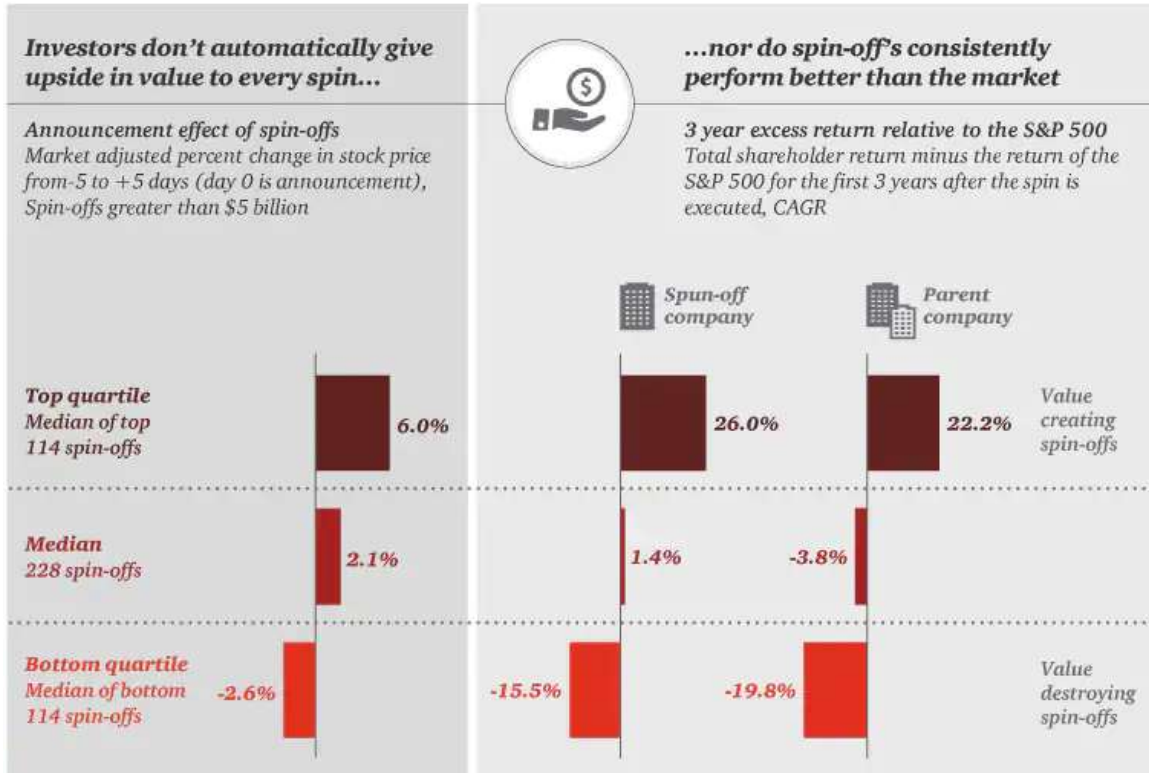
① 米国における過去の大規模なスピンオフの有効性に関する調査 (Taking stock: How investors can benefit from a spin-off (2018)¹³⁰ - PwC US)

複数の事業を営む企業に内在する、バリュエーションディスカウント(valuation discount)というものがある。事業の分離(separation)または分割(spinning-off)は、企業がこのディスカウントを解消し、それによって株主にとっての価値を高めるのに役立つといわれる。

2018 年の PwC 米国の調査によると、スピンオフは一部の企業にとって魅力的なものとなる可能性があるが、自動的に価値が高まるわけではない。スピンオフの成功は、スピンオフされた事業体と親会社が、それぞれ独立した事業をどのように改善できるかにある。本調査では、過去 20 年間(1995 年～)のスピンオフの大規模なサンプルを調べることで、その有効性を分析している。スピンオフが、親会社とスピンオフ企業の両方の株価に与える短期的および長期的な影響を見たところ、全てのスピンオフが株主の価値を高めるわけではないことがわかった。価値を創造するスピンオフは数多くあるが、平均して、ほとんどのスピンオフは、株主にとって価値の変動はないスピンオフもあることを示唆している。以下では、パフォーマンスに幅広い分布があることを示している。

¹²⁹ 取引が発表される 3 日前から 3 日後までの短期間において、スピンオフを行っている企業は、トレードセールスまたは IPO を行っている企業の平均累積超過リターン(cumulative abnormal return; CAR)のほぼ 2 倍であることを検出したとしている。資本市場が取引にどのように反応するかについて一般的に受け入れられている指標である CAR は、長期的な価値創造の優れた代理指標(proxy)となる(2014)「Boston Consulting Group report」。

¹³⁰ <https://www.pwc.com/us/en/services/deals/blog/how-investors-can-benefit-from-a-spin-off.html>



Source: PwC analysis of all US spin-offs in excess of \$1 billion since 1995.
© 2018 PricewaterhouseCoopers LLP, a Delaware limited liability partnership.

大企業は多くの場合、全ての事業に同種の行動計画を指示するため、一部の企業に利益をもたらす可能性があるが、実際には他の企業に害を及ぼす可能性がある。新しい独立事業をそれらの企業の義務から解放し、より効率的に運営できるようにすることで、スピノフは成功する。スピノフされた事業体は、よりフォーカスを絞った管理、より優れた人材の獲得、利益相反の排除、資本配分の改善、および明確でまとまりのある戦略の推進等が期待できる。

スピノフで価値を最大化するためには、スピノフ戦略を定義する必要がある。まず最初のステップとして、組織内のさまざまな事業セグメントが全体的な価値にどのように貢献しているかを理解することが不可欠となる。次に、各セグメントの価値の主要な推進要因を特定し、最後に、どのセグメントがスピノフの潜在的な候補となる可能性があるかを特定することになる。これらは、独立事業体(stand-alone entities)として運用された場合に、より多くの価値を引き出すことができるセグメントとなる。積極的な計画(proactive planning)か、反動的な対応(reactionary response)かにより、株主価値の向上という観点から、スピノフの成功を決定する上で、違いを生む可能性がある。

② 欧米企業のスピノフ、カーブアウトに係る価値創出の分析 (Value Creation of Spin-offs and Carve-outs) ¹³¹ - Roger Rüdisüli

本研究では、1990年から2003年の間に、欧州と米国で発生した1,074件のスピノフと、803件のカーブアウト(部分的IPO)が価値を生み出したかどうか調査されている。子会社のスピノフまたはカーブアウトを発表した企業は、約1.0%から3.0%のプラスの市場評価(abnormal return)があった。この効果は、それぞれの性質が異なるにもかかわらず

¹³¹ <https://core.ac.uk/download/pdf/18233604.pdf>

ず、カーブアウトとスピノフで同様となっている。一方、スピノフとカーブアウトの長期的な影響に関する分析では、実質的な違いが明らかとなった。平均的なスピノフ企業は市場の期待を上回ったが、カーブアウトではかなり下回っている。時間の経過とともに、スピノフでは、独立性の向上とコアビジネスへの集中により事業は改善する一方、カーブアウトでは、主に安価な資金調達手段として利用され、事業は改善されない、としている。

③ 欧州企業のスピノフに関連する資産効果(超過リターン)の分析 (Shareholder Value Creation Through Corporate Spin offs (2018)¹³² - Copenhagen Business School)

本調査では、1988年から2017年の間に完了した、欧州企業のスピノフに関連する資産効果(wealth effect)の分析がされている。スピノフの発表時に、株主の累積平均超過リターン(abnormal return)3.3%に相当する正の株価への反応が見られる。一方、スピノフ発表時の債券保有者の超過リターンは-0.4%となっている。さらに、株主の利益が大きいほど、債券保有者の損失がより深刻であるという証拠が示されている。スピノフ子会社の長期的なパフォーマンスを調査すると、調査した全ての保有期間について、2つの異なる手法で、重要なアウトパフォーマンスが検出されたとしている。Fama-French 3ファクターモデル¹³³で評価すると、12か月の保有期間の最大の超過リターンは17.6%になる。スピノフ子会社の一致する業界ポートフォリオ(matching industry portfolio)に係る超過リターンは、24か月の保有期間で最高となり、これは、15.8%に相当する。分析を価値創造要因に拡張すると、以前の研究で示唆されたものと矛盾する証拠が見つかる。スピノフの前に情報の非対称性(information asymmetry)のレベルが低い企業は、株主に長期的な超過利益をもたらす。これが、長期的な価値創造を説明する唯一の要因であることが証明された、としている¹³⁴。子会社の大幅なプラスのアウトパフォーマンスがある一方、親会社はわずかにマイナスであるが、長期的なアウトパフォーマンスを示している。その結果、分離元・分離先を合わせたベース(pro-forma combined firms)は、概してポジティブであるが、長期的なアウトパフォーマンスを示している。これは、受動的株主がスピノフ活動の影響を受けていないか、少なくとも害を受けていないことを示唆している、としている。

④ 英国のスピノフ事例における資産効果(超過リターン)の検証 (Corporate Spin-Offs in the United Kingdom - A study of the wealth effects (2014)¹³⁵ - Tilburg University)

本報告書では、1987年1月から2010年12月までに発表された、英国で完了した90のスピノフの資産効果(wealth effects)を検証している。企業のフォーカスの変化、情報の非対称性(information asymmetry)のレベル、相対的な規模、取締役会の監視の有効性、および買収への関心(takeover interest)が、資産効果の考えられる原因として調査された。スピノフの発表は、3日間で4.46%の大幅なプラスの資産効果¹³⁶につながってい

¹³² [https://research-](https://research-api.cbs.dk/ws/portalfiles/portal/59783308/455976_Shareholder_Value_Creation_Through_Corporate_Spin_ofs.pdf)

[api.cbs.dk/ws/portalfiles/portal/59783308/455976_Shareholder_Value_Creation_Through_Corporate_Spin_ofs.pdf](https://research-api.cbs.dk/ws/portalfiles/portal/59783308/455976_Shareholder_Value_Creation_Through_Corporate_Spin_ofs.pdf)

¹³³ Fama-French 3ファクターモデルとは、リターンの変動について、マーケットリスクに加えて、企業規模の差と簿価時価比率によって説明できるモデルである。このモデルはFamaとFrenchによって1993年に提唱されたモデルであり、CAPM(Capital Asset Pricing Model、キャップム、資本資産評価モデル)に比べ、モデルの精度が高いことから、多くの実証研究で用いられている(みずほ証券 × 一橋大学ファイナンス用語集)。

¹³⁴ 一方、「特に、事業特性が異なり、環境変化の大きい業界ほど価値創造効果が高いことが示唆されている」とする実証研究も多い。「多角化企業内部で資源を配分する「内部資本市場」には、経営者と事業部門の間の情報の非対称性やエージェンシー問題により、非効率性が増大するリスクがある。また、経営者が複数の事業を熟知し決断を下すキャパシティにも限界がある。このような矛盾は、事業環境変化の激しい状況で先鋭化し、スピノフの価値創造効果を高めると考えられる」(2015)「成長戦略としてのスピノフ税制改革〜コーポレートガバナンスの試金石」P108 - 田村 俊夫

¹³⁵ <https://arno.uvt.nl/show.cgi?fid=134599>

¹³⁶ cumulative average abnormal stock returns (CARs)

る。一方、スピノフに関連する長期的な資産効果¹³⁷の証拠はない、としている。スピノフの発表前に、買収への関心が報告されていない企業は、そのような関心がある企業と比較して、大幅に高いリターンを獲得している、としている。

(3) 日本におけるスピノフの位置付け

上記のように、スピノフは企業の置かれている状況によっては有意義な施策であるといえるが、日本においてはこのような事業の切り出しは進んでいないと言われている。

この点に関して、日本企業は従来より欧米企業と比較して収益性が低いと言われているが、その原因としては、日本の多角化企業は欧米の多角化企業と比較して低収益セグメントを多く抱え込んでいるという傾向があると考えられている。また、米国企業では企業年齢が経過しても利益率は低下しないが、日本企業では企業年齢の経過に伴い利益率の低下が見られ、その原因としては事業転換への意思決定が遅く、また、経営資源の流動性が低いことから、破壊的イノベーションが起きにくいからではないかと考えられている¹³⁸。

このような問題があるにもかかわらず、日本において事業の切り出しが進みにくい要因としては、以下のような点があると言われている¹³⁹。

まず、日本企業の資金調達がいわゆるメインバンクからの借入に依拠していたことにより、借入れの返済能力を重視する観点から、多角化による規模拡大とリスク分散が求められていた期間が長く、経営者のマインドがそれ以降変っていないのではないかと歴史的な要因がある。また、経営者が売上高や利益等の数値に対する関心は高くても、その売上げを上げるためにどれだけの資本を投下しているか、資本効率についての関心は必ずしも高くないといった傾向がある。そして、祖業や、現経営者を取り立てた元経営者によって開始され、または買収され事業を売却、廃止することに対する抵抗感があるといった経営者の心理的な要因や、企業価値の向上やそのための事業の見直しを行うことに対する経営者の評価や報酬への反映が十分になされておらず、経営者にとっての動機付けが薄いのではないかとガバナンスの要因があげられている。

日本企業に関する実証研究においても、株式の持合いや銀行による株式保有が多い企業では事業再編が進んでいないが、一方で、アクティブ運用の機関投資家や社外取締役比率が高い企業の方が事業再編も中長期的な研究開発投資も積極的にを行う傾向が確認されており、機関投資家や社外取締役による監視が十分に働いていないことが事業再編の阻害要因になっていることが示唆されている¹⁴⁰ことは、上記の指摘を裏付けるものではないかと考えられる。

こういった事情から、日本においてはこれまでスピノフが積極的には実施されてこなかったといえる。前述のとおり、スピノフには事業のポートフォリオを見直して、企業の長期的な価値向上を図るといった意義があり、成功するかどうかは事案の性質や戦略など様々な要素によることとなるが、日本においてもスピノフを通じて事業を整理することによる収益性の向上やイノベーションの促進を図っていくのであれば、税制においてもこれに対応していくことが望ま

¹³⁷ equal weighted average Buy-and-Hold Abnormal Returns (BHARs)

¹³⁸ 経済産業省第1回事業再編研究会(事務局説明資料)(2020年1月31日)

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/jigyo_saihen/pdf/001_05_00.pdf

¹³⁹ 経済産業省事業再編研究会報告書(2020年7月31日)

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/jigyo_saihen/pdf/20200731_01.pdf

¹⁴⁰ 経済産業省第2回事業再編研究会 小林委員提出資料(2020年2月14日)

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/jigyo_saihen/pdf/002_05_00.pdf

しい。我が国の組織再編税制においてもスピノフ税制が導入されたのは、こういった背景もあったものと考えられる。

2. 我が国のスピノフ税制の概要

我が国のスピノフ税制は、**2017**年度の税制改正において創設され、組織再編税制の対象として、新たに設立する分割承継法人において独立して事業を行うための分割型分割と、完全子法人株式の全てを株主に分配する株式分配のみが対象とされているが、それらの具体的な適格要件と課税関係はそれぞれ以下のとおりである。

(1) 新たに設立する分割承継法人において独立して事業を行うための分割型分割

新たに設立する分割承継法人において独立して事業を行うための適格分割型分割とは、一の法人のみが分割法人となる分割型分割で、分割法人がその分割前に行う事業を分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割で、一定の要件を満たすものをいう。

① 適格要件

新たに設立する分割承継法人において独立して事業を行うための適格分割型分割に係る適格要件は、以下の(i)～(vi)となる。また、対価要件は他の適格分割と同様であり、1株未満の端数につき、端数に応じて金銭を交付することは認められるが、金銭対価の交付は認められておらず、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人株式を交付する必要があるとされている¹⁴¹。

(i) 分割の直前に分割法人が他の者により支配されておらず、かつ、分割後に分割承継法人が他の者により支配されることが見込まれていないこと

ここでいう「他の者」には、その者が締結している民法上の組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合やこれらに類する外国の組合に係る他の組合員等を含むこととされており、また、他の者が個人の場合には、その個人の同族関係者を含めて判定することとされている。この要件は、独立して事業を行うための分割であることを求めるものである。

なお、分割法人については、上記のとおり、分割直前に他の者に支配されていないことが求められているものの、分割後に他の者に支配されたとしても適格性には影響はない。

(ii) 分割前の分割法人の役員等のいずれかが、分割後に分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること

役員等とは役員および社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役または常務取締役に準ずる者で法人の経営に従事している者をいい、その分割法人の重要な使用人（その分割法人の分割事業に係る業務に従事している者に限る。）を含むこととされている。ここでいう重要な使用人とは、会社法においてその選解任につき取締役会の決定事項とされている重要な使用人と同様のものであり、通常、支店長、本店部長、執行役員といった者が該当するものと考えられている。なお、役員に加えて重要な使用人を含めることとされたのは、近年、取締役の人数を減らすとともに重要な使用人を事業の責任者としている事例（執行役員制度等）が一般化しつつあることが理由と説明されている。

¹⁴¹ 法人税法第2条12号の11ニ、法人税法施行令第4条の3第9項

また、特定役員とは、社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役もしくは常務取締役またはこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいう。この要件は移転事業が分割前後において実質的に同一であることを担保するためのものであり、重要な使用人が含まれているという点を除き、他の組織再編成における特定役員引継要件と同様である。

(iii) 分割事業に係る主要な資産および負債が分割承継法人に移転していること

この要件は、分割が単なる資産の移転ではなく、独立した事業単位で移転していることを担保するためのものであり、他の組織再編成における主要資産等移転要件と内容、趣旨とも同様であると考えられる。

(iv) 分割直前の分割事業に係る従業者のおおむね 80%以上の者が分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること

この要件も、分割が単なる資産の移転ではなく、独立した事業単位で移転していることを担保するためのものであり、他の組織再編成における従業者引継要件と内容、趣旨とも同様であると考えられる。

(v) 分割事業が分割承継法人において引き続き行われることが見込まれること

この要件は、分割が単なる資産の移転ではなく、独立した事業単位で移転し、移転事業が分割前後において実質的に同一であることを担保するためのものであり、他の組織再編成における事業継続要件と内容、趣旨とも同様であると考えられる。

(vi) 分割法人の株主等に分割承継法人の株式の全てが交付されること

分割法人の株主等に分割承継法人の株式の一部のみが交付される分割については適格分割とは扱われないこととされている。また、対価については、他の適格分割と同様に、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付される必要がある。なお、分割法人の株主に交付される分割承継法人株式に 1 株未満の数が生ずる場合、その端数に応じて金銭を交付したとしても、そのことのみをもって分割法人の株主等に分割承継法人の株式の全てが交付されたものではないと取扱われることはない。

また、通常の会社分割に係る適格要件では、分割承継法人が他の法人と合併等することが予定されている場合には、その合併等の前までの期間について適格要件を満たしていれば適格組織再編と認める措置が導入されているが、本制度は「新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割」を適格分割型分割と扱うためのものであるから、そのような措置は導入されていない。

② 課税関係

新たに設立する分割承継法人において独立して事業を行うための適格分割型分割に係る分割法人、分割承継法人および分割法人株主における具体的な課税関係は以下のとおりである。

(i) 分割法人

分割法人における取扱いは以下のとおりである。

まず、移転する資産につき、税制非適格の場合は時価譲渡と取り扱われ帳簿価額と時価との差額が譲渡損益として認識されるところ、税制適格の場合は簿価譲渡と取り扱われるため譲渡損益は認識されない。

次に、純資産の部については、適格性に関わらず、分割直前の資本金等の額に前期末の簿価純資産額に対する移転する簿価純資産の割合を乗じた金額を資本金等の額から減額し、分割法人株主に交付した金銭等の額から上記の減額した資本金等の額を控除した金額を利益積立金額から減額する処理となる。

(ii) 分割承継法人

分割承継法人における取扱いは以下のとおりである。

まず、分割により移転を受ける資産につき、税制非適格の場合は分割時の時価が取得価額となるが、税制適格の場合は分割法人での帳簿価額を引き継ぐこととなる。

次に、資産調整勘定および負債調整勘定の計上については、税制非適格の場合は分割承継法人に移転する資産・負債の時価と移転対価の差額は資産調整勘定または負債調整勘定として処理され、5年で均等償却される。なお、無対価分割の場合も一定の資産評定をもとに資産調整勘定または負債調整勘定が計上されるが、事業価値がマイナスの場合には差額負債調整勘定が計上されず、資本金等で処理することがある。税制適格の場合は資産調整勘定および負債調整勘定は計上されない。

純資産の部については、税制非適格の場合、移転する資産・負債の時価純資産価額だけ資本金等の額が増加し、利益積立金額は増加しない。一方、税制適格の場合には、分割法人において減少する資本金等の額と同額だけ資本金等の額が増加し、移転する資産負債の簿価純資産額と増加する資本金等の額の差額だけ利益積立金額が増加する処理となる。

(iii) 分割法人株主

分割法人株主の課税については、税制非適格の場合、分割法人から受け取る分割対価につき、利益積立金に対応する部分についてはみなし配当となり、分割対価のうち資本金等に対応する部分については、分割法人株式の譲渡対価とされ、譲渡原価(分割法人株式の帳簿価額のうち移転する純資産見合いの金額)との差額が譲渡損益となる。

ただし、金銭等不交付分割の場合は、譲渡対価も譲渡原価と同額となるため、譲渡損益は生じない。

他方、税制適格の場合には、みなし配当は認識されず、分割法人株式の分割純資産に対応する部分の帳簿価額によって分割承継法人株式を取得することとなる。

(2) 完全子法人株式の全てを株主に分配する株式分配

完全子法人株式の全てを株主に分配する適格株式分配とは、完全子法人と株式分配法人とが独立して事業を行うための株式分配で、一定の要件を満たすものをいう。

① 適格要件

完全子法人株式の全てを株主に分配する適格株式分配に係る適格要件は、以下(i)～(iv)となる。また、分割型分割と同様に、株式分配法人の株主が保有する株式分配法人株式の保有数に応じて、完全子法人株式を交付する必要がある¹⁴²。

(i) 株式分配の直前に株式分配をする法人が他の者により支配されておらず、かつ、株式分配後に完全子法人が他の者により支配されることが見込まれていないこと

ここでいう「他の者」には、その者が締結している民法上の組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合やこれらに類する外国の組合に係る他の組合員等を含むこととされており、また、他の者が個人の場合には、その個人の同族関係者を含めて判定することとされている。

この要件は、完全子法人が他の者によって支配されず、独立して事業を行うための株式分配であることを求めるものである。

なお、株式分配法人については、上記のとおり、株式分配直前に他の者に支配されていないことが求められているものの、株式分配後に他の者に支配されたとしても適格性には影響はない。

(ii) 完全子法人の特定役員の全てが株式分配に伴って退任するものではないこと

特定役員は独立して事業を行うための分割の規定と同様であり、この要件は完全子法人の事業が株式分配前後において実質的に同一であることを担保するためのもので、株式交換および株式移転の特定役員継続要件と内容、趣旨ともに同様であると考えられる。

(iii) 完全子法人の従業者の 80%以上の者が完全子法人の業務に従事することが見込まれていること

この要件は、完全子法人の事業が株式分配前後において実質的に同一であることを担保するためのもので、株式交換および株式移転の従業者継続要件と内容、趣旨ともに同様であると考えられる。

(iv) 完全子法人の主要な事業が引き続き行われることが見込まれていること

この要件は、完全子法人の事業が株式分配前後において実質的に同一であることを担保するためのもので、株式交換および株式移転の事業継続要件と内容、趣旨ともに同様であると考えられる。

なお、株式分配とは、現物分配(剰余金等の配当に限る。)のうち、現物分配の直前において現物分配法人の完全子法人の発行済株式等の全部が移転するものをいうとされているが、適格現物分配との重複を避けるため、その現物分配により完全子法人の発行済株式等の移転を受ける者がその現物分配の直前においてその現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合におけるその現物分配は、株式分配の定義から除外されている。また、現物分配法人の株主に交付される完全子法人株式に 1 株未満の数が生ずる場合、その端数に応じて金銭を交付したとしても、そのことのみをもって完全子法人の発行済株式等の全部が移転していないと取扱われることはない。

¹⁴² 法人税法第 2 条 12 号の 15 の 3、法人税法施行令第 4 条の 3 第 16 項

また、完全子法人与現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配についても、独立して事業を行うためのものであるから、完全子法人が株式分配後に組織再編が行われることが見込まれている場合の要件の緩和措置は導入されていない。

② 課税関係

完全子法人株式の全てを株主に分配する適格株式分配に係る株式分配法人および株式分配法人の株主における課税関係は以下のとおりである。

(i) 株式分配法人

まず、株式分配法人から移転する完全子法人株式に係る損益については、税制非適格の場合、時価譲渡と取扱われるため、分配法人では帳簿価額との差額が譲渡損益として計上されるところ、税制適格の場合、分配直前の帳簿価額により譲渡したものと取扱われるため、分配法人では譲渡損益は生じない。

次に株主分配法人の純資産の部は、税制非適格の場合、現物分配法人の分配直前の資本金等の額に前事業年度末の簿価純資産額に対する完全子法人株式簿価の比を乗じた金額を資本金等から減額し、交付した完全子法人の株式等の価額から上記の資本金等の減少額を減算した金額を利益積立金額から減算するところ、税制適格の場合、現物分配法人の株式分配の直前の完全子法人の株式の帳簿価額相当額を資本金等の額から減算し、利益積立金額は減算しない。

(ii) 株式分配法人の株主

株式分配により完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた場合、または完全子法人の株式のみの交付だが株式分配法人の持株比率とは異なる比率で交付された場合には、その有する現物分配法人の株式の部分譲渡を行ったものとして、譲渡損益を認識する。

一方で、株式分配に係る完全子法人の株式以外の資産が交付されず、かつ株式分配法人の持株比率に応じて完全子法人の株式が交付された場合には、旧株の譲渡対価および譲渡原価の額はいずれもその旧株の株式分配の直前の完全子法人株式対応帳簿価額とされ、旧株の譲渡損益は繰り延べられる。

適格株式分配の場合にはみなし配当は生じないが、非適格株式分配の場合には、交付を受けた資産の価額の合計額が、株式分配法人の株式分配直前の資本金等の額に前事業年度末の簿価純資産に対する完全子法人株式の簿価の比と、現物分配法人に対する持株比率を乗じた金額を超える額は、配当等の額とみなすこととされる。この場合、株式分配は受取配当等の益金不算入制度における剰余金の配当または利益の配当から除かれているため、その全額が課税対象とされる。

株式分配法人の株主は、適格株式分配の場合には、現物分配法人株式の簿価に株式分配法人の前事業年度末の簿価純資産に対する完全子法人株式の簿価の比を乗じた金額によって完全子法人株式を取得することになるが、非適格の場合には、これにみなし配当金額を加算した金額によって完全子法人株式を取得することになる。

なお、完全支配関係がある法人間で行われる組織再編(合併、分割、現物出資、株式交換および株式移転)の後に適格株式分配を行うことが見込まれている場合であっても、一定の場合には完全支配関係の継続要件を満たすこととされている。具体的には、当初の組織再編の適格要件のうち完全支配関係の継続が見込まれていることを求める要件に関して、

完全支配関係がある法人間で行われる当初の組織再編の後に適格株式分配を行うことが見込まれている場合には、適格株式交換の直前まで完全支配関係の継続が見込まれていればこの要件を満たすこととされている。

3. 我が国のスピノフ税制の沿革

2014年6月2日に閣議決定された日本再興戦略 2016 においては、「第4次産業革命を見据えて新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等」が重要な施策として挙げられ、なかでも第4次産業革命を支える環境整備の一環として、「スピード感のある事業再編等を加速するために必要な施策について検討を進め、制度的対応の必要性を含め、本年中を目途に結論を出し、次期通常国会を含め、早期の関連法案の提出も視野に、必要な措置を講ずる。」こととされた。これを受けて、経済産業省からもスピノフ税制の導入に関する税制改正要望¹⁴³が提出されていたが、2017年度税制改正において、新たに設立する分割承継法人において独立して事業を行うための分割型分割と、完全子法人株式の全てを株主に分配する株式分配の二類型がスピノフ税制として創設された。

新たに設立する分割承継法人において独立して事業を行うための適格分割型分割は新設分割型分割を対象としていることから、2017年度の導入当時は既存の子会社に親会社の事業を分割して行うスピノフは課税の繰延べの適用を受けることができなかった。この点については、翌年の平成30年度の税制改正において、スピノフの前に準備段階として行う組織再編に係る適格要件を緩和することによって対応が図られている。

具体的には、完全支配関係がある法人間で行われる合併等（合併、分割、現物出資、株式交換および株式移転）の後に適格株式分配を行うことが見込まれている場合に、合併等の時からその適格株式分配の直前の時までその合併等に係る支配株主とその適格株式分配に係る完全子法人とされる法人との間にその支配株主による完全支配関係が継続することが見込まれていれば、その合併等に係る適格要件のうち完全支配関係が継続することが見込まれていることとの要件に該当することとされた。この結果、既存の子会社に対して親会社事業を切り出し、スピノフするケースについても適格組織再編成としての取扱いを受けることが可能となっている。

前述のとおり、我が国の組織再編税制 2001年度の税制改正において導入されたが、その基本的な考え方は、法人税法上、法人が有する資産を他に移転する場合には、移転資産の時価取引として譲渡損益を計上するのが原則であり、組織再編により資産を移転する場合も例外ではないが、組織再編により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税関係を継続させるのが適当であるというものである。そして、組織再編の実態や移転資産に対する支配の継続という点に着目し、企業グループ内の組織再編により資産を企業グループ内で移転した場合には、一定の要件の下、移転資産を帳簿価額のまま引き継ぎ、譲渡損益の計上を繰り延べることとし、また、共同で事業を行うために組織再編により資産を移転した場合でも、移転の対価として取得した株式の継続保有等の要件を満たすのであれば、移転資産に対する支配が継続していると考え、譲渡損益の計上を繰り延べることとされている。

この点、スピノフについては、ある企業グループに属する事業をその企業グループから独立して行うためのものであるから、企業グループ内の組織再編、共同事業を営むための組織再編のいずれにも該当しないものと考えられ、その結果として組織再編税制の枠組みには取り込まれず、従前は税制非適格と取扱う他なかったところである。

しかしながら、スピノフ税制を導入するにあたり、組織再編税制における課税繰延の根拠である「支配の継続」の考え方を見直し、事業を独立させるスピノフであっても支配の継続が認められるとする考え方を導入することで、組織再編成の一つに該当するものとして、本制度の導入の実現に至っている。このスピノフの場合の支配の継続の考え方の詳細については、次の4. 我が国のスピノフ税制における課税繰延の根拠にて述べる。

¹⁴³ 経済産業省平成29年度税制改正要望

https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2017/zeisei_r/pdf/kokuzei_youbou.pdf

4. 我が国のスピノフ税制における課税繰延の根拠

スピノフ税制の導入に際しては、既存の組織再編税制の基本的な考え方である、「支配の継続」という考え方に即した形でスピノフを整理し、その整理に沿うものについて税制適格と取扱うこととされたと考えられる。

分割法人または株式分配法人による移転資産に対する支配が組織再編後も継続しているかどうかという点について、2017年度の税制改正の解説によれば、従前の組織再編税制では、例えば適格組織再編における株式の保有関係に関する要件を見ると、グループ経営の場合には、グループ最上位の法人がグループ法人およびそのグループ法人の資産の実質的な支配者であるとの観点に立って判断している側面もあると述べられており、この考え方を踏まえれば、グループ最上位の法人、すなわち、支配株主のない法人の実質的な支配者はその法人そのものであり、その法人自身の分割であるスピノフについては、単にその法人が2つに分かれるような分割であれば、移転資産に対する支配が継続しているとして、適格性を認めうるとの整理が示されている¹⁴⁴。

そして、この整理に基づいて、分割法人が行っていた事業の一部を、分割型分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割が「適格分割」に該当するとされた。その上で、これと同様の効果があると認められる、完全子法人の株式の全部を分配する取引について、株式分配として組織再編の一類型と位置付けた上で、適格要件を満たすものについては「適格株式分配」とし、現物分配法人における完全子法人株式の譲渡損益に係る課税を繰り延べることとしている。

スピノフ税制においては、上記のように、支配株主のない法人の実質的な支配者はその法人そのものであり、そのような法人が2つに分かれるような分割であれば、移転財産に対する支配が継続しているとの整理がなされていることから、分割型分割の場合の分割法人、株式分配の場合の株式分配法人に支配法人がないことが適格要件とされ、また、分割型分割の分割承継法人、株式分配の場合の完全子会社についても支配株主がないことが適格要件とされている。つまり、本制度の対象となる典型的なケースとしては、例えば上場企業がノンコア事業を切り出して新たに上場させるようなケースとなっている。

前述のとおり、従来の組織再編税制においては、他の者による支配関係のない状況下での分割型分割については、分割する事業に対する支配が継続されないことから税制非適格であるとされ、株式分配については完全親法人への現物分配でないものは税制非適格であると取扱われていたが、上記のように支配株主がない法人については自らが支配しているとの考え方を導入することにより、分割型分割においては分割法人が自らの行う事業に係る資産への支配が継続しており、新設分割により分割承継法人に移転したとしても、当該分割法人に支配株主がいなければ、分割承継法人が承継した事業に係る資産への支配が継続しているといえ、株式分配については、完全子法人株式の全部を分配するものについては、分割型分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割と同様の効果があると考えられることから、同様に取扱うこととされた¹⁴⁵。

この点、分割型分割は、会社法上、分社型分割と分割承継法人株式の分割法人株主への現物分配であるところ、株式分配について分割型分割と同様の効果があることを理由に課税上も同様に扱うとして適格要件が設定されていることからすれば、分割型分割の方で分割法人が分割承継法人株式の全てを分割法人株主に分配することとなることとの整合性を考慮して、株式分配の方でも完全子法人株式の全部を分配するものについてのみ適格として取り扱うこととしたものではないかと考えられる。

¹⁴⁴ 平成 29 年度 税制改正の解説 P.317~318

¹⁴⁵ 平成 29 年度税制改正の解説 P.318

スピノフ税制導入に際して提示された「支配株主のない法人の実質的な支配者はその法人そのものであり、そのような法人が 2 つに分かれるような分割であれば、移転財産に対する支配が継続している」という整理については、この整理をしたことでスピノフ税制を、政策税制によってではなく、既存の組織再編税制の枠組みに上手く乗せることに成功しているという評価がされている¹⁴⁶。

他方で、スピノフ税制が 2017 年度税制改正においてようやく導入に至った点については、スピノフ自体は組織再編税制の創設当時においても会社法上は実行可能な取引であったことから、本来は組織再編税制の導入時から対応が必要であったところ、企業グループ内再編と共同事業再編という当時の枠組みのいずれにも該当しないことを理由として適格組織再編成の枠から除外されていたとの指摘もある¹⁴⁷。また、スピノフ税制を組織再編税制の枠組みに乗せることを可能にした「グループ最上位の法人の実質的な支配者は法人そのものである」という考え方について、上場企業のように多数の無関係な株主が所有しているのであれば、当該上場企業には支配株主は存在しない、つまり、支配者がいないというのが通常理解であり、法人が法人自らを支配しているというのは困難であるという指摘もある¹⁴⁸。

¹⁴⁶ 小塚真啓「日本版スピノフ税制の課題」(2017 年)

¹⁴⁷ 渡辺徹也「組織再編税制に関する平成 29 年度改正-スピノフ税制とスクイーズアウト税制を中心に-」(2018 年)

¹⁴⁸ 「組織再編税制に関する平成 29 年度改正-スピノフ税制とスクイーズアウト税制を中心に-」渡辺徹也

5. 我が国のスピノフ税制における課題

上記のように、我が国のスピノフ税制は、適格要件として、スピノフする側の法人、つまり分割法人または株式分配法人が、スピノフする時点において他の法人に支配されていないことが求められている。また、スピノフされた側の法人、つまり分割承継法人または株式分配に係る完全子法人は、スピノフ後に他の法人に支配されないことが要件となっている。さらに、スピノフする際には、分割法人は分割承継法人の全株式を自らの株主に交付する必要があること、株式分配の場合は100%を保有する完全子法人の分配のみが認められており、いずれも既存の株主の保有割合に応じて株式を交付する按分交付であることが求められている点などの特徴がある。

しかし、これらの要件がともすればスピノフ税制を使いにくくしているのではないかという指摘もあるところである。以下に、現行のスピノフ税制における課題と考えられる点を整理する。

(1) 100%の切り離しを求めることの意義

スピノフを税制適格とするためには、分割法人または株式分配法人は、分割承継法人株式または株式分配に係る完全子法人株式の全てを自らの株主に交付する必要があるため、分割承継法人または完全子法人株式の一部を保有し続けた場合は税制適格とならない。この点については、分割法人または株式分配法人が1株でも分配承継法人または完全子法人の株式を保有していれば独立して事業を行っているとはいえないというのは過剰であろうし、また、ゆくゆくは完全に独立して事業を行っていくとしても、スピノフ直後においては分割法人または株式分配法人のリソースを活用するほうが効率的であったり、事業の分離に際してのリスクを低減できることも考えられ、スピノフ後も一定期間は株式の一部保有を認めることとした方が、選択肢が広がるのではないかと指摘もある¹⁴⁹。

また、日本においては、支配株主がいる法人が、当該支配株主とともに株式市場に上場している、いわゆる親子上場が散見されるが、親子上場は、支配株主がいる法人であっても、市場の評価にさらされることから子会社の成長に資するとの考え方もあるところ、子会社の支配株主である親会社と子会社の利益が相反する可能性もあり、結果として親会社株主と子会社の株主（親会社が支配株主のため、少数株主となる。）の間で利益相反が生じることから、コーポレートガバナンスの観点から問題視されている。この点、親子上場の解消には、親会社が子会社株式を公開買付等することにより完全子会社化して子会社を上場廃止することも考えられるが、他方、親会社が子会社株式の持分比率を低下させて親子関係を解消することも考えられる。

その際、スピノフ税制では株式分配は完全子会社株式を分配する場合のみ税制適格と取扱われるため、親子上場の解消の手段として親会社が保有する子会社株式を親会社株主に分配するとしても税制適格とは取り扱われないこととなる。

これらの点については、自社内の事業を分割型分割によって切り出すものについて、独立して事業を行うものとして、自社に支配株主がいらないことを要件として税制適格と扱うこととしたこととの平仄をどのように整理すべきかという点につき検討が必要と考えられるが、そもそも会社法上では分割型分割は分社型分割と子会社株式の現物分配と整理されていることからすれば、分割型分割を基礎としてそれとの整合性を検討している現行の税法上の整理については、検討の余地があるのではないかと考えられる。

¹⁴⁹ 「2020年の企業法制の振り返りと論点 ～ 事業再編実務指針を踏まえた事業ポートフォリオマネジメント/ストラテジックレビュー」(マールオンライン)

また、独立して事業を行うものについて税制適格と取り扱うということであれば、スピノフ実施時に必ずしも子会社を100%支配している必要はないという考え方もありうるし、スピノフ後において、スピノフされた子会社株式の持分比率が一定水準を下回るのであれば、スピノフされた子会社は分割法人または株式分配法人から独立していると捉える余地もあると考えられるところである。また、現行の適格要件のように、最終的には分割法人または株式分配法人は、独立させようとする子会社株式の全てを手放す必要があるとしても、スピノフ時点で全ての子会社株式を手放すことまでは求めず、一定期間内に全ての株式を手放すのであればこれを許容するということも選択肢となりうるのではないかと考えられる。

実際のところ、海外の事例では、当初完全子会社であった法人につき、完全子会社の株式の一部を放出する、新株を発行する等により完全子会社を上場させ、その後当該子会社についてスピノフを実施した事例も見受けられるが、当初の上場については当該子会社の市場における客観的な評価を得る目的や、親会社側での資金調達といった事業上スピノフを円滑に進めるために行われているものと考えられる。また、完全子会社の株式の大部分を株主に分配するものの、分離事業の独立を成功させるために一定期間は親会社が子会社株式の一部を保有しつつ、その後一定期間内に残る株式を処分するといった手法もとられている。しかし、現行の日本のスピノフ税制ではこのような手法を採用した場合には税制適格と取り扱われる余地はない。

現状においては、上場会社においてスピノフ税制を適用して事業の分離を図った事案は1件しか確認されておらず¹⁵⁰、スピノフ税制が活用されているとは言い難い状況にあるため、より広くスピノフ税制が活用されるようになるためにも、現行制度との整合性に留意しつつも、機動的な事業再編を可能とするためには企業の取りうる選択肢を広げるべく、スピノフ税制の在り方を再考する必要があるのではないかと考えられる。

(2) スピノフ税制の活用に関する懸念

また、これらとは別に、分割法人または株式分配法人については、スピノフ直前において他の法人に支配されていないことが要件とされているが、スピノフ後についてはこのような要件が課されていないことから、分割法人または株式分配法人の株主が継続してその株式を保有する必要はなく、スピノフ後に分割法人または株式分配法人が他の者に支配されたとしても、スピノフの税制適格性には影響しないこととされている。

この点、分割法人または株式分配法人に株主に配当しようとしていた現金等を残す形でスピノフを実行した上で、スピノフ後に株主が分割法人または株式分配法人を売却することで配当を株式譲渡益に転換することが実質的に可能となってしまうのではないかという指摘や、分割法人または株式分配法人の株式の売却先を法人とすることによって、所得の種類の転換のみならず、経済的に存在しない株式譲渡損を非課税で作り出せることとなるのではないかとこの指摘もあり¹⁵¹、スピノフ後の支配関係についても検討が必要という考え方もある。ただし、これらの懸念については、少なくとも税務当局は一般否認規定で防ぐことを想定していると考えられるとの指摘がされている¹⁵²。

他方、支配株主がいない会社の再建にあたって、分割法人または株式分配法人の一部の事業を残し、スピノフされた側の法人については従来の株主構成を維持しつつ、分割法人または

¹⁵⁰ 2020年3月2日付で実施された株式会社コシダカホールディングスが、完全子会社であった株式会社カーブスホールディングスをスピノフした事例

<https://www.koshidakaholdings.co.jp/spin-off/>

¹⁵¹ 租税研究 2017年6月号「日本版スピノフ税制の課題」小塚真啓

¹⁵² 同上

株式分配法人の株式を特定の者に集約することで、残された事業の再建を図る場合にも税制適格と取扱われることから、このような使い方もできるのではないかと指摘されている¹⁵³。

この点については、組織再編税制にスピノフ税制を取り込んだことに伴い生じた結果ではあるものの、違和感があるとの指摘¹⁵⁴もあるところであり、現状の適格要件を見直す必要があるかについてはさらなる検討が必要と考えられる。

(3) スピノフ後の第二次再編の認容

現状は、スピノフ後の第二次再編については特段の緩和措置が設けられていない。この点については、独立して事業を行うためのスピノフであることから、当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の要件の緩和措置は講じられていないと説明されている¹⁵⁵。しかしながら、一定のケースについてはスピノフ後の第二次再編についても要件の緩和措置を設けることで、既存の組織再編税制の取扱いとの整合が図れるのではないかと考えられる。例えば、スピノフされた子会社が、第二次再編によって被合併法人として消滅することがスピノフの時点で予め見込まれているような場合には、たとえ支配株主が登場することが見込まれていなかったとしても、子会社の法人格は消滅して事業継続要件等を満たさないこととなり、税制非適格になる可能性がある。他方で、スピノフされた子会社が他の法人に支配されたとみられるような場合（独立して事業を行う要件を満たさなくなった場合）、現行のスピノフ税制に係る適格要件では非適格となると考えられるが、当該合併が共同事業を営むための組織再編に該当するのであれば、子会社の事業は再編後の法人においても継続して独立して行われているととらえる余地はあるのではないかと考えられる。

(4) スプリットオフへの制度拡充の可能性

子会社を資本関係のない独立の会社として分離させる手法としては、スピノフに加えて、スプリットオフと呼ばれる手法がある。スピノフの場合、スピノフをする側の親会社の株主に対して、切り離しをする子会社の株式が一律に分配されることから、親会社の株主には基本的には選択権がない。一方で、スプリットオフの場合は、親会社の株主にとっては、引き続き親会社株式を保有するのか、子会社株式と交換するのかの選択権が生じるという点が大きく異なっている。

この点、日本においてスプリットオフを実現しようとする場合、手法としては、子会社株式を対価として親会社株主から親会社の自己株式を取得する方法のほか、親会社株式につき、子会社株式を対価とする取得請求権株式への転換を行った上で株主が取得請求権を行使する方法、スピノフを実施した後、親会社と子会社がそれぞれ自己株式を取得する方法、親会社株式を、子会社株式を対価とする全部取得条項付株式に転換して全部取得条項を行使した上で、別途親会社が株式を発行する方法等の手法が考えられるところであるが、いずれの手法についても現行の会社法においては組織再編行為には該当しないところである。

現行の組織再編税制においては、株主における株式譲渡損益に係る課税の繰延べを認める根拠として、投資の継続の考え方とともに、会社法の組織再編行為であれば、個々の株主の意思に関わらず保有する株式が強制的に別の株式に転換されることが挙げられているところ、会社法上の組織再編行為に該当せず、また、個々の株主に選択権があるのであればそこには強

¹⁵³ 税務事例研究 160 号「平成 29 年度税制改正による組織再編成への影響」吉村政徳

¹⁵⁴ 同上

¹⁵⁵ 平成 29 年度 税制改正の解説

制性がないことから、現行の組織再編税制との整合性を考えると課税の繰延べを認めることは難しいようにも思われる。

もっとも、2019 年 12 月に成立した改正会社法において株式対価 M&A の手法としての株式交付制度が導入され、当該改正については 2021 年 3 月 1 日に施行されたところ、税務上もこれに対応するため、2021 年度税制改正により株式交付により株式を交付された場合の譲渡損益の繰延制度が導入される予定である。

株式交付制度は、株式交付を行う親会社となる法人においては株式交換等と同様に株主総会決議が必要とされているが、その一方で、株式交換とは異なり、株式交付の対象となる会社の株主は株式交付に応じるか否かを当該会社の株主の任意で決定できることから、強制性を欠くところではあるが、課税繰延の制度が導入されることとされていることからすれば、スプリットオフにおいて個々の株主に選択権があるとしても、株式交付制度と同様に課税の繰延べを認める余地はあるのではないかと考えられる。

スピンオフ税制は 2017 年度税制改正により導入され、現時点で約 4 年が経過したところであるが、上記のようにまだ検討の余地がある制度であると考えられ、機動的な事業再編を可能とするためにも、これまでの組織再編税制との整合性も考慮しつつ、一定の見直しも必要ではないかと考えられる。

2.5. 米国におけるスピノフ制度の調査

1. 米国におけるスピノフ制度の概要

(1) 制度導入の背景・経緯

米国の内国歳入法において、スピノフと呼ばれる事業の分離を行う場合の課税繰延制度は、§355 において規定されている。州会社法上は、事業分離のための会社分割といった制度が設けられていないことから、スピノフの実施にあたっては、①既存の子会社株式を株主に現物分配するか、もしくは②分離対象事業を新設または既存の子会社に現物出資した上で、その子会社株式を現物分配するといった手法がとられている。

米国の組織再編税制の起源は 1910 年代に遡るが、立法当初の組織再編の定義にはスピノフは含まれていなかった¹⁵⁶。判例においても、1920 年 *Phillis* 事件の最高裁は、ニュージャージー州法人がデラウェア州法人への組織変更を企図してデラウェア新法人を設立し全資産を移転した上で当該デラウェア法人株式を株主へ按分的に現物分配した取引において、株主が受領する新法人株式は旧法人株式と異なるものであるという考え方にに基づき、これを課税取引と判示していた¹⁵⁷。

他方、議会は 1921 年改正において、組織再編の定義を巡る不確実性を解消し、必要な事業上の調整 (*necessary business readjustment*) を阻害しない改正を行う意図を示していた。同改正ではスピノフは明文化されなかったものの、その後の 1924 年改正において、法人がその資産を別の法人に移転させた直後において譲渡法人またはその株主（あるいはその両方）が譲受法人を支配している場合には組織再編に該当することを定め、スピノフが組織再編に該当することがはじめて明文化された¹⁵⁸。当時の立法資料によると、当該改正の趣旨は経済的に（従前の組織再編と）類似の取引に同様の課税繰延の便益を与えることとされている¹⁵⁹。

個人のキャピタルゲイン税率が配当税率よりも低かったことから、スピノフの明文化により、法人に蓄積した利益を配当税率ではなくキャピタルゲイン税率の下で個人株主へ還流させる、いわゆるベイルアウト (*bail out*) が可能になった。すなわち、法人が新設法人を設立して金銭等の流動資産を増資・現物出資し、当該新設法人株式を現物分配し、その後に当該新設法人を清算分配した場合、株主は清算分配時において株式譲渡益（キャピタルゲイン）のみを認識することとなる。

1935 年、最高裁は *Gregory* 事件判決¹⁶⁰において、内国歳入法に定める組織再編には事業目的が必要であると判示し、事業目的を欠くスピノフ取引の組織再編該当性を否認した。議会もまた、同事件の控訴審において納税者が敗訴した後の 1934 年改正においてスピノフを組織再編規定から除外したため、スピノフは再び組織再編規定の適用対象外として扱われることとなった¹⁶¹。

¹⁵⁶ 例えば 1918 年改正法は、“purely paper transaction”の場合の課税繰延を導入したが、その範囲については“reorganization, merger or consolidation”とのみ定義されていた。

¹⁵⁷ *United States v. Phillis*, 257 U.S. 156 (1921)。最高裁は 1920 年の *Macomber* 事件判決 (*Eisner v. Macomber*, 252 U.S. 189, 202-03 (1929)) において自社株式の現物分配は株主において所得を構成しないと判示していたが、*Phillis* 判決における分配資産はこれと区別されるという立場を採った。

¹⁵⁸ Revenue Act of 1924, §203(c)

¹⁵⁹ House Ways & Means Committee Report No. 179, 68th Cong., 1st Sess. 14 (1924)

¹⁶⁰ *Gregory v. Helvering*, 293 US 465 (1935)

¹⁶¹ Revenue Act of 1934

しかし、その後の議会においては、租税回避を防止する適切な要件の下でスピノフの課税繰延を認めるための複数の提案が行われ、1951年改正においてスピノフは再び組織再編規定に復活した。同改正においては、組織再編計画の下で行われる子会社株式の現物分配は、組織再編の当事者が取引後も積極的事業を継続する意図がない場合や、当該現物分配が法人利益を株主へ分配する仕組み(device)である場合を除き、課税繰延取引となることが定められた¹⁶²。当該改正につき、上院租税委員会は、正当な事業目的のもとで実施される事業の分割を阻害することは経済的に望ましくない旨を述べている¹⁶³。

同改正を踏まえ、他の組織再編規定(現在の§368と類似の規定)の整備とともに現在の§355が創設されたのが1954年改正である¹⁶⁴。

以上の沿革に示されるように、§355の制定当初はベイルアウトの防止が重要な課題であった。他方、分配法人における含み益課税については、1935年のGeneral Utilities事件判決により現物分配に伴う資産譲渡益を認識しないものとされていたことから、§355において特段の租税回避防止規定は設けられていなかった。

1983年、議会は§311(b)を創設し、含み益資産の現物分配を課税取引として扱うようになったことから、§355は株主段階におけるベイルアウトの防止だけでなく、法人段階における含み益課税の機会の確保という機能を担うこととなった¹⁶⁵。このため、1990年および1997年に創設された§355(d)および§355(e)(後述)は、同条に抵触した場合には分配法人にて資産譲渡益を認識することのみを定めており、他の§355の要件を満たす場合には株主段階の課税繰延の余地を残している。

以上のような経緯を踏まえ、現在の§355の規定は非常に複雑なものとなっているほか、他の組織再編を規定する§368に比べてより厳格な要件が求められる場合がある。

例えば、事業目的要件においては、当該分配が単に事業目的の達成に資するだけでなく、分配を伴わない課税繰延取引によって同じ事業目的を達成することが実務上不可能(impractical or unduly expensive)であることが必要とされている。こういった要件の複雑さや事実認定の難しさを踏まえて、実務上はRulingの取得も多く行われている。

(2) 制度の概要

① 現物分配の原則的取扱い

法人の現物分配に課税繰延規定の適用が行われない場合の取扱いは以下の通りである。

分配法人においては、分配資産が含み益資産である(公正市場価格(FMV)が税務簿価を上回る)場合、分配法人において分配資産のFMVと税務簿価との差額を譲渡益として認識する(§311(b))。他方、含み損資産の場合には、譲渡損を認識しない(§311(a))。

¹⁶² IRC §112(b)(11)

¹⁶³ S. Rep. No. 781, 82d Cong., 1st Sess., reprinted in 1951-2 CB 458, 499. (“it is economically unsound to impede spin-offs which break-up businesses into a greater number of enterprises, when undertaken for legitimate business purposes”).

¹⁶⁴ 同改正により、スピノフが組織再編規定(§368)と別個の課税繰延規定として整備されただけでなく、スプリットオフ、スプリットアップについても§355の要件を満たす場合に課税繰延取引として扱われることとなった。

¹⁶⁵ 他方で、2004年には適格配当(qualified dividends)に係る税率はキャピタルゲインの税率と同じとされたため、ベイルアウトの防止という機能の意義は薄れている。

分配を受領した株主は、分配資産の FMV に相当する額の分配を受領したものとされ、当該分配額は以下のように充当される (§301(a)-(c))。

- (i) 分配法人の税務上留保利益 (E&P) の額まで: 配当
- (ii) 当該株主の有する分配法人株式の税務簿価の額まで: 資本払戻 (非課税)
- (iii) 残余の額: 株式譲渡益

株主が受領した分配資産の税務簿価は、分配資産の FMV の額へとステップアップする (§301(d))。含み損資産の現物分配について納税者にとって不利な取扱いが定められている (損失を認識できないのに含み損が消滅する) のは、意図的な損失の作出を防止する観点であると考えられる。

② §355 の取扱い

子会社株式の現物分配において §355 が適用される場合の取扱いは以下の通りである。

分配法人 (P 社) は被分配法人 (S 社) 株式の譲渡損益を認識しない (§355(c))。また、P 社株主も当該分配に伴う損益を認識しない (§355(a))。

P 社株主の有する P 社株式税務簿価は、分配後の P 社株式税務簿価と、S 社株式税務簿価とに P 社・S 社の時価の比に基づき按分される (分配前に P 社が保有していた S 社株式簿価は消滅する) (§358(c))。これは、§355 の適用される分配においては、P 社株主はその有する P 社株式を処分した対価として S 社株式を受領したものとする擬制が前提となっている。

③ 新設法人への現物出資を伴う場合 (分割型 D 型再編、§355/D 再編)

米国会社法には組織行為としての会社分割の規定が定められていないから、スピントフの対象となる事業が既存の子会社 (S 社) において行われていない場合、分配法人は S 社を新設法人として設立し対象事業を S 社に現物出資した後に S 社株式を現物分配する必要がある。

S 社株式の現物分配が §355 に該当する場合、当該取引を一連としてみると、(i) 法人 (P 社) から法人 (S 社) への資産の移転、(ii) 移転直後における資産を移転した法人の株主 (P 社株主) による資産を取得した法人 (S 社) への支配、(iii) 単一の計画に基づき資産を取得した法人の株式 (S 社株式) が §355 条を満たす形で分配されること、という、§368(a)(1)(D) に定める要件もまた充足することから、このような類型のスピントフに対しては §368(a)(1)(D) および §355 が同時に適用されることとなる¹⁶⁶。

§355/D 再編における課税関係は上記②の場合と同様であるが、P 社から S 社へ移転する負債の額が移転資産の税務簿価を上回る場合には、§357(c) に基づき P 社が譲渡益を認識する必要がある。

④ スプリットオフの場合

スプリットオフは、P 社が S 社株式を分配するのに伴い特定の P 社株主が P 社株式を処分する償還取引 (§302) として扱われるから、当該分配が §355 の要件を満たさない場合には、P 社においては §311 が適用され、スプリットオフに応じた P 社株主においては §302 に

¹⁶⁶ 一般に、分割型 D 型再編 (divisive D reorganization) とか、§ 355/D 再編などと呼ばれる

従い P 社株式譲渡益を認識するか、§301 に従い通常の分配(配当、資本払戻、株式譲渡益の順に充当)として扱われることになると考えられる。

当該分配が§355 の要件を満たす場合、上記②と同様、P 社および P 社株主において損益を認識しないものと考えられる。他方、P 社株主が受領する S 社株式は、P 社株主が手放した P 社株式の税務簿価を引き継ぐ (§358(a))。

スピノフはその要件が厳格かつ複雑であることから、従前は、取引実施前に個別ルーリング (private letter ruling) を取得することが一般的であったが、2013 年に IRS が §355 該当性についてのルーリング (transactional ruling) を行わない (スピノフ取引中の特定の重要な論点のみについてのみ見解を示す (significant issue ruling)) ことを表明した¹⁶⁷ことにより、ルーリングではなく税務専門家の意見書に依拠することが増えたといわれている。その後、2017 年 9 月に IRS は §355 該当性についてルーリングを再開する 18 か月間の暫定措置 (pilot program) を開始¹⁶⁸し、2019 年 3 月、当該暫定措置は無期限に延長されている¹⁶⁹。なお、IRS は従前から事業目的要件、仕組要件、§355(e) に関するルーリングは行わない旨を示しており、当該暫定措置においても同様である。

当該暫定措置を開始した背景としては、スコープの広いルーリングの選択肢を納税者に与える一方で、取引に関する包括的な情報を事前に把握することにあるといわれており、実際に、暫定措置に基づくルーリング申請にあたっては、重要な論点や上記ルーリング対象外の論点以外の一連の事項(事業目的等)について広汎な表明 (representation) を行うことが要求されている。他方、納税者にとっては取引の安定性に資することから、暫定措置開始以降は重要な論点に係るルーリング申請よりも §355 該当性のルーリング申請の方が多いといわれている¹⁷⁰。

(3) 適用要件

§355 によって課税繰延の適用を受けるためには、以下の要件の充足が必要となる。

① 支配要件

S 社株式の分配直前において、P 社が S 社を支配していること

支配とは、全議決権株式の 80% 以上、かつそれ以外の全ての株式の 80% 以上保有していることをいう (§ 368 条(c))。これは、他の組織再編取引における支配関係 (control) の判断基準と同様である。

② 仕掛要件

S 社の E&P を非課税で分配する仕掛 (device) として行われる分配でないこと (財務省規則に定める複数の要素に照らし判定を行う)

③ 積極的事業活動要件

¹⁶⁷ Rev. Proc. 2013-32

¹⁶⁸ Rev. Proc. 2017-52

¹⁶⁹ IRS Statement on Private Letter Ruling Pilot Program Extension” (Mar. 12, 2019),

<https://www.irs.gov/newsroom/irs-statement-on-private-letter-ruling-pilot-program-extension>

¹⁷⁰ Cummings, “What Keeps Spinners Up at Night?” 162 Tax Notes 35 (Jan. 7, 2019); Howard, “Considerations in Seeking Private Letter Rulings for Spinoffs,” 163 Tax Notes 1365 (May 27, 2019)

P 社・S 社とも分配直後において 5 年間以上継続して能動的事業活動を行っており、将来の事業継続見込みがあること

④ 分配要件 (§355(a)(1)(D))

原則として分配直前に有する S 社株式の全てを分配すること

80%以上を分配するが全保有持分の分配ではない場合には、租税回避が主要な目的でないことの立証が必要とされている。(事業目的次第では、残り 20%の処分は必ずしも必要とされない。)

§355(a)(1)(D)では、原則として分配法人 P 社が分配直前に保有する S 社株式の全てを分配することを求めており、仮に保有する S 社株式の全てを分配しない場合には、租税回避が主要な目的でないことを立証した場合に限り、この要件を充足することとされている。

§355 のルーリングに関する Revenue Procedure 2017-52 においては、P 社が保有する S 社株式の全てが分配されない場合には、納税者はその分配が§355(a)(1)(D)(ii) (部分分配の場合の分配要件)を充足できることを説明する必要があるとされている。

この点について、過去に出された Revenue Procedure 96-30 の Appendix B では、当局からルーリングにて有利な回答を得るための要件として以下の例示がされており、またこれらの例示に当てはまらない場合においても、事実と状況を総合勘案して有利な回答を出す場合があるとされていた。

- (i) S 社株式の一部を retain することについて十分な事業目的が存在すること
- (ii) S 社株式の一部を retain する期間中、原則として P 社の役員等が S 社の役員等とはならないこと
- (iii) Retain された S 社株式は、(i)の事業目的に照らして処分可能となり次第(最大 5 年以内に)処分がなされること
- (iv) P 社はその retain する S 社株式の議決権によって S 社の決議に影響を及ぼさないこと(他の株主の賛成/反対の議決の割合に応じた投票を行うこと)

⑤ 組織再編税制 (§368) 規則の要件

上記の§355 に定める要件に加え、他の組織再編と同様、投資持分継続要件(分配前に P・S を所有する株主が分配後に双方の 50%以上を保有)・事業継続要件・事業目的要件の充足が求められる。

財務省規則はこれらの要件について以下のように定めている。

- (i) 投資持分継続要件(Treas. Reg. §1.355-2(c)(1))

¹⁷¹ ただし、“distributes an amount of stock in the controlled corporation constituting control within the meaning of section 368(c)”とされており 80%以上である必要がある

スピノフ前の企業(enterprise)の直接・間接の所有者(一者または複数(one or more persons))が全体として(in the aggregate)分割後に当該企業の活動を行う法人のそれぞれについて十分な量の株式を保有していること¹⁷²。

Pは特定の株主に支配されているケースもあれば、上場会社であるケースもある。上場会社の場合は、株主グループの構成が半数以上変わることは見込まれていないのでこの要件に抵触しないという考え方となる。

(ii) 事業継続要件(Treas. Reg. §1.355-1(b))

スピノフ前の事業がスピノフ後においても継続していること。

§ 355 に関する財務省規則は事業継続要件における特段の詳細を定めておらず、§368 に定める組織再編におけるのと同様の要件であると考えられる。

(iii) 事業目的要件(Treas. Reg. §1.355-2(b))

スピノフが一つ以上の事業目的をもって行われること。

単に事業目的に資するというだけではなく、スピノフを伴わない課税繰延取引によって同じ事業目的を達成することが実務上不可能(impractical or unduly expensive)であることが必要である。例えば、法人 X が玩具の製造販売とキャンディの製造販売に従事していた場合に、X 株主がキャンディ事業を玩具事業のリスクや景気変動から隔離する目的で X に法人 Y を設立させて玩具事業を現物出資し Y 株式を現物分配したとする。当該国の法律上、そのようなリスク隔離は Y 株主の現物分配を行わなくても達成可能であった場合には、当該スピノフに§355 適用上の事業目的は認められない¹⁷³。

また、事業目的は、P 社・S 社または 80%以上資本関係を持つ関連者(affiliated group)の事業に密接に関連した(germane to)ものであり、現実・実質的かつ連邦税以外の目的でなければならない。連邦税以外の租税の削減は、当該租税と連邦税が類似していることから連邦税も同時に削減され、当該連邦税の削減効果の方がそれ以外の租税の削減効果よりも大きい、あるいは、それに相当する大きさである場合には、事業目的として認められない。

株主にとっての事業目的(例えば、個人株主の節税プランニング)は原則として法人の事業目的とは認められないが、事実関係次第では、両者が併存することは許容される。例えば、個人 A・B が 50%ずつ持分保有する法人 X が家具の製造販売と宝石の販売の 2 つの事業に従事しており、2 つの事業が等価値であったとする。A が家具事業、B が宝石事業にそれぞれ専念した方が事業価値をより高めることが期待できる場合、X が法人 Y を新設して宝石事業を現物出資し、Y 株式を B のみに償還する取引において、法人の事業目的は存在する(株主の事業目的と併存する)ことが認められる¹⁷⁴。

⑥ §355(d)(法人レベルでの課税の繰延が認められない場合)

¹⁷² 取引時の予測可能性に基づいて判断することとされており、取引時に予測不可能な事情によって分割後に持分が変動した場合にも充足しうる。

¹⁷³ Treas. Reg. §1.355-2(b)(5), Example 3.

¹⁷⁴ Treas. Reg. §1.355-2(b)(5), Example 2.

P 社または S 社株式の 50%以上が、分配以前 5 年間に於いて買収（現金対価による取得、増資による取得も含む）により取得されている場合は、P 社において課税繰延が認められない（§355 のその他の要件を満たす場合には P 社株主において課税繰延が認められる）。

⑦ §355(e) (法人レベルでの課税の繰延が認められない場合)

スピノフが P 社または S 社の 50%以上の資本関係変更を意図した一連の計画の一環として行われる場合には、P 社における課税繰延が認められない（P 社株主については上記⑥と同様）。ある者が分配前後 2 年・合計 4 年間に P 社または S 社の 50%以上の株式を取得した場合には、一連の計画が存在していたものと推定される。

⑧ §355(g)

分配直後の P 社または S 社が非適格投資法人 (disqualified investment corporation) であり、かつ、当該非適格投資法人の 50%以上持分（議決権または価値ベース）が分配直前に当該非適格投資法人を保有していなかった者によって保有されている場合、§355 は適用されない。

非適格投資法人とは、法人の投資資産が総資産の $\frac{2}{3}$ 以上（時価ベース）を占める場合をいう。投資資産とは、現金、法人の株式または有価証券、パートナーシップ持分、債権その他の負債 (debt instruments)、オプション、先物・先渡契約、notional principal 契約、デリバティブ、外貨その他の類似の資産をいう。

§355(g)は、金銭等の流動資産を大量に保有する法人が、相対的に規模の小さい事業を分割し、分割後の法人が別個の事業を買収することで、株主は実質的に法人の利益を用いて別個の事業の買収が可能となる (cash rich spin off) ことから、§355 の潜脱を防止する目的で 2006 年に創設されたものである。

2. 米国におけるスピノフの活用状況

米国では、スピノフは事業分離の代表的な手法の一つとして用いられている。事業分離の手法としては、対象事業を譲渡したり、対象事業株式持分を譲渡する、また、子会社を IPO させて資本市場で株式の一部を譲渡するなど様々な手法が考えられるが、課税繰延措置を受けつつ対象事業を独立させることができるスピノフは、株主価値最大化の観点からも有効な手法として活用されている。

前述の通り、米国のスピノフ制度は、他の組織再編税制と比較して厳格な要件が設けられているものの、事業分離という本来的な目的を有する取引であれば満たしうる内容のものとなっており、その実施を税制が阻害しないような手当がなされていると言える¹⁷⁵。

スピノフと呼ばれる取引は、既存の子会社株式を株主に現物分配するか、もしくは分離対象事業をまず現物出資を通じて子会社化し、その上でその子会社株式を現物分配することによって行われる。100%、もしくは親会社が保有する全ての子会社株式を分配することによって、親子間の事業は完全に分離がされる。また、この他に、一旦子会社株式の一部をカーブアウトする IPO をさせた上で、残った保有株式を現物分配してスピノフするケースもある。類似の取引に、一旦子会社株式の一部を IPO させた上で、残った子会社株式を対価として親会社株式の公開買付(エクステンジ・オファー)を行うスプリットオフがある。米国で事業分離を行う場合には、資金需要や事業分離までに要する期間やコスト、株主にとってのメリット(株主側で親会社への投資を継続するか子会社株式と交換するか)の選択権、有利な価格による株式取得等)の有無などを考慮して、これらのスキームの選択を行っていくものと考えられる。

以下では、これらのスキームを活用した米国におけるスピノフ・スプリットオフの事例について紹介する。これらの事例はいずれも、§355 の要件を充足して課税繰延となることが想定されている取引である。

(1) アボット・ラボラトリーズによるアッヴィのスピノフ

当時のアボット・ラボラトリーズは、抗リウマチ薬ヒュミラへの過剰な売上依存があるとして、投資家からはリスクが高いと判断されていた。市場価値の向上を目指し、ハイリスク・ハイリターンであるものの、特許によって保護される新薬開発事業を新会社アッヴィとして分離させ、新アボットは医療・診断器具およびジェネリック医薬品の製造販売など幅広い製品を扱うこととした。対象事業の分離は、2013 年 1 月にアボット・ラボラトリーズが株主に対しアッヴィ株の 100%を分配することで実施された¹⁷⁶。スキーム選定の理由については、アボット・アッヴィ・株主いずれにも長期的な価値をもたらすためには課税繰延のスピノフとして分離することが有効と判断したとの説明がされている¹⁷⁷。

(2) アルトリア・グループによる事業ポートフォリオ再編

¹⁷⁵ 田村俊夫氏は「成長戦略としてのスピノフ税制改革～コーポレートガバナンスの試金石」の中で、「スピノフは本質的には、親会社株式を、(子会社事業売却後の)親会社株式と子会社株式に分割するだけの取引であるから、その取引に課税されると実施のメリットは吹き飛んでしまう。そのため、スピノフが「タックスフリー」(Tax-Free)であること(課税繰延措置を受けられること)がきわめて重要である。」と述べている。

¹⁷⁶ アッヴィは分配前の 2012 年中にアボットに対し \$13.2billion の金銭等を分配している。

¹⁷⁷ https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1551152/000104746912009682/a2209760zex-99_1.htm
(QUESTIONS AND ANSWERS ABOUT THE SEPARATION AND DISTRIBUTION)

アルトリア・グループ(旧フィリップ・モリス・カンパニーズ)は、かつて米国内外のたばこ事業とともに菓子事業を行っていたが、2007年から2008年頃にかけてこれらの事業の整理を行っている¹⁷⁸。

まず菓子大手のクラフト・ナビスコの事業を含む菓子事業を「クラフトフーズ」として2007年にスピノフしている¹⁷⁹。クラフトフーズは後の2010年に英国の世界的菓子大手キャドバリーを買収し、2012年に北米食品部門を「クラフトフーズ」名義で再度スピノフし、本体は国際的な菓子事業に特化して社名を「モンデリーズ」に変更している。

また、2008年には、たばこ事業に関する米国での法規制や訴訟リスクから国際事業を切り離して新興市場での売上成長を追求するため、フィリップモリスインターナショナル(たばこの国際事業)をスピノフしている¹⁸⁰。その後、本体は成長性の低い米国たばこ事業に特化し、他事業の大幅成長を実現させている¹⁸¹。

(3) FMC によるライベントの分離

FMCは数十年にわたる生産実績を有するリチウム事業部門を営むライベントについて、独立企業としてEV向けバッテリー市場に高性能リチウム化合物を供給し、リチウム技術のリーダーとして成長することを期待して、2018年に分離・独立させた。分離の手法としては、2018年にIPOによりライベント株式の一部を譲渡して\$340mを調達した上で、残りの84%の株式について2019年にスピノフを実施する形態をとっている¹⁸²。

(4) メットライフによるブライトハウスの分離

メットライフは成長が見込めなくなった個人向け生命保険・個人年金事業を切り離して低金利による業績悪化を脱することを計画し、リテール事業に関する関連会社等を新設のブライトハウスに移管した上で、2017年8月にブライトハウス株式の80.8%をメットライフ株主に分配した¹⁸³。その後、2018年6月に残りの株式をゴールドマンサックスやJPモルガン等が所有するメットライフ社債と交換して処分し、全株式の分離を実現している¹⁸⁴。

(5) アルコニックによるアルコア・コーポレーションの分離

アルコニック(旧アルコア・インク)は業績および市況が対照的な川上事業と川下事業のいずれも営んでいたが、株主価値の向上を目指して、川下事業(航空宇宙などの成長産業向け製品を製造する高付加価値製品部門)をアルコニックに残し、川上事業(コスト管理に定評のあるアルミニウム部門)を営むアルコア・コーポレーションを分離するスピノフを実施した。スピノフ

¹⁷⁸ <https://investor.altria.com/frequently-asked-questions/default.aspx>

¹⁷⁹ クラフトフーズ株式は2001年にIPOにて一部が売却されており、2007年のスピノフでは残りの88.9%相当について分配がされた。(<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/764180/000119312507058775/dex992.htm>)

¹⁸⁰ アルトリア・グループは投資家向けFAQの中で事業目的達成・株主価値の最大化のため、事業分離スキームとして税効率のよいスピノフが採用されたと説明している。(<https://investor.altria.com/frequently-asked-questions/default.aspx>)

¹⁸¹ 田村俊夫「成長戦略としてのスピノフ税制改革～コーポレートガバナンスの試金石」(2015年)

¹⁸² <https://www.forbes.com/sites/joecornell/2018/10/15/fmc-corporation-carves-out-livent-in-ipo/?sh=6cf142d71b67>

¹⁸³ <https://investor.metlife.com/shareholder-services/faqs/default.aspx#all>

¹⁸⁴ 当初分配時に全株式を分配しなかった点については、分離後も一定期間は一部保有し、メットライフとの関係を維持することで分離事業に一定のバリューを出す狙いがあった可能性がある。

(<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1685040/000119312517252871/d428466dex21.htm> (5.12. License Grants))

は、2016年にアルコニックが100%子会社であったアルコア・コーポレーション株式の80.1%をアルコニック株主に分配して行われた¹⁸⁵。残りの保有株式は、翌2017年2月に6割相当を市場で売却¹⁸⁶し、さらに同年4月に金融機関が有するアルコニック社債と交換¹⁸⁷することによって処分された¹⁸⁸。

(6) デュポンによるコノコのスプリットオフ

コノコはオイルショック時の1981年にデュポンが買収した石油企業であり、1999年当時グループの売上の4割程度がコノコ関連であったが、高付加価値事業にシフトするためコノコを分離した。分離の手法は、IPOと同時に30%（議決権ベースで8%相当）のコノコ株式を市場で売却（\$4.4bill）し、翌1999年に、残りの株式70%（議決権ベースで92%相当）を対価に18%のプレミアムを付してデュポン株式を交換するスプリットオフが採用された¹⁸⁹。

(7) ファイザーによるゾエティスのスプリットオフ

ファイザーは主力の処方箋薬品事業に経営資源を集中させるため、非中核部門であるアニマルヘルス事業部門を営むゾエティスのスプリットオフを2013年に実施している。当時のファイザーは、特に新興国におけるジェネリック医薬品に力を入れており、アニマルヘルスは市場成長率が6.7%と高く、有望なビジネスであるものの会社の方向性と一致していなかったという背景がある。IPOと同時に20%のゾエティス株式を市場で売却し、残りのゾエティス株式を対価に7%のプレミアムを付してファイザー株式を交換するスプリットオフによって分離が実施されている

¹⁹⁰。

¹⁸⁵ <https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1675149/000119312516735860/d48339dex991.htm>

¹⁸⁶ <https://www.accesswire.com/455300/Blog-Coverage-Arconic-Announced-Sale-of-60-Stake-in-Alcoa-Corp-for-890-Million>

¹⁸⁷ <https://www.arconic.com/press-release/2017-04-26/arconic-announces-debt-for-equity-exchange-for-alcoa-corporation-common-stock/>

¹⁸⁸ 当初より18か月以内、遅くとも5年以内の処分が計画されており、分離時に値崩れしていたアルミニウム市場の回復を待って売却する予定との説明がされていた。

(<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1675149/000119312516735860/d48339dex991.htm>)

(<https://www.post-gazette.com/business/pittsburgh-company-news/2016/06/29/Alcoa-vows-to-complete-split-this-year/stories/201606290179>)

¹⁸⁹ スプリットオフを選択した理由としては、各株主がデュポン株かコノコ株を非課税で選択できる点、プレミアム付価格でコノコ株式を取得することができる点が挙げられている。

(<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1066806/000095012399006438/0000950123-99-006438.txt>)

¹⁹⁰ <https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1555280/000119312513261488/d533019d424b3.htm>

2.6. 調査文献目録

(1) 日本

- 秋山健太、安藤元太、吉村典久、武井一浩「2020年の企業法制の振り返りと論点 ～ 事業再編実務指針を踏まえた事業ポートフォリオマネジメント/ストラテジックレビュー」(2020年)
- 一般財団法人大蔵財務協会「改正税法のすべて(平成11年度版)」(2009年)
- 一般財団法人大蔵財務協会「改正税法のすべて(平成13年度版)」(2001年)
- 岡村忠生「法人税法講義第3版」(2007年)
- 金子宏「租税法(第23版)」(2019年)
- 株式会社コシダカホールディングス「定時株主総会の議案の承認に関するお知らせ」(2019年)
- 国税庁「共同事業を営むための組織再編成(三角合併等を含む)に関するQ&A～事業関連性要件の判定について～」(2007年)
- 小塚真啓「日本版スピンオフ税制の課題」(2017年)
- 経済産業省「第1回事業再編研究会(事務局説明資料)」(2020年)
- 経済産業省「事業再編研究会報告書」(2020年)
- 経済産業省「第2回事業再編研究会 井上委員提出資料」(2020年)
- 経済産業省「平成29年度税制改正要望」(2016年)
- 財務省「平成18年度税制改正の解説」(2006年)
- 財務省「平成19年度税制改正の解説」(2007年)
- 財務省「平成22年度税制改正の解説」(2010年)
- 財務省「平成29年度税制改正の解説」(2017年)
- 財務省「平成30年度税制改正の解説」(2018年)
- 財務省「令和元年度税制改正の解説」(2019年)
- 税制調査会「平成12年5月16日政府税制調査会基本問題小委員会法人税制関係資料」(2000年)
- 田村俊夫「成長戦略としてのスピンオフ税制改革～コーポレートガバナンスの試金石」(2015年)
- 朝長英樹他「会社合併実務必携(第四版)」(2019年)
- 朝長英樹「現代税制の現状と課題 組織再編成税制編」(2017年)
- 内閣「令和3年度税制改正の大綱(令和2年12月21日閣議決定)」(2020年)
- 長戸貴之「企業支配権移転局面における課税繰延措置に関する一考察 - 株式交付などの株式対価M&Aを題材に - 」(2020年)
- PwC US, When a piece of your company no longer fits: What boards should know (November 2020)
- PwC US “Taking stock: How investors can benefit from a spin-off” (2018年)
- ボストンコンサルティンググループ「Boston Consulting Group report」(2014年)
- みずほ証券、一橋大学「みずほ証券 × 一橋大学 ファイナンス用語集」(2018年)
- 吉村政穂「平成29年度税制改正による組織再編成への影響」(2017年)
- 渡辺徹也「組織再編税制に関する平成29年度改正 - スピンオフ税制とスクイーズアウト税制を中心に - 」(2018年)

(2) アメリカ

- 秋峰晴男「連結納税制度に関する研究」(2005年)
- 金光昭雄「米国における連結納税の理論と制度」(2010年)
- 河本幹正「連結納税に係る税務上の諸問題」(2004年)

- KPMG 税理士法人「平成 28 年度産業経済研究委託事業(事業再編関連制度及び実態等に関する調査)調査報告書」(2017 年)
- 中田信正「連結納税申告書論」(1978 年)
- 朝長英樹「法人税制の検討課題について - 分割・合併等」(2000 年)
- 渡辺徹也「米国組織再編税制における非適格資産への課税に関する覚書 - 歳入法典 356 条(a)(2)に関するオバマ改正提案を中心に」(2010 年)
- 渡辺徹也「アメリカ組織変更税制における投資持分継続性原理」(2001 年)
- Bittker & Eustice “Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders” (2019 年)
- Mark J. Silverman “PRACTISING LAW INSTITUTE TAX STRATEGIES FOR CORPORATE ACQUISITIONS, DISPOSITIONS, SPIN-OFFS, JOINT VENTURES, FINANCINGS, REORGANIZATIONS AND RESTRUCTURINGS 2014 Corporate Divisions Under Section 355” (2014 年)
- Cummings, “What Keeps Spinners Up at Night?” (2019 年)
- EDWARD J. SCHNEE, LEE G. KNIGHT AND RAY A. KNIGHT “Corporate Spin-Offs A well-planned prescription for ailing companies.” (1988 年)
- Hennessey, Yates, Banks & Pellevo “The Consolidated Tax Return”
- Sen. Rep. No. 617 (1918 年)
- Howard, “Considerations in Seeking Private Letter Rulings for Spinoffs,” (2019 年)
- H.R. No. 749 (1963 年)
- H.R. Rep. No. 1337, 83rd Cong. 2nd Sess. (1954 年)
- Internal Revenue Service “IRS Statement on Private Letter Ruling Pilot Program Extension” (2019 年)
- Journal of Accountancy, Vol. 25, No.1 (1918 年)
- Rev. Proc. 2013-32 (2013 年)
- Rev. Proc. 2017-52 (2017 年)
- Sen. Rep. No. 960 (1928 年)
- S. Rep. No. 781, 82d Cong., 1st Sess., reprinted in 1951-2 CB 458, 499. (1952 年)
- Stefan W. Suchan “Taxation of Spin-off – U.S. and German Corporate Tax Law” (2004 年)
- Sullivan & Cromwell LLP “Spin-offs: Frequently Asked Questions”
- United States “United States v. Phillis, 257 U.S. 156” (1921 年)
- United States “Gregory v. Helvering, 293 US 465” (1935 年)
- W. Sanders Davies (A.I.A., President) Suggestions for Assessment of Excess Profits, The Journal of Accountancy, Vol. 25, No.1, 1918

(3) イギリス

- 酒井翔子「イギリスのグループリリーフ制度に関する研究」(2011 年)
- 渡辺徹也「イギリスにおける企業結合税制」(2009 年)
- Chris Veld a,b, Yulia V. Veld-Merkoulova “Do spin-offs really create value? The European case” (2004 年)
- “Corporation Tax Act 2010” (2010 年)
- Sebastian Zweiphenning “Corporate Spin-Offs in the United Kingdom A study of the wealth effects” (2014 年)

(4) ドイツ

- 木村弘之亮「ドイツにおける企業グループ税制」(1997 年)

-
- 手塚貴大「企業結合に対する租税法の制度的対応(1)ドイツ租税法における機関会社制度と組織再編税制を素材として」(2010 年)
 - 安井栄二訳「トーマス・レードラー／アンドレアス・シューマッハー租税優遇措置廃止法-ドイツ法人税法における機関関係の改正-」(2004 年)
 - 安井栄二「ドイツ法人税法における機関理論-連結納税制度研究の一素材として-」(2005 年)
 - 安井栄二「連結納税制度における連結グループの範囲の再検討-ドイツ法を参考に-」(2008 年)
 - Helena Grane and John Persson “Shareholder Value Creation Through Corporate Spin-offs” (2018 年)
 - Roger Rüdisüli “Value creation of spin-offs and carve-outs” (2005 年)

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明または保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、プライスウォーターハウスクーパース、及びその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

本書において、PwCとは、PwC税理士法人、または、プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドのメンバーファームを指しています。各メンバーファームは別組織となっています。